

経営総合科学

第 122 号

〔論 説〕

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分
—最高裁令和6年5月7日判決を題材にして—

..... 鎌 倉 友 一

兵庫北関と中世の帳合法

—「兵庫北関入船納帳」を手掛かりとして—

..... 田 中 孝 治

企業の近代化と労働者

—生産性と働きがい— 野 末 英 俊

宿泊事業における価値提供の変容：

非接触サービスの評価差異が宿泊プラン選択に及ぼす影響

..... 加 藤 好 雄

〔研究ノート〕

ペイント理論にもとづく数学の難問に関する研究

—フェルマー数、ルジャンドル予想、完全数の総数問題—

..... 神 頭 広 好

資本主義と貨幣について語り続けるということ

——岩井克人『資本主義の中で生きるということ』の主要論点

..... 塚 本 恭 章

〔報 告〕

2024年度経営総合科学研究所企業調査報告

—地域に根ざした信頼の公的相談窓口

長野県事業承継・引継ぎ支援センター—

..... 山 本 大 造

2025年3月

愛知大学経営総合科学研究所

経営総合科学 第122号

〔論 説〕

- 意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分
—最高裁令和6年5月7日判決を題材にして—
..... 鎌倉友一 ... 1
- 兵庫北関と中世の帳合法
—「兵庫北関入船納帳」を手掛かりとして—
..... 田中孝治 ... 23
- 企業の近代化と労働者
—生産性と働きがい— 野末英俊 ... 49
- 宿泊事業における価値提供の変容：
非接触サービスの評価差異が宿泊プラン選択に及ぼす影響
..... 加藤好雄 ... 67

〔研究ノート〕

- ペイント理論にもとづく数学の難問に関する研究
—フェルマー数、ルジャンドル予想、完全数の総数問題—
..... 神頭広好 ... 83
- 資本主義と貨幣について語り続けるということ
——岩井克人『資本主義の中で生きるということ』の主要論点
..... 塚本恭章 ... 122

〔報 告〕

- 2024年度経営総合科学研究所企業調査報告
—地域に根ざした信頼の公的相談窓口
長野県事業承継・引継ぎ支援センター—
..... 山本大造 ... 93

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない 青色申告承認取消処分

—最高裁令和6年5月7日判決を題材にして—

鎌 倉 友 一

最判令和6年5月7日¹（棄却・納税者敗訴）

福岡高判令和5年6月30日²（棄却・上告・納税者敗訴）

福岡地判令和4年12月14日³（棄却・控訴・納税者敗訴）

I 事実の概要

昭和61年から青色申告の承認を受けていたX（原告・控訴人・上告人、株式会社・6月決算）は、平成29年6月期の申告からA税理士法人を税務代理人とし、平成29年6月期について期限内申告を行っていた。しかし、平成30年6月期および令和元年6月期について、A税理士法人の担当職員が期限内申告を失念したため期限後申告となった。ちなみに、平成30年6月期は法定申告期限の8日後、令和元年6月期は法定申告期限の18日後にそれぞれ申告していた。処分行政庁は、法人税法127条1項の青色申告の承認の取消事由に該当するうえ、2期連続して期限後申告となったとして、青色申告の承認取消等を示した「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」にもとづき、令和元年6月期以後のXの青色申告承認取消処分を行った。これに対し、Xは審査請求をしたが、棄却されたため、本件訴えを提起した事件であ

る。

Ⅱ 関連する法令等

・ 憲法第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

・ 行政手続法

(適用除外)

第3条

次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。

一から五 (略)

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

七から十三 (略)

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の
機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいて
される処分及び行政指導

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、
この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者につ
いて、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪す
る不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処
分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて
人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認める
とき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見
陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判
明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の
不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたこ
とを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明され
たものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他

の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

・ 国税通則法

(行政手続法の適用除外)

第74条の14第1項

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項（適用除外）に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定に基づくものを除く。）については、行政手続法第二章（申請に対する処分）（第八条（理由の提示）を除く。）及び第三章（不利益処分）（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しない。

・ 法人税法127条（青色申告の承認の取消し）

第121条第1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分

法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一から三 略

四 第74条第1項（確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったこと 当該申告書に係る事業年度

- ・法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）⁴
（趣旨）

法人の青色申告の承認の取消しは、法第127条第1項各号に掲げる事実及びその程度、記帳状況、改善可能性等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行うこととし、この場合の取扱基準の整備等を図ったものである（下線筆者）。

1 から 3 略

4 無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し

法第127条第1項第4号の規定による取消しは2事業年度連続してその提出期限内に法第74条第1項の規定による申告書の提出がない場合に行うものとする。この場合、当該2事業年度目の事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。

5 相当の事情がある場合の個別的な取扱い

青色申告の承認の取消しは、青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる場合に行うものであるから、次に掲げる事情があるものについては、3(1)若しくは(5)又は4にかかわらず、所轄国税局長と協議の上その事案に応じた処理を行うものとする。

(1) 3(1)により青色申告の承認の取消しをすべき事実がある場合（3(5)によりその取消しをしない場合を除く。）又は4に該当する場合においても、役員その他相当の権限を有する地位に就いている者が知り得なかったこともやむを得ないと認められるなどその事実の発生について

特別な事情があり、かつ、再発防止のための監査体制を強化する等今後の適正な記帳及び申告が期待できるなど、取消しをしないことが相当と認められるもの

Ⅲ 争点と地裁および高裁の判断

1. 争点

- (1) 本件処分が裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法であるか〔争点1〕
- (2) 本件処分が理由付記の不備により違法であるか〔争点2〕
- (3) 本件処分において事前に原告に防御する機会を与えなかったことが憲法31条に反して違憲・違法であるか〔争点3〕

2. 争点1について

高裁判決は、地裁判決をほぼ引用しているため、一部高裁判決で補正された部分を改め、地裁判決を要約する。

(1) 判断枠組み

法人税法127条1項は、同項所定の事由がある場合に青色申告の承認を取り消すことができる旨を定めており、これを取り消すか否かについては、税務署長の裁量に委ねられているものというべきである。そうすると、青色申告の承認を取り消すものとした処分行政庁の判断につき、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があった場合には、青色申告の承認を取り消す旨の処分は違法として取り消されるべきものとなる。

(2) 事実認定

Xは、平成30年6月期および令和元年6月期の2事業年度連続で確定申告書を提出期限までに提出しなかったものである。そして、この事実は、法人税法127条1項4号の承認取消事由に該当するうえ、青色申告承認取消の取扱基準について定める本件事務運営指針の4にも該当する。

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分

青色申告承認取消通知書（以下、「本件通知書」ということがある。）には、法人税法127条1項4号に該当する旨の記載とともに、「（取消処分の基因となった事実）」として、「自 平成30年7月1日 至 令和1年6月30日事業年度の法人税確定申告書が、その提出期限までに提出されていないこと」との記載がある。

(3) あてはめ

確定申告書を提出期限までに提出することは、青色申告法人の基本的義務というべきであり、2事業年度連続で確定申告書を期限内に提出しないことは、法人税法127条1項4号の違反の程度としては軽視することのできないものというべきである。

Xが2事業年度連続で確定申告書を提出期限までに提出しなかった原因は、A税理士法人の担当職員が期限内提出を失念したことによるものである。

しかし、税理士法2条1項1号に規定する税務代理は、民法99条⁵が規定する代理人が本人に代わって意思表示を行う行為に該当し、その法律効果は直接本人に帰属するのであるから、納税者が自己の判断と責任において、申告手続を税理士に委任し、当該税理士が代理人として申告した以上、その申告は申告名義人である納税者の行為として取り扱われるものと解される。そうすると、2事業年度連続で確定申告書が期限内不提出となった原因が、本件税理士法人の担当職員の過誤によるものであるとしても、このような事情は、Xと本件税理士法人との間の内部事情によるものといわざるを得ない。

以上の事情からすれば、処分行政庁が本件処分（青色申告の承認の取消し）をしたことについて、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとは認められない。

Xは、本件通知書には、令和元年6月期確定申告書の期限内不提出しか記載がなく、当該理由のみをもってした本件処分は平等原則に違反し、裁量権の範囲を逸脱またはその濫用があり違法であるとしたが、本件通知書には、

2期のうち最終年度の確定申告書の期限内不提出の事実を記載したにすぎず、このことをもって平等原則に違反するとまではいえないとした。

3. 争点2について

高裁判決は地裁判決をすべて補正しており、以下は高裁判決の内容である。

(1) 判断枠組み

法人税法127条4項は、青色申告承認取消処分を行う場合、青色申告法人に対し書面でこれを通知する旨及びその書面に取消処分の基因となった事実が取消事由を定める同条1項各号又は2項のいずれに該当するかを付記しなければならない旨を定める。同法がこの理由の付記を求めているのは、青色申告承認取消処分が青色申告法人に認められている納税上の種々の特典を剥奪する不利益処分であることに鑑み、取消事由の有無についての処分行政庁の判断の慎重と公正・妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、取消しの理由を処分の相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。そうであるとすれば、同法により求められる付記の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解される⁶。

(2) 事実認定

本件通知書には、根拠規定として、法人税法127条1項4号が、取消処分の基因となった事実として、平成30年7月1日から令和元年6月30日まで事業年度に係る法人税確定申告書が、その提出期限までに提出されていない旨が適示されており、昭和49年判決にいう特段の理由を認めるに足る証拠はない。

(3) あてはめ

法人税法127条4項後段は、取消処分の基因となった事実が取消事由を定める同条1項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない旨を定め

るにとどまり、処分行政庁が処分を行うに当たって考慮したそれ以外の事実の付記を求める定めはない。行政手続法14条1項本文の定めや趣旨を踏まえても、青色申告承認取消通知書に、処分行政庁が処分を行うに当たって考慮した処分要件以外の事実の付記を要するものとは解されない。これらに加えて、青色申告承認取消処分を含めた国税に関する法律に基づき行われる処分が、各年又は各月ごとに大量かつ反復的に行われるものであることにも照らすと、法令上、青色申告承認取消処分通知書に処分行政庁が処分を行うに当たって考慮した処分要件以外の事実の付記が求められているものと解することはできない。

また、法人税法127条1項4号に基づく青色申告承認取消処分に当たり、提出期限の徒過の程度が考慮されることは、本件事務運営指針の4で明らかにされているうえ、これは基本的に納税者側の事情でもあるから、その付記がなければ納税者による不服申立てに困難を来すということとはできないし、処分行政庁の判断の慎重と公正・妥当を担保することができないとも解されない。そうすると、実質的にみても、処分行政庁が、本件通知書に記載の事実以外に考慮した事実を記載することが求められていたということとはできない。

4. 争点3について

高裁判決は、地裁判決をほぼ引用しており、一部高裁判決で補正された部分を改め、地裁判決を要約する。

(1) 判断枠組み

行政手続に憲法31条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、保障されるべき手続の内容は、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものである⁷。

(2) あてはめ

税務署長が、青色申告承認取消処分を行うにあたり、被処分者に対して告知、聴聞その他弁明の機会を付与しなければならない旨の法律上の規定や根拠は存在しない。むしろ、国税通則法74条の14第1項は、「国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒税法2章の規定に基づくものを除く。）」については、行政手続法2章（申請に対する処分）（8条（理由の提示）を除く。）及び3章（不利益処分）（14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定を適用しない旨を規定しており、「国税に関する法律に基づき行われる処分」である青色申告承認取消処分について、行政手続法3章の規定を適用しないこととしている。これは、上記の処分が、①国税に関する処分の多くは金銭に関する処分であるから、事後的な手続で処理することが適当であり、この点の事後的な手続として、税務署長に対する異議申立てと国税不服審判所長に対する審査請求の2段階の不服申立手続が整備されていること（国税通則法75条1項1号、3項）、②国税に関する処分が大量・反復的であること、③限られた人員で適正・公平・迅速に手続の処理を図らなければならないこと、④処分理由の提示が要求されていること等の理由によるものと解される。以上によれば、国税通則法74条の14第1項の規定は、憲法31条、84条に反し違憲であるとはいえない。また、青色申告承認取消処分については、その処分の内容、性質等に照らし、その相手方に事前に告知、弁解、防御の機会が与えられなかったからといって、憲法31条、84条の法意に反するものとは解されないというべきである。

Ⅳ 最高裁の判断

1. 最高裁は、事前に防御の機会が与えられなかったことについて憲法31条違反ではないか、とする争点3について判示する。

すなわち、法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分につ

いては、その処分により制限を受ける権利利益の内容、性質等に照らし、その相手方に事前に防御の機会が与えられなかったからといって、憲法31条の法意に反するものとはいえない。このことは、最判平成4年7月1日⁸の趣旨に徴して明らかである。本件処分に所論の違憲はなく、論旨は、採用することができないとしている。

2. 渡邊恵理子裁判長の補足意見

法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分については、専門性を有する第三者的機関ともいい得る国税不服審判所における充実した審査請求手続が設けられている。もとより、単に事後手続が設けられていることのみをもって、事前手続が憲法上必要でないと断ずることはできないが、上記審査請求手続の内容等は、上記の総合較量において考慮されるべき要素の一つとなるものと考える。

次に、多数意見と同旨を判示した最判平成4年9月10日⁹が出されて以降、不利益処分に係る事前手続の保障の原則を内容とする行政手続法の制定などの事情の変化もみられるところであるが、多数意見は、関係規定の制定経緯等に鑑み、こうした事情の変化も念頭に置いた上で、憲法判断の変更は要しないと判断したものである。

3. 宇賀克也裁判官の反対意見

原判決は、国税通則法74条の14第1項が、青色申告承認取消処分を含む「国税に関する法律に基づき行われる処分」について、行政手続法第3章（不利益処分）の規定（同法14条の理由提示の規定を除く。）の適用を除外していることに触れ、そうした適用除外が認められている理由として、〔1〕金銭に関する処分であるから事後的な手続で処理することが適当であり、事後的な手続として、国税不服審判所長に対する審査請求等の不服申立手続が整備されていること、〔2〕大量・反復的に行われること、〔3〕限られた人員で適正・公平・迅速

に手続の処理を図らなければならないこと、〔4〕処分理由の提示が要求されていること等の理由を挙げており、上記〔1〕～〔4〕の各点をもって、上記〔1〕の意味での例外を認めるべき合理的理由と捉えているようにも見受けられるが、いずれの点も合理的理由たり得ない。その理由は、次のとおりである。

〔1〕については、国税不服審判所長に対する審査請求は、一般の不服申立手続と比較して審査庁の独立性に配慮されているが、そもそも、憲法31条は、違法又は不当な処分がされないように適正な事前手続を要請しているのであり、事後の救済手続が整備されていれば、事前手続がおよそ不要であるということにはならないことはいうまでもない。現行法上も、第三者的な立場にある審査庁への審査請求が行われ得ることのみをもって、事前手続を不要としているものとは解されない。

なお、行政手続法13条2項4号は、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」については、事前の意見陳述手続に関する同法の規定の適用を除外しているが、同号は、青色申告承認取消処分のように、納付すべき金銭の額の確定等の前提となる相手方の地位の得喪に関する処分を対象としていないうえ、そもそも同号は、それに該当する場合に一律に同法により事前の意見陳述手続を義務付けることはしないとするにとどまり、各処分の類型に応じて、憲法の適正手続の要請により事前の意見陳述手続が必要になり得ることを否定する趣旨でもないから、同号の存在は、上記の合理的理由とは結び付かない。

〔2〕については、青色申告承認取消処分が大量・反復的に行われるから、事前手続をとっている余裕がなく、事実誤認に対する救済は専ら事後手続に委ねる仕組みが採用されているという理解は、わが国の実際の税務行政の姿から乖離しており、むしろわが国の税務行政を過小評価することになると思われる。

〔3〕については、少なくとも弁明の機会の付与に相当する手続であれば、弁明書の提出期限を1週間程度とすることも許容されると考えられるので、迅速

性の要請等が、事前の意見陳述手続を全く保障しないことの合理的理由になるとは考え難い。なお、青色申告承認取消処分が、行政手続法13条1項1号イの「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」に相当することに照らせば、「適正・公平」な手続のためには、聴聞に匹敵する事前手続がとられることが（憲法上必要不可欠とまでいえるかはひとまずおいても）望ましいと解されるが、聴聞は1回の期日で終結することが通常であると思われ、また、通知された青色申告承認取消の原因となる事実が自認されるために聴聞の期日を開かないことになる場合も少なくないと思われることに加えて、我が国の税務職員の質及び量にも照らせば、聴聞に相当する手続をとることが、迅速性の要請に照らして無理を生じさせるとまでは思われない。

〔4〕については、処分理由の提示は、処分庁が原処分を行うに当たり、その慎重合理性を担保する機能、相手方の不服申立ての便宜を図る機能を有するが、そのことと、事前に意見陳述の機会を保障されることとは意義を異にするのであり、そうであるからこそ、行政手続法は、不利益処分について、事前の意見陳述手続（同法13条）と理由提示（同法14条）の規定を別個独立のものとして設けたのである。したがって、理由提示が行われることは、事前の意見陳述手続が不要である理由にはまったくならない。

以上によれば、上告理由のうち憲法31条違反という部分には理由があり、本件処分は違憲であるから、原判決を破棄し、第1審判決を取り消し、本件処分の取消請求を認容すべきである。

V 考察

1. 行政手続法と租税手続の関係

行政手続における適正手続の内容については、各国の事情を背景としながらも、共通の原則が判例や制定法により具体化され、その中でも、告知・聴聞、文書閲覧、理由付記、処分基準の設定・公表が、「適正手続四原則」とでもい

うべきものとして普遍化している¹⁰。わが国においても、平成5年、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」ことを目的として行政手続法が制定され、平成6年10月1日から施行された。

しかし、租税行政手続については、広範囲でその適用が除外されている。「国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（酒類の製造免許および酒類の販売業免許等を除く）」については、行政手続法2章（申請に対する処分）および3章（不利益処分）の規定は、適用されないこととされてきた（国税通則法旧74条の2第1項）。したがって、更正・決定等の確定処分、国税の徴収処分、青色申告承認取消処分等の不利益処分や、青色申告の承認、棚卸資産の特別な評価方法の承認等の申請に対する処分等、広範囲にわたる処分が適用除外となっていた。その理由は、①国税に関する処分の多くは金銭に関する処分であるから、事後的な手続で処理することが適当であり、国税不服審判所への審査請求が整備されていることで担保されている、②国税に関する処分が大量・反復的である、③限られた人員で適正・公平・迅速に手続を処理しなければならない、④申請の審査基準としては通達が公表されている、⑤申請に対して遅滞なく審査すべき旨が定められている場合や、標準処理期間が定められている場合が少なくない、⑥処分理由の提示が要求されている場合がある、⑦弁明の機会の供与・聴聞の実施についても規定がおかれている例がある、等であった¹¹。

しかし、①租税手続についても適正手続の要請ないし手続的保障原則をもっと重視すべきであるという意見が強くなったこと、②平成23年12月改正で、事業等所得を有する者はすべて記帳義務を課されることになった（所法232条）ことに対応して、手続的保障原則重視の観点から、原則としてすべての申請に対する拒否処分および不利益処分についての理由の提示ないし記載が要求されることになった（国税通則法74条の14の第1項）¹²。

それでもなお、理由の提示を除いて、行政手続法3章の規定は依然として適

用除外のままである。

2. 本判決の意義

国税通則法74条の14第1項において、行政手続法3章（不利益処分）の諸規定につき適用除外とする旨を定めるが、Xは、この適用除外規定が憲法31条に反し違憲であると主張したものの、最判平成4年7月1日民集46巻5号437頁、最判平成4年9月10日税資192号442頁を依拠する先例として、納税者の主張は斥けられた。すべての審級の裁判所における判旨は、行政手続法が、租税行政手続を、理由の提示を除き、同法の適用除外としていることに違法性はないとしたわけであるが、最高裁では反対意見が付され、その意味でも注視される。宇賀克也裁判官の反対意見はのちほど詳しく確認するが、国税通則法74条の14第1項が、青色申告承認取消処分を含む「国税に関する法律に基づき行われる処分」について、行政手続法3章（不利益処分）の規定（同法14条の理由提示の規定を除く。）の適用を除外することの多数意見の理由に対して合理的な理由とはならないとした。当該見解は、裁判官に就任する前の行政法研究者としての経歴にも関係するものと想像される。

3. 検討

渡邊恵理子裁判長は、国税不服審判所の審査請求手続が訴訟前に前置されていることについて、非常にわかりにくい表現のため判然としないが、防御の機会が国税不服審判所の審査請求手続が設けられていることも、総合的に判断すれば、納税者の権利救済に関する特段問題とはならないと考えられているようであるが、はたして本当にそうであろうか、そのようには思えないのである。この点の宇賀克也裁判官の反対意見に同意する。

Xは、昭和61年に設立され、爾後長きにわたり期限内申告を行ってきた青色申告法人である。事情があつて税務代理の税理士を変更したが、本件は、税理士変更後の1期後に生じた、税理士自身の過失を基因とした事件であった。

「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」の「趣旨」には、「法人の青色申告の承認の取消しは、法第127条第1項各号に掲げる事実及びその程度、記帳状況、改善可能性等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行う（下線筆者）」とされている。本件の納税者は、先述のように自身の「記帳状況」が杜撰であったのではなく、期限内申告についての「改善可能性」がないわけでもなく、指針の趣旨に示される「真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合」にあたるという得るのだろうか。到底そうは思えないのである。

地裁判決に対する評釈ではあるが、「2事業年度連続で確定申告書を期限内に提出しないことは、法人税法127条1項4号の違反の程度としては軽視することのできないもの」と判示されたが、これに対して、「軽視すること」ができないとする根拠が明らかではないとする批判¹³があり同意できる。

行政手続法13条2項4号は、納付すべき金銭の額の確定等の不利益処分をしようとするときは、事前の意見陳述手続に関する同法の適用を除外しているが、青色申告承認取消処分は、同法に規定される金銭の額の確定等ではないといえよう。それは、宇賀克也裁判官が示すように、「金銭の額の確定等の前提となる相手方の地位の得喪に関する処分」とみることができ、納税者が青色申告の承認を受けたという事実そのものの取消処分である。その結果、当該承認により得られた種々の特典¹⁴が、承認取消処分によって剥奪されるのである。つまり、承認取消処分により特典が剥奪されたことで納付税額に変動が生じるのであって、それは、時系列的に連続し、時機的には前後関係にあるというべきである¹⁵。

次に、本件事務運営指針5の該当性について確認しておきたい。Xは期限内不提出につき指針5に該当しXに帰責性はないと主張している。これに対して、地裁・高裁ともに、該当する事情があるとは認めがたいとする。そこで、改めて本件事務運営指針5を確認するが、「青色申告の承認の取消しは、青色申告制度の趣旨から真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められる

場合に行うものであるから、次に掲げる事情があるものについては、4にかかわらず、所轄国税局長と協議の上その事案に応じた処理を行う（下線筆者）」とし、「……4に該当する場合においても、役員その他相当の権限を有する地位に就いている者が知り得なかったこともやむを得ないと認められるなどその事実の発生について特別な事情があり、かつ、再発防止のための監査体制を強化する等今後の適正な記帳及び申告が期待できるなど、取消しをしないことが相当と認められるもの（下線筆者）」であれば、「所轄国税局長との協議の上その事案に応じた処理を行うことができる」とされている。

地裁・高裁ともに、指針5に該当する「特別な事情」がないとしているが、本件はそこに示されるような「特別な事情」が認められるのではないだろうか。Xが2期連続の期限後申告となった理由は、申告業務を委託していたA税理士法人の担当職員が、8月末が本来の申告期限であるところを9月末と勘違いしたというのである¹⁶。しかもXは、電子申告用のID、パスワードを含め、申告に必要な資料等を期限前の余裕のある時期に当該担当職員に渡していたが、こともあろうに、当該担当職員は、各年度の申告期限前に、法定申告期限末日の日付である8月31日を打刻した申告書の写しを、成果物としてXに手渡していたのであるから¹⁷、Xとしては期限前申告が行われたものと信じる以外になく、A税理士法人の担当職員のいわゆる偽装工作によってXは完全に騙されたことになる。

高裁は、Xは税理士に対しいつでも事務処理状況の報告を求めることができ、税理士を解任することもできるとする。しかしながら、期限内申告が行われたとする日付の打刻がある控えを提示された以上、税理士を解任する権利があったとしても、その時点での解任理由は他に該当するような問題がない限り考えられず、申告期限内の解任により期限後申告が回避できたかという、そうは考えられない。

以上のような事実関係をみるかぎり、Xに落ち度とされるべき点はなく、本件2期にわたる期限後申告は、Xと本件税理士法人との当事者間の「内部事情

によるもの」として簡単に片付けられることには同意できない。

申告を委任した税理士の隠ぺい偽装行為が納税者本人の行為と同視できるかについて争われた最判平成18年4月25日¹⁸は、「納税者以外の者が隠ぺい偽装行為を行った場合でも、それが納税者本人の行為と同視することができるときには、形式的にそれが納税者自身の行為でないというだけで重加算税の賦課が許されないとすると、重加算税制度の趣旨及び目的を没却することになる。そして、納税者が税理士に納税申告の手続を委任した場合についていえば、納税者において当該税理士が隠ぺい偽装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、納税者においてこれを防止せずに隠ぺい偽装行為が行われ、それに基づいて過少申告がなされたときには、当該隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することができ、重加算税を賦課することができる。他方、当該税理士の選任又は監督につき納税者に何らかの落ち度があるというだけで、当然に当該税理士による隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することはできない。」とした。そして、委任した税理士による確定申告書提出後、東京国税局の査察を受けるまでの間に、原告に「確定申告書に虚偽の記載がされていることその他本件不正行為を認識した事実も認められず、同税理士が適法に確定申告手続を行うものと信頼して委任」しており、「本件不正行為を容易に認識し得たというべき事情も」うかがわれない。」として、重加算税の賦課決定処分を違法として取消している¹⁹。

当該判決事案は、税理士による課税庁に対する隠ぺい偽装行為が原因であり、税理士による納税者に対する偽装行為が原因である本件とは事実関係を異にするが、納税者と税理士との税務代理に関する責任の所在を問う先例として、本件を考察するうえでも意義があると考えられる。当該先例にしたがえば、本件Xは、税理士から期限内申告済として日付打刻のある申告書控の提供を受けており、Xにはなんらの落ち度もなく、税理士がXを騙そうとした行為はXの

行為と同視することはできないと考えることができよう²⁰。

これまでも、法人税確定申告書の期限後申告に係る青色申告承認取消処分を妥当とした最判平成4年9月10日²¹があり、渡邊恵理子裁判長も補足意見で当該判決を引用し判示している。しかしながら、その後に行政手続法が制定され、不利益処分に係る事前手続が整備されたことは判決文での指摘のとおりである。そうであれば、行政手続法制定の意義と射程範囲を改めて検証すべきであったと考える。

結びに代えて

本判決に従えば、納税者の意見陳述等による事前防御の機会は、少なくとも法的には与えられておらず、青色申告承認取消処分における納税者の手続的保障は欠如していることにならざるを得ない。

本件訴訟代理人を務めた金谷比呂史弁護士は、最高裁判決が下される前の時点での高裁判決に対する評釈ではあるが、行政手続法が制定されて30年経つが納税者の手続的保障は欠如したままであり、納税者が「いわば人並みの手続的権利を取り戻すためには、本件除外規定や法人税法127条を改正するほかない」²²と指摘し、条文改正によって納税者の手続的保障を確保する以外に方法はないと述べている²³。処分行政庁は、期限後申告が2期連続したという事実のみをもって形式的・機械的に判断して青色申告承認取消処分を行ったとしか考えられず、当該法人が期限後申告となるに至った事情についての確認や配慮がなされていないものと思われる。課税庁は、納税者の適時・適正な納税を奨励する立場であるべきであるが、本件処分に関してそのようには思われない。少なくとも本件の処分および処分に至るまでの課税庁の対応は、あまりにも冷淡ではないかと思わざるを得ず、国民の税務行政に対する信頼ひいてはそれにもとづく適正な申告納税を期待するのであれば、訴訟に至る前に納税者に寄り添った対応がなされてもよかったのではないかと思うところである。本件納税

者は、30年以上にわたり期限内申告を励行していたのである。本件は、国民に信頼される税務行政のあり方が問われているように思えてならない。

* 本稿は、TKC 租税判例研究会中地区研究会（令和6年8月27日）における発表をもとに加筆修正を加えたものである。

注

- 1 判タ1523号66頁。
- 2 LEX/DB：2559947。
- 3 税資272号順号13789。
- 4 国税庁 HP（<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/000703-3/01.htm>）。令和6年8月5日閲覧。
- 5 （代理行為の要件および効果）
第1項「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。」
- 6 最（一）判昭和49年4月25日・民集28巻3号405頁。
- 7 最判平成4年7月1日・民集46巻5号437頁。
- 8 前掲注（7）。いわゆる「成田新法事件」であり、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である旨判示している。
- 9 判決文中では「判例集不登載」とされるが、税資192号442頁（LEX/DB 文献番号22007000）に掲載されている。
- 10 塩野宏『行税法Ⅰ〔第6版〕行政法総論』（有斐閣・2015年）295頁。
- 11 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂・2021年）931頁。
- 12 前掲注（11）932頁。
- 13 長島弘「青色申告承認取消処分の要件と理由の付記・提示（その1）」税務事例56巻6号（2024年）41頁。
- 14 直近の調査によれば、普通法人に占める青色申告法人の割合は99.2%と大多数の法人が青色申告の承認を受けているのは、納税上の特典が大きいからである。この状況をみかぎり、青色申告承認取消処分は、納税上厳しい立場に陥らざるを得ないことがデータ上からもうかがえる（国税庁長官官房企画課『令和4年度分会社標本調査—調査結果報告—税務統計からみた法人企業の実態』（令和6年3月）180頁第11表法人数の内訳（その1）単体法人「青白区分」欄参照）。青色申告の具体的な特典として、推計課税の禁止（法人

意見陳述等による事前防御の機会を与えられない青色申告承認取消処分

- 税法130条1項)、更正通知書への理由付記(同法同条2項)、欠損金の繰越控除(同法57条、58条)欠損金の繰戻還付(同法80条)、少額減価償却資産の取得価額の損金算入(租税特別措置法67条の5)、中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却、税額控除(同法42条の4他)等がある。
- 15 この点について、野一色直人教授は、青色申告承認取消手続や関連税法の枠組みを考慮すれば、Xの受ける不利益の実質は税額確定に関するものとされる(「青色申告承認取消処分(法人税法127条1項)において事前の意見陳述手続は必要とされない」とされた事例」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 租税法 No.185 (2024年))。確かに効果まで考えるのであればそうした指摘もあり得るが、手続それ自体として考えるべきではないだろうか。
- 16 金谷比呂史「法人税法127条1項4号に基づく青色申告承認取消処分における手続保障の欠如」税法学590号125頁(2023年)126頁。
- 17 金谷比呂史・前掲注(16)127頁。
- 18 民集60巻4号1728頁。
- 19 今本啓介「重加算税—税理士との意思の連絡(最三小判平成18・4・25)」別冊ジュリスト253号196頁・租税判例百選(第7版)参照。
- 20 Xは税理士に対して、税理士の過失責任を問うため民事で争うことが考えられる。ただ、Xは期限後申告の2期とも欠損が生じており延滞税等は生じない。しかし、青色申告の再承認を受けようとする場合、再申請が必要となるが、再申請は承認取消処分を受けてから1年経過後でなければすることができない(法人税法123条3号)。つまり、取消後の1事業年度は青色申告の特典が剥奪されたままのため、青色申告であれば受けられた特典をもとに計算した税額と特典のない状況で計算した税額との差額について損害賠償を求めることは可能であろう。
- 21 税資192号442頁。
- 22 金谷比呂史・前掲注(16)142頁。
- 23 金銭的処分である課税処分に、本件除外規定の合理性を認めるとしても、青色申告承認取消処分の非金銭的処分には本件除外規定の趣旨が妥当しないと考えることができ、行政手続法にもとづく聴聞手続による事前防御権が保障されていることになれば、「適用違憲」との主張が可能となるとしている。当該見解は、宇賀克也裁判官の反対意見とも通ずるものがあると考えられる。金谷比呂史・前掲注(16)132頁。

〈参考文献〉

- ・今本啓介「重加算税—税理士との意思の連絡(最三小判平成18・4・25)」別冊ジュリスト253号196頁・租税判例百選(第7版)(有斐閣・2016年)。
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅱ行政法総論〔第8版〕』(有斐閣・2023年)。
- ・金子宏『租税法〔第24版〕』(有斐閣・2021年)。

- ・金谷比呂史「法人税法127条1項4号に基づく青色申告承認取消処分における手続保障の欠如」税法学590号125頁（2023年）。
- ・国税庁長官官房企画課『令和4年度分会社標本調査—調査結果報告—税務統計からみた法人企業の実態』（令和6年3月）180頁第11表（2024年）。
- ・塩野宏『行政法1（第6版）』（有斐閣・2020年）。
- ・谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』（弘文堂・2021年）。
- ・長島弘「青色申告承認取消処分の要件と理由の付記・提示（その1）福岡地裁令和4年12月14日判決」税務事例56巻6号（2024年）。
- ・長島弘「青色申告承認取消処分の要件と理由の付記・提示（その2）福岡高裁令和5年6月30日判決」税務事例56巻11号（2024年）。
- ・野一色直人「青色申告承認取消処分（法人税法127条1項）において事前の意見陳述手続は必要とされないとされた事例」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 租税法No.185（2024年）。

兵庫北関と中世の帳合法

—「兵庫北関入船納帳」を手掛かりとして—

田 中 孝 治

1 はじめに

筆者は、「中世の帳合法と湊」という論稿（田中孝2023）を著し、中世における武蔵国の神奈河と品河の両湊の帳合法について検討した。その結果、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」という製造原価報告書を中心とした帳簿システムが確立していたことが分かった。そして、中世の東国、「坂東」と呼ばれた地の湊に、都を中心とした西国に勝るとも劣らない「帳合法」が成立していたことを確認した。また、そうした帳簿や決算報告書は、問（問丸）が作成していたと考えられる。もし、その問を「商人」と位置付けるなら、蓋し、現存する最古の商業帳簿は伊勢富山家の「足利帳」であり、記録上で最古のものは「土倉帳」であるという定説は完全に覆るのではなかろうか、とも述べた。

ただ、残念ながら、神奈河と品河の両湊では、原始簿の類いの残存は確認できなかった。同じ中世の湊で付けられていた、伊勢大湊の「船々取日記」や「船々聚銭帳」、それに「兵庫北関入船納帳」は原始簿であったと考えられる。伊勢の二つの帳簿については、拙著（田中孝2014, 171-172）で触れたことがあるので、「兵庫北関入船納帳」については、別稿で考察する、と述べた。

文安二年（1445）の「兵庫北関入船納帳」は中世史料として良く知られたもので、これまでも中世の湊や、商品流通、関、問の研究などに利用されて

きた。本稿においても、この「兵庫北関入船納帳」について考察するのであるが、その前に、兵庫関、いや、中世の「関」そのものについて見ていきたいと思う。

2 中世の関と兵庫北関の成立について

2.1 中世の関について

相田二郎は、『中世の關所』（相田1943）の中で、遠く上代に現われた關については、大寶令の軍防令并關市令に規定があり、軍事及び警察的作用を有した。近世江戸時代には關所と称し、政策上から來た警察的作用を持っていた（相田1943, 1）。中世に於いて現れた關、若くは、關所の作用は三種ある。これらの内、警察的關所と、軍事的關所と思はるゝものに關した資料は極めて少なく、經濟的關所に關した資料の數は、前二者に比して極めて多くを検索し得た（相田1943, 8）、と述べている。經濟的作用の目的として、①渡賃、②港湾修築費、③河守の食料、④勘過料兵士米を挙げ、概括してその目的は交通上の警護費并に土木の施設費を通行者に求める所から來たものと云ひ得る（相田1943, 15-28）。また、その起つて來た場所に就いて觀察したところを綜合すれば、凡そ經濟的作用を示す事實の成因は、一般交通上特別に施設を要する河海關係の實際の施設費を求めることが、主要なるものであり、之に上代の海上關制の警固費を求めることが加はつて、こゝに經濟的關所發生の根基が成立つた（相田1943, 33-34）、平安時代の中期公の施設が頽廢して、その費途が公費を以て支え難くなつた時代に、著しい現象となつてきたものと見るべきである（相田1943, 37-38）、としている。さらに、相田は、經濟的作用の目的が、変化していったことも指摘している。すなわち、最初は財貨を徴収せられるものゝ爲に起こつたのであるが、それが一種の得分と化し、欲望を伴つて財貨を獲得する傾向を強からしめ、全く經濟的關所が利權の對象となり、社會に種々の影響を及ぼすことゝなつた（相田1943, 38-39）、と述べている。

また、永島福太郎によると、関銭の収益は、荘園の崩壊が進んだこのころ、荘園にかわる有力財源となった。関銭の収益は簡便な財源であって、労働力が不要である上、現金がたちどころに手に入る。公家（朝廷）は社寺の造替料・修繕料にあてた知行国・造国のかわりに関所を付与し、関銭を徴収させた。関銭の収益は造国にかわるものだから、国料と呼ばれた（永島1975, 875-880）、という。

前述の相田二郎の先行研究を踏まえた上で、中世の関成立の前提について考察したのが錦昭江である。錦は、平安後期、律令体制下での交通体系が崩壊する中で中世的関所の萌芽がみられ、鎌倉前期、勸進聖による大規模な港湾整備事業が展開していく過程を経て、鎌倉後期のいわゆる中世的関所出現期をむかえる（錦2002, 222）、と述べている。そして、東大寺についても公領経営のゆきづまりが深刻化する中で、新たな財源が模索されるようになってきたと考えられ、港湾における関料徴収がそれに該当する。関料（関銭＝引用者）は、この時点で、港湾維持費や寺社造営料の補填を目的としてのものから、寺院経済を支える重要な財源へと変貌していったのである（錦2002, 238）、としている。

それでは、東大寺の兵庫北関はどのように成立したのであろうか。その点について次節で見ていきたいと思う。

2.2 兵庫北関の成立について

東大寺領の兵庫関の成立は、次のような延慶元年（1308）年十二月廿七日の伏見上皇の院宣（原文は、縦書き）をもって始る。

攝津国兵庫經嶋升米事、永代所被寄附東大寺八幡宮也、於嶋修固者、寺家
致其沙汰、以余剩可為顯蜜御願之祈所、然者、西国往反之船、不論神社仏寺
権門勢家領土貢、云上船石別升米、云下船置石、任先例、可致其沙汰之由、
可有御下知之由、院御気色所候也、仍言上如件

延喜元年十二月廿七日

(平)
經親奉

進上 東大寺別当僧正御房

追言上

雑船事、任傍例、可致其沙汰之由、同可有御下知、

(下線引用者、兵庫県史1990、521)

この院宣の意味は、①攝津国兵庫經嶋の升米を東大寺八幡宮に永代寄進する。②その目的は、寺家が兵庫嶋を修固¹するためであり、③それでも余剰が出る場合は、顕密御願之料にせよ。④西国の往来船より徴収せよ。⑤神社・仏寺・権門勢家領の土貢船（年貢船）の例外なく、である。⑥上り船からは石別に升米を、下り船からは置石を徴収せよ。⑦この事は、先例に任せて沙汰すべし。さらに、追言上として、雑船の事も、傍例に任せて沙汰すべし、といったところであろうか。

新城常三によると、文面からすると嶋修固が主で、寺院の経常費調達に従である。しかしながら、社寺の修理同様多分に一時的な事業である嶋修固に永代寄進はそぐわない。あくまでも経常費調達が主眼であったといわねばならない（新城1994、563）、としている。また、課税対象の上船の升米は百分の一の現物関税で、下船（帰航船）の置石は年貢の積下しと共に、帰り船が空船となり、船の安定を欠き遭難の危険がある為、その防止策として石を積込む慣行があり、それを前提として生まれた関税であった（下線引用者、新城1986、37）、と説明している。石なら嶋の修固にも使える分けである。

ところが、正応・延慶当時はすでにその時代を終え、年貢船に帰り荷が積まれるようになり、石の搭載の必要性は薄れ、石のほか納め得なかった帰り船に、一定の米・銭等を納入しうる原資の搭載を生じ、年貢船の商船化を実現させた（下線引用者、新城1994、586）。一方、升米の方も、年貢現物輸送量の低下、商品流通の発展に伴い、輸送量に占める両者の比重が逆転し、重量税の主要課税対象は、年貢から商品に転化し、関税は専ら直接貨幣を以て徴せられ

るようになる（下線引用者、新城1994, 591）、とその経緯を説明している。

したがって、「兵庫北関入船納帳」が記帳された頃には、年貢である升米や置石の他、商品にも課税されるようになっており、それが貨幣で支払われていた。実際、「兵庫北関入船納帳」をみると、そのような記帳がなされている。

それともう一点付け加えておくと、「兵庫北関」となっているのは、暦応元年（1338）、兵庫嶋に興福寺の関も設けられたからである。永島福太郎は、この後まもなく南北両関と称せられるようになった。これは、その位置にちなんだものであろう。前代、兵庫嶋に東西の両地頭の称が見えるが、南北両関というから舟航は南から北に向かったらしい。およそ応永改元のころに南北両関としたのであろう（下線引用者、永島1975, 879）²。そして、東大寺領兵庫北関は石別升米税（上り船）・置石税（下り船）、興福寺領兵庫南関は商船目銭（上り船）・札狩税（下り船）を徴収することになった（永島1990, 910）、と述べている。

それでは、「兵庫北関入船納帳」の検討に入って行きたいと思うが、研究の過程で、もう一つ別の種類の入船納帳が残存していることが分かった。そこで、次章ではこれら二つの入船納帳について検討してみたいと思う。

3 兵庫北関の二種類の入船納帳

3.1 「兵庫北関入船納帳」について

現存する「兵庫北関入船納帳」は、二冊の史料から成る。この入船納帳を中心になって研究した林屋辰三郎によると、一冊は、東京大学文学部に所蔵され、大正十二年（1923）発行の『神戸市史』資料1（（神戸市役所1923, 302-308）＝引用者）で活字化され初めて紹介された。「兵庫北関入船納帳、文安二年正月月日」と記された表紙と、正月二日、四日、八日、十四日、十七日、十九日と、二月二日、三日、四日、五日、七日、八日、九日の入船が記録されているが、欠落部分があり、残簡というべきものであろう（下線引用者、

林屋1981, 227-228)、としている。林屋はこの入船納帳を、「東京大学文学部本」と名付けている。なお、この史料を活用した研究には、小野晃嗣（小野1935）、徳田釵一（徳田1936）、竹内理三（竹内理1943）、豊田武（1952）、阿部猛（阿部1959）、佐々木銀弥（佐々木銀1961）、松岡久人（松岡1966）などがある。初めのうちは、この史料を通した研究しかなかった。

ところが、そうした状況の中、林屋辰三郎は、昭和三十九年（1964）の秋九月に、京都市内の古書肆の店頭において、偶然に一個の古文書櫃を発見・購入し、「燈心草庵文庫の所有」とした（現在、京都市歴史資料館蔵）。そして、林屋はその古文書群の中に「兵庫北関入船納帳」を発見することとなる。しかしながら、破損・虫食いがひどく、頁をめくり通読することさえ困難であったという。そこで林屋は、翻読作業と並行し、内容を解説するために、武藤直（地理歴史分野）、今谷明（政治社会分野）、小林保夫（経済文化分野）等に研究協力を求めた³。そして、発見後十六年の歳月を経て、ようやく中央公論美術出版から林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』（林屋辰三郎編1981）として公刊することができた。その際は、東大文学部本も一緒に収録された（林屋1981,

図表1 『兵庫北関入船納帳』

き三原		か岩屋	お江	え高崎	う地下	い嶋	あ三日入
米ノメ百冊石		米十三石	淡路斗	備後百冊石	三原廿五石	① ② ③	合
備後百石		一貫九百四十五文	国新	九百文	百冊文	④ ⑤ ⑥ ⑦	
卯月十三日		孫左衛門	太郎左衛門	三十九日	三月十六日	左衛門三郎	
木や		木や	大夫四郎	枝船	匠辻子	道	
				雅楽	八郎一郎		
				同			

文安貳年

兵庫北関入船納帳

正月 日

（表紙）

出典：林屋辰三郎編1981, 681-691 あ～きならびに①～⑦挿入引用者

221-222)。燈心草庵文庫本は文安二年（1445）三月三日より、翌三年（1446）の正月十日までなので、東大文学部本と合わせると、欠落部分はあるにせよ文安二年の入船状況はほぼ把握できることとなった（図表3参照）。図表1が、「兵庫北関入船納帳」の表紙と、一部である。

永原慶二は、この史料によると、兵庫港への一年間の入港数は1,903隻、それらの船舶の船籍地は、瀬戸内海沿岸諸国を中心に、摂津・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・淡路・讃岐・伊予・阿波・土佐・豊前の各地にわたっている（永原1988, 204）、と述べている。宇佐美隆之は、世界的にも珍しい中世の流通の実態を示す帳簿である（宇佐美1999, 22）、と絶賛している⁴。

ただし、本稿では「兵庫北関入船納帳」の記帳内容についての分析は行わない。そうした点については、中世史研究の専門家の先行研究をご参照願いたい。本稿は、あくまで簿記会計史の研究の立場から、帳簿としての「兵庫北関入船納帳」の記帳の方法に重点を置き考察していきたい。

（あ）行～（き）行は、すべて三月中の記事の抜粋である。（あ）行と（い）行は、三月三日の記録である。まず、日付を書き、その次の行に入船の記録を記入する。1日に入船が何隻もあるようなら、続けて記入していく。（あ）行の三日の下に「入」とあるのは、入船という意味である。これが、三月廿二日に「入船」という書き方に替わる。一時、「入」に戻るが、以後、ほとんど「入船」である。その後の「合」は、何かの合計という意味であると思われるが、他の箇所では見られない。第2節で検討する「兵庫北関雑船納帳」では、一日分の徴収関銭の合計を計算し、その金額の上に「合」と記されている。

次の（い）行が、入船記帳の基本的なパターンである。小林保夫は、これを①船籍所在地、②積載品目、③その数量、④関銭、⑤その納入日、⑥船頭名、⑦問丸名（小林保1981, 289）、であるとしている。すなわち、①嶋が船籍所在地、②塩が積載品目、その数量が③二百五十石。関銭が④六百貳拾文で、その納入月日が⑤三月七日ということである。さらに⑥左衛門三郎が船頭、⑦道

念が問丸ということになる。

なお、船籍地、積載品目の右横に合点「丶」が付けられている。これは小林保夫が述べているように、照合のために付されたものと思われる。この「合点」の「照合」という意味付けについては、多くの論者も認めるところである。小林によると、関銭・納入月日は、異筆である。関銭の未納をあらわす④⑤の欠けているもの（(か)行＝引用所）が、しばしば見受けられる。このことから、④⑤は関銭が納入された後に書き込まれたと考えられる。関銭の納入時に①②の右肩に爪点が打たれたのである。これは④⑤の墨の色と爪点（合点—引用者）のそれとがほぼ同じであることから明かである（小林保1981, 290-291）、という。さらに、小林は、後年記した論稿に於いて、「合点」は、関銭を月毎に納入する際に、その月に納入された関銭の確認のために記されたと考えられる（小林保2005, 2）、というふうな考え方を進めている。ついでながら、付け加えると、(き行)では、「米」、「備後」双方に、合点が打たれている。これは積載品が、三種類以上になっても変わらない。積載品目ごとに、きちんと照合が行われたということであろう。

筆者も、「合点」は、「照合」のためというのとは間違いと思われる。ただ、追加的な解釈を述べさせてもらうなら、入金があったなら、わざわざ合点を付けなくても、その場で関銭と日付を書き入れるだけで事足りる。「合点」は、古来、貸付簿にみられるものである⁵。貸付けた金額、貸付日、貸付相手が記入されており、返済を受けた時に合点が付されるのが普通である。わざわざ返済日も、合点も両方付する必要はないのではなかろうか。すなわち、記帳者とは別人によって検査、或は監査のようなことが行われ、確かに関銭の入金があったことが確認され、間違いのないという意味で合点が付されたとも考えられる。その別人とは、記帳者の上司に当る人物かもしれないし、記帳者が現地採用の者なら、検査は寺家側から派遣された者ではなかろうか。それは、不正を防止する意味で、当然必要なことである。また、その検査、或は監査は、入金の当日に行われたかもしれないし、小林保夫が述べているように、一月毎に入

金するのであれば、その時に寺家側からも人が来て監査をし、合点が付されたのかもしれない。いずれにしても、その「照合」を行い、合点を付す時は、検査人、或は監査人に当る人物の立会で行われたのではいか、という解釈も成り立つと思われる。

次に、関銭の税率について述べる。新城常三によると、米の外、塩・麦類・大豆などに於いても、価格の百分の一とすることに破綻はない。東大寺領北関では、寄進以来、約百四十年後の文安二年当時、升米の百分の一税が、かなり忠実に踏襲されている。南北朝期以降、権門・荘園領主・在地領主・現地住民などが至る処、恣意的に濫設した関所の関税率が、全くの基準なく、じつに多様である当時の一般情勢と対照して注目される（下線引用者、新城1986, 47）、という。

もう少し解説を加える。①の「嶋」について、川野正雄は、「小豆島」としている（川野1985, 11）。また、「兵庫北関入船納帳」を詳細に検討した徳仁親王によると、⑥について、従来、船頭といわれてきたものの中には相当数の船主が含まれている（徳仁親王1982, 36）、とのことである。さらに、⑦に関連して、兵庫北関には五十二名の問丸が存在し、それらの問丸が荷扱いを行った船数は、1,493艘を数える（徳仁親王1982, 38）、という。小林保夫は、兵庫の問丸は、年貢米を保管し、売却することによって銭に換金し、その活動の一環として関銭の納入を行っていた（小林保2005, 2）、と述べている。

前述したように、(い) 行の書き方が基本形である。しかしながら、中には違う書き方のものもある。例えば、(う) 行である。これは四日の記事であるが、⑦の問丸の記載がない。「地下」とある。これは地元の兵庫という意味である。小林保夫は、尼崎・杭瀬などの地名を船籍所在地とする項目でも問丸名を欠くことが多い。これは、船頭と問丸の兼業化の存在を推測しうるとともに、兵庫に近い地域であるため、関銭取次の問丸を必要としなかったためであろう（小林保1981, 291）、と推測している。

また、(う) 行では、②積載品目に「三原」とある。「三原」は、(き) 行の

①船籍所在地に記されているように地名である。「兵庫北関入船納帳」には、積載品目に地名で表記されているものがしばしば見受けられる。この点について、徳仁親王は、特に頻出する「三原」は、淡路三原の塩であり、『兵庫北関入船納帳』に見える地名表示の品目は、当該地域で生産される塩が、生産地以外の船で運ばれる場合に、当時通用していたと思われる地名呼称で表記されていたと考えられる（徳仁親王1982, 35）、と述べている。

（え）行は、十九日条である。⑤船頭名の横に「枝船」と注記されている。この他にも船頭名に添って「枝船」という記載が多く見える。「枝船」について、小林保夫は、本船に伴われた枝船が多数入港していた。枝船だけの入港も少なからずあった。「水無瀬」などでは、本船と陸岸との連絡や運送にも用いられたと想定されるが、断定する確証を欠く。枝船の船頭は本船の船頭とある種の支配関係が推測される（小林保2008, 70）、と分析している。

廿五日条の（お）には、②積載品目、③数量、④関銭、⑤納入日の記載はない。そこに、「国斡」と記されている。さらに、「合点」が左側に打たれている。「国斡」とは、関銭免除特権を表わす。同じく免除の特権を表わすものとして、「過書」というものもある⁶。小林保夫によると、「過書」船の所有は、幕府の財政を側面から支えていたとされる五山禅院をはじめ室町幕府に繋がりのある人物・社寺でほとんどが占められている。これに対して、「国斡」船は、山名・細川など室町幕府内で当時最も勢威を誇っていた人物に限られ、この「国斡」船は他の「過書」船よりその権利内容はかなり強いものであったと思われる（小林保1981, 300-301）、という。したがって、検査或は監査をする者が、「国斡」船・「過書」船であることを確認の上、左側に合点を付したのではないだろうか。

同日の（か）行に④関銭、⑤その納入日が空白なのは、関銭の未納であることを示していることは前述した。なお、③数量の横に「淡路斗」とあるのは、「淡路枡」で計量したという注記である⁷。

廿九日条の（き）行の合点についても説明済みである。

以上が、「兵庫北関入船納帳」の基本的な記帳項目・方法である。他にも書き込みや注記がみられるが、記入する項目やその順序、関銭納入の可否ならびに入金の際の点検、関銭の免除など、一定の原則に基づき記帳が行われていた。本質的には、「兵庫北関入船納帳」は、日記帳（日次記）であると考えられる。

ところで、同時期に書かれた別の入船納帳が、東大寺図書館に所蔵されている。次節では、その帳簿について、検討してみたいと思う。

3.2 「兵庫北関雑船納帳」について

その帳簿が、初めて紹介されたのは、昭和十一年（1936）発刊の徳田釵一著『中世に於ける水運の發達』（徳田1936）であった。また、この帳簿全文を翻刻し、初めて論文に掲載したのは今谷明（今谷1984）である。

ところで、この帳簿には「兵庫北関入船納帳」のような表紙はない。「□（文）安元（甲子）十一月十五日ヨリ納之、」（兵庫県史1990, 787）で書き始められているだけで、名称は分からない。林屋辰三郎は、林屋編『兵庫北関入船納帳』の中で、「雑船入船納帳」（傍点引用者、林屋1981, 229）という名称を用い、今谷明、小林保夫等もそれに倣い、この名称を用いた。しかしながら、この帳簿の名称ならびに性格については、研究者で意見が分かれる。この点については後述する。本稿では、『兵庫県史』が、「兵庫北関雑船納帳」という名称を用いている（兵庫県史1990, 787）こともあり、この名称を用いる。

この「兵庫北関雑船納帳」には、文安元年（1444）十一月十六日より、翌二年（1445）の十一月十六日までの満一年間の入船記録がなされている。図表2が、その「兵庫北関雑船納帳」の一部である。

この帳簿を初めて紹介した徳田釵一は、「兵庫北関の關銭納帳である事は、はゞ確實としても尚不明の點が多い」（徳田1936, 137）、と断わりながらも、「恐らくこの記録は、薪を取扱ふ問丸は關稅徵収に關係して關錢を納入した覺えではないかと推測される」（徳田1936, 137）、としている。

また、林屋辰三郎は、北関において年貢船以外で、傍例に任せて沙汰された雑船に対する関銭ではなかったかと思われるが、如何であろうか。この関銭は、領主に納付することなく北関の雑用に充てられたのであろう。その理由は、第一に関銭の課税額が主としてかけられ、船籍の地名は全く重視されず全体の半数が不明である事、第二は課税額もすべて小額であり、西宮舟一隻百一文、人舟百文ないし四十五文、木舟四十五文という一率性があること、第三は、船籍の判明するものは、西宮157、阿波引田69、淡路50、鳴尾36、木津31など概ね兵庫周辺の港津であること、これらからこの納帳はむしろ兵庫北関の雑船入船納帳というべき補完史料と思われる（傍点引用者、林屋1981, 228-229）、と述べている。

さらに、今谷明も、林屋辰三郎が推定しているように、年貢、商品積載船以外の小型船舶による旅客・薪材のみの台帳であったと考えるのが妥当であろう（下線引用者、今谷1984, 17-18）、としている⁸。

図表2 『兵庫北関雑船納帳』

文安二年正月日	
あ 百八十三文 ① ② ③	本船四艘分 三日
四十五文	本船 四日
百一文	西宮 五日
い 廿日入	
う 四十五文	本船五十八
え 廿一日入	西宮船
お 四十五文	本船五十八
か 四十五文	河船
き 四十五文	木舟
こ 廿一日	西宮舟 廿二日
け 四十五文	人船
く 廿九日 ① 月引用巻	木舟六十八
こ 廿四日 ① 月引用巻	西宮舟 廿四日
さ 廿四日 ① 月引用巻	西宮舟 廿四日
し 廿五日	西宮舟 廿五日
す 廿七日	西宮舟 廿七日
せ 廿八日	西宮舟 廿八日
そ 廿九日	西宮舟 廿九日
す 三十日	西宮舟 三十日
せ 三十一日	西宮舟 三十一日
そ 三十二日	西宮舟 三十二日
す 三十三日	西宮舟 三十三日
せ 三十四日	西宮舟 三十四日
そ 三十五日	西宮舟 三十五日
す 三十六日	西宮舟 三十六日
せ 三十七日	西宮舟 三十七日
そ 三十八日	西宮舟 三十八日
す 三十九日	西宮舟 三十九日
せ 四十日	西宮舟 四十日
そ 四十一日	西宮舟 四十一日
す 四十二日	西宮舟 四十二日
せ 四十三日	西宮舟 四十三日
そ 四十四日	西宮舟 四十四日
す 四十五日	西宮舟 四十五日
せ 四十六日	西宮舟 四十六日
そ 四十七日	西宮舟 四十七日
す 四十八日	西宮舟 四十八日
せ 四十九日	西宮舟 四十九日
そ 五十日	西宮舟 五十日
す 五十一日	西宮舟 五十一日
せ 五十二日	西宮舟 五十二日
そ 五十三日	西宮舟 五十三日
す 五十四日	西宮舟 五十四日
せ 五十五日	西宮舟 五十五日
そ 五十六日	西宮舟 五十六日
す 五十七日	西宮舟 五十七日
せ 五十八日	西宮舟 五十八日
そ 五十九日	西宮舟 五十九日
す 六十日	西宮舟 六十日
せ 六十一日	西宮舟 六十一日
そ 六十二日	西宮舟 六十二日
す 六十三日	西宮舟 六十三日
せ 六十四日	西宮舟 六十四日
そ 六十五日	西宮舟 六十五日
す 六十六日	西宮舟 六十六日
せ 六十七日	西宮舟 六十七日
そ 六十八日	西宮舟 六十八日
す 六十九日	西宮舟 六十九日
せ 七十日	西宮舟 七十日
そ 七十一日	西宮舟 七十一日
す 七十二日	西宮舟 七十二日
せ 七十三日	西宮舟 七十三日
そ 七十四日	西宮舟 七十四日
す 七十五日	西宮舟 七十五日
せ 七十六日	西宮舟 七十六日
そ 七十七日	西宮舟 七十七日
す 七十八日	西宮舟 七十八日
せ 七十九日	西宮舟 七十九日
そ 八十日	西宮舟 八十日
す 八十一日	西宮舟 八十一日
せ 八十二日	西宮舟 八十二日
そ 八十三日	西宮舟 八十三日
す 八十四日	西宮舟 八十四日
せ 八十五日	西宮舟 八十五日
そ 八十六日	西宮舟 八十六日
す 八十七日	西宮舟 八十七日
せ 八十八日	西宮舟 八十八日
そ 八十九日	西宮舟 八十九日
す 九十日	西宮舟 九十日
せ 九十一日	西宮舟 九十一日
そ 九十二日	西宮舟 九十二日
す 九十三日	西宮舟 九十三日
せ 九十四日	西宮舟 九十四日
そ 九十五日	西宮舟 九十五日
す 九十六日	西宮舟 九十六日
せ 九十七日	西宮舟 九十七日
そ 九十八日	西宮舟 九十八日
す 九十九日	西宮舟 九十九日
せ 一百日	西宮舟 一百日

出典：兵庫県史1990, 789-803 あ～す、①～③挿入引用者

それでは、図表2に戻り、同じように入船記帳の方法を中心として見ていきたい。前述の「兵庫北関入船納帳」に比べ、記入の仕方が簡単である。

まず、(あ)行をご覧ください。①は関銭であり、②は船の種類または船籍所在地と艘数、③は入船日である。さらにその下に、別の入船記録が記帳

されている。つまり記帳が二段構えになっており、①～③が上下に二回書かれる。

「合点」は無い。有馬香織の述べているように、日毎に関銭と船が記されているが、後日払いの注記はない。記された船は兵庫関に入ったその日に関銭を払っている（有馬 2008, 65）。所謂即金払いである。これは、関銭が安いということとも関係があると思われる。

船籍所在地については、今谷明が述べていたように、牛窓・引田以東の大物浦、播磨灘沿岸地域に限られる（今谷1984, 17）。つまり、「兵庫北関入船納帳」の船籍地に比べ、兵庫近郊であるということである。ちなみに、「西宮」も地名でもある。

入港船の種類で多いのは、「木船」の外、西宮船（え）・（か）、河船（お）、人船（け）である。関銭は、艘別に、西宮船が101文、他は45文である。今谷明は、船の種類が「木船」である場合は積載数量・船頭又は船主を注記することが多い（今谷1984, 17）、と指摘している。例えば、（う行）の「木船」の下「五十ハ」、「四十ハ」は積載数量である。ここで「ハ」は、別の箇所では「把」という漢字表記も見られる。「木船」の「木」は、徳田鋳一が初めて指摘して以来（徳田1936, 137）、「薪」と考えられている。その「薪」が、「五十把」、「四十把」と束になって積載されているということであろう。

「河船」であるが、淀川を遡り、荷を京まで運ぶのであるから、当然、「河船」と呼ばれる船も運航しているであろう。

また、「人船」であるが、これについては諸説あると思うが⁹、今谷明が指摘しているように、「旅客船」で良いと思われる。今谷は、京都淀・西宮・鳴尾と兵庫間に旅客定期航路が開かれていたのは確実である（今谷1984, 18）、と述べている。新城常三によると、室町時代になると、民衆がそれまでの強制的な旅から解放されて、自由な旅を自主的に営むようになった。この当時の民衆の社寺参詣の発展は、その現われである（新城1980, 97）、という。そして、「兵庫北関雑船納帳」の人船も旅客船であろう（新城1980, 99）、と指摘して

いる。

さて、帳簿の記入方法であるが、正月の十七日以降変化している。つまり、日毎に入船記録を纏めて記帳する方式に代わっている。まず、(い) 日付 (入船日) と、その下に「入」と書く (ただし、「入」は、正月廿四日以降は殆んど書かれなくなる)。次の行から同日の取引を纏めて二段で書く (う行)。書く順序は、関銭、入港船の種類または船籍所在地である。

廿二日のように入船件数が多いと、「合」と書き、その下にその日の関銭合計が記される (き)。ところが、(き) は、 $45 \text{ 文} \times 5 \text{ 隻} + 101 \text{ 文} \times 3 \text{ 隻} = 528 \text{ 文}$ になるはずであるが、見ての通り 534 文と 6 文多い。これは計算間違いではない。他にも、「こ」も 135 文のはずであるが、138 文になっている。これは、(あ) 行の「木船四艘分」も同様である。これについて、小林保夫は、これは中世で年貢銭納の際、悪銭の目減り分を予想して余分に徴収していた「目銭」である (小林保 1985, 99)、述べている。この「目銭」は、段階的に加算されていくように設定されている (小林保 1985, 101)、という。

なお、(か) 行の「廿三日也、札了」という意味は分からない。額面通りに解すると、二十三日に、「札」が終了するという注記である。小林保夫は、「石札料」の名目で、西宮舟などの特定の船舶 (他に堺・鳴尾舟) より 101 文¹⁰と、河舟、木舟、過書船などの一般船舶からの 45 文と二種類の徴収がなされていた。「石札料」は前述の鎌倉時代以来の置石料である (小林保 1985, 97)、と述べている。もし、「札」が「石札料」ということなら、翌日の廿三日に「石札料」の徴収が終わるということであろうか¹¹。不明である。

さて、帳簿の記入方法はもう一度変化する。詳しくなっている。すなわち、単に「木船」、「西宮」と書かれていたものが、船の所有者を記入するようになる。(さ)、(し)、(す) をご覧いただきたい。これらは、八月廿四日から連続したものである。前述したように、書き始めは「西宮」とだけ船籍地が書かれていたものが、具体的に「西宮二郎」、「西宮馬次郎」、「西宮三郎二郎」、「西宮刑部三郎」と、船主を表す人名で書かれるようになっていく。簿記的には、明

細が分かるというのは良い方向への変化である。

したがって、この「兵庫北関雑船納帳」の記帳方法は二回変化したことになる。この点について、有馬香織は、正月十七日と四月から六月の間を境とする二段階の変化を経て、簡単な記入の仕方から詳細に記載する方針へと次第に変化している。これは、納帳の記入者にとっては、意図的な仕事量の増加であって、単なる記入者の交代による変化ではないかと考える（下線引用者、有馬2008, 66）、としている。有馬の言うように意図的な変化であろう。ただ、それが現場担当者の工夫なのか、それとも上からの指示なのかは分からない。二回目の変化は、定着するまでに時間がかかっているところをみると、現場担当者の工夫ではないかと思う。

3 二つの入船納帳の比較について

以上、中世兵庫北関において記帳されていた二つの入船納帳について考察してきた。次に示す図表3が二つの帳簿の残存状況である。

図表3 二つの入船納帳の残存状況の比較



これらの納帳が公になって間もない時期に、竹内理三は、「兵庫北関入船納帳」は「石別升米帳（従量税）」に相当し、「兵庫北関雑船納帳」は「置石税帳」に相当するものである（竹内理1943, 343）、と述べている。また、時代が下り、林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』（林屋1981）の出版後、議論華やかしき頃、新城常三は、前者を「兵庫北関入船升米納帳」、後者を「兵庫北関入船置石納帳」（新城1986, 49・50）、と名付けている。しかしながら、はっきりした定説はないと思う。この二冊の帳簿だけでは、あまりに情報量が少な

すぎるからだと思われる¹²。

本稿では、簿記会計史研究の立場から、帳簿そのものの性格を中心に据え考えていきたい。

これら二つの入船納帳の違いは、「兵庫北関入船納帳」が大口の取引を記帳した帳簿であるのに対して、「兵庫北関雑船納帳」の方は、小口の取引を記帳した帳簿であるということである。前者には、大量の年貢や商品を積み込んだ大型船の多額の関銭支払いに関する事柄が記帳され、後者に記帳されるのは小型船舶に課せられた少額の関銭に関する事柄である。前者の船の船籍地は下関や門司まで含むのに対して、後者は、一番遠くても牛窓（現、岡山県瀬戸内市）である。「兵庫北関入船納帳」を分析した藤田裕嗣は、兵庫から遠く離れた船籍地に所属する船は、一度に大量に運び、かつ、長距離に運んでも不利にならないような、輸送負担力が高い物品を主力としていた（藤田2005, 80-81）、と述べている。このことは、「兵庫北関入船納帳」と、「兵庫北関雑船納帳」の記載の船に当てはまるであろう。

前述したように、林屋辰三郎は、「兵庫北関雑船納帳」は「兵庫北関入船納帳」の補完史料であるとした。この考えは、他の中世史研究者も追認しているようである。確かに、兵庫北関の関銭収入としては、前者が後者を圧倒している。関銭収入のメインは前者であり、補足できない部分を把握するために後者を用いたと考えることは間違えではないと思われる。

しかしながら、簿記会計的に考えると、どちらの帳簿も、関銭の収入を記録した不可欠の日記帳（日次記）であることには変わらない。機能としては同じである。船が着く嶋の位置も、関銭を徴収し関務を行う建物¹³も、担当者も別である可能性も考えられる。したがって、関銭の徴収を把握するための帳簿としては、二つの帳簿のどちらも必要であり、上下の区別はない。

前述したように、これら二種類の帳簿について、竹内理三は「石別升米帳（従量税）」、「置石税帳」に相当するものであると述べ、新城常三は「兵庫北関入船升米納帳」、「兵庫北関入船置石納帳」という名称を用いた。これらは、

「升米」、「置石」に課税するという伏見上皇の院宣に立ち戻って命名したと思われる。そういう点からも、二つの帳簿は、セットで考えるべきではななかろうか。しかも、図表3で見たように、二つの帳簿は同時期のものが残存しており、日本中世史、中世の海運史解明の重要な史料となっている。

ところで問題は、「何故、これら二つの同時期の帳簿が残ったか」、ということである。永島福太郎は、『兵庫県史』史料編の解説で、「これらはすべて文安二年に限って現存する。不思議といえる」（永島1990, 914）、と述べているし、新城常三も、それ以外には、その両者のみならず、その一方さえ今に発見されないのは何故であろうか、偶然であろうか（新城1986, 37）、とも述べている。しかしながら、新城は、その謎を次のように解いている。文安元年（1444）十一月十五日に東大寺油倉の玉叡が兵庫北関の代官に就任している。彼は、東大寺部内者の明証として殆んど唯一の代官職請負であり、いわば東大寺直営である。文安二年の両入船納帳は、この油倉玉叡代官時代の帳簿であり、関の実務者である彼の管理下に作成されたことは間違いない。「置石税帳」の冒頭に、「十一月（文安元）十五日ヨリ納之」とあるが、この十一月十五日こそ彼が代官職を請負ったその日であり、彼は請文を提出すると即刻、関所の業務に就き、帳簿の記載を始めたのである（下線引用者、新城1986, 49）、としている。

確かに、油倉の玉叡が、文安元年（1444）「甲子」十一月十五日の日付で、「請申 東大寺八幡宮領摂津国兵庫北関升米并置石代官職事」という請文を提出している。そこには、「右升米并置石土貢毎年柒百伍拾貫文、此外相国寺・等持寺両寺之国新代官方沙汰分五拾貫文、都合八百貫文可有寺納、月別 正月至十一月各柒拾貫文宛て、於十二月者参拾貫文 無懈怠於南都可沙汰申候、……油倉請申候、……仍請文如件、」（下線引用者、兵庫県史1990, 640-641）、とある。

すなわち、兵庫北関の升米税と置石税徴収の代官職を800貫文（含、相国寺・等持寺両寺の之国新代官方分の50貫文）で引受けた。支払方法は、正月から十一月までは70貫文、十二月分は30貫文、合計800貫文を遅れずに寺に

納める、という意味である。

それでは、東大寺油倉の玉叡とはどういった人物であったのだろうか。徳仁親王は、玉叡の経歴は必ずしも詳らかではないが、と断わりながらも、史料から、東大寺内部にあって重要な地位をしめていたことがわかる。兵庫関と関係する所では、①東大寺荘園領の年貢徴収者に任じられ、②兵庫北関の統括責任者として活躍していたことを知ることができる（徳仁親王1989, 453-454）、と述べている。相当に実力があったのだろう。

実際、玉叡の直前にも代官職を請負ったという代官職請文が数通残されている。嘉吉三年（1443）十月には、景瑞と相国寺銭納所梵種が敷銭貳百伍十貫文を入れ、代官職を玖百貫文で請け負っているし、翌、文安元年（1444）四月には、上田重次・岡正清という人物達が敷銭貳百伍十貫文、代官職玖百貫文で請け負っているが、不都合により半年で交代している（下線引用者、兵庫県史1990, 639-640）。どちらも東大寺の外部者と考えられる。したがって、玉叡は東大寺の期待を背負って代官職に就いたこととなる。伊奈建次も、彼は敏腕家であつた様に思はれる（伊奈1940, 13）、と述べている。

それでは、油倉とはいかなるものか。伊奈建次によると、東大寺は佛教部派的性質からも燈明の存続を最も重んじたものであつて中世諸寺院の例に漏れず此の燈油料獲得には相當に努めてをる。又寺領莊園其の他特權収入の根源たる特權を獲得するには此の名目は最も都合好きものであつたものゝ様である（伊奈1940, 1-2）。油倉の本來の性質としては燈油の保管所であつた。之がその蓄積したる資財特に資本を基礎として室町時代に於いて田地地下地權の所有、利錢金融から延いて經濟的諸特權の獲得による經濟的活動をなすに及んだ（伊奈1940, 21）、としている。

また、永村眞は、南北朝期から室町中期に至る油倉の諸活動は、造営事業を始めとして、惣寺から委託された寺領年貢等の収納・貯蔵・下行と、これらの活動を媒介とする財源経営にわたり、更には造営事業や財源経営を維持する経費を、「院家」の蓄錢より調達する一方で、「院家」には利子収益を配分すると

いう、寺内金融に及ぶものであり、油倉は、寺家・院家の経営にとって、不可欠な寺内財政機関としての機能を果たしていた。油倉が果たした役割は極めて大きく、当該期の惣寺財政は油倉の諸活動に依拠していたといっても過言ではなく、「中世東大寺」の発展を支えた（永村1989, 738-739）、と述べている。

前述の玉叡代官職請文の終わりの方に、「油倉請申候」（下線部）とあった。永村眞は、玉叡が請負責任者という形をとりながらも、実際には油倉が組織として関務を請負ったことは言うまでもない（永村1989, 619）、と指摘している。

話を戻すと、「何故、これら二つの同時期の帳簿が残ったか」。新城常三は、請負人は契約高を関領主に納入すれば事足りるのであって東大寺に提出する必要は全くない。部外者の請負人による入船納帳が散逸しやすく、今に見当たらないのも不自然ではない。これに対し東大寺油倉請負、いわば東大寺直営の下に作成された文安二年の両様の入船納帳が東大寺に収められ、伝存するののもまた不思議ではない（下線引用者、新城1986, 49）、と述べている。

すなわち、それまでの請負代官は東大寺の外部者であり、油倉は内部者であったので二つの入船納帳は散逸せずに残ったということである。

5 おわりに

以上、室町後期の兵庫北関における関銭徴収のための入船納帳について考察してきた。中世の関は、古代や近世の関所と違い経済的関所であった。東大寺兵庫関の成立は、延慶元年（1308）年十二月廿七日、伏見上皇により、兵庫経嶋の修固と、顕密御願之料を目的として、永代寄進されたことに始まる。

その関銭の徴収を記録した入船納帳は、文安二年（1445）前後のものが、二種類残存していた。一つは「兵庫北関入船納帳」（図表1）、もう一つは「兵庫北関雑船納帳」（図表2）と呼ばれた。前者には、遠方から来航する大型船に対する多額の関銭徴収に関する事柄が記帳され、後者は、兵庫関近郊の小型の

船籍から少額の関銭についての記帳がなされていた。すなわち、目的に応じて入船納帳の書き分けが行われていたということである。また、前者に比べて後者の書き方は簡易なものであったが、それでも書き手の工夫によるものか、期間中に記帳方法の改善が見られた。どちらの帳簿も、関銭の収入を記録した不可欠の日記帳（日次記）であることには変わらない。

そして、これら二種類の同時期の帳簿が、何故、残ったかについては、兵庫北関の代官に東大寺油倉の玉叡が就任したからであった。

ところで、前稿で考察した武蔵国神奈河品河両湊と帳合法は、鎌倉円覚寺塔頭弘日庵造営費（後に、金沢称名寺金堂修造）の調達ため、神奈河・品河以下武蔵国浦々に入出する船を対象とした帆別銭の賦課を、鎌倉府から寄進されたことに関連する帳簿群であり、決算報告も行われていた。寺院への寄進ということで、兵庫北関の二種類の入船納帳と共通しているといえる。このことは、帳合法の発達は「宗教」、特に「仏教」と関係性がある（田中孝2014, 177-178）、という筆者の持論とも符合する。お金の集まるところに帳合法は発達するということである。また、「はじめに」で述べたように、神奈河品河両湊の帳簿や決算報告書は、問（問丸）が作成していたと考えられる。兵庫北関では、問丸が関銭を納付していた。そうした問丸が兵庫北関の代官を請負い、現存はしていないが、入船納帳の類いを付けていたという推定は十分成り立つであろう。問丸なら経営のノウハウを持っていたであろうし、帳合法の技術に長けていたと考えられるからである¹⁴。

それでは、兵庫北関から東大寺への決算報告の方はどうなっていたのか。決算報告が確認できるのは、神奈河品河両湊だけではない。兵庫の二つの入船納帳と同時期に当る、文安貳年八月より翌年七月までの「鵜殿關銭納日記」（談山神社1929, 511-548）という収支決算報告書が残存する¹⁵。そこで、次稿では、兵庫北関の決算報告書について考察してみたいと考えている。

注

- 1 そもそも「兵庫嶋」は、日宋貿易に眼を付けた平清盛により築かれた（神戸市役所1922）。また、永島福太郎氏によると、足利義満の日明貿易は、兵庫嶋の大々の修築を促した。延慶元年（1308）に東大寺に兵庫関が給与され、兵庫嶋は東大寺に委任された（永島1975, 862）、という。本文の図表1「兵庫北関入船納帳」の（あ）①で述べたように「嶋」は、「島」のことである。「修固」については、『時代別国語大辞典』室町時代編には、記載はない。一般的な国語辞典には載っていないと思われる。さすがに、小学館の『日本国語大辞典』には、「つくりかためること。繕ってかためること。堤などを補修することという」、とあり、吾妻鏡－寛喜四年（1232）、広峯文書－乾・延慶元年（1308）の用例（日本国語2001, 1227）、が載せられている。錦昭江氏は、まず天然の岩礁を利用し、その先端に大石と材木を積み上げて人工嶋を築造する。人工嶋の内部は凹状になっており、その内側を船の繁留とする形状をとっていたと考えられる（下線引用者、錦2002, 232）、と推察する。したがって、修理ではなく、「修固」が使われているのだと考えられる。
- 2 永島福太郎氏は、興福寺は東大寺が兵庫関銭を下付されたのを羨望し、割込んだ（永島1975, 877）、と述べている。興福寺は、兵庫関への悪党の乱入などを支援し、割込みに成功するまで、その妨害行為が続いた（永島1990, 910）、としている。それだけ、関銭収入の利権が大きかったことを窺わせる。なお、「兵庫北関入船納帳」の存在のためか、南関からの研究の方が少ないように思われる。永島氏は、南関、すなわち興福寺の側より考察されている（永島1934）。
- 3 共同研究をした今谷明氏によると、林屋辰三郎氏が発見した帳簿は、440頁にわたる粘葉装と呼ばれる冊子で、紙魚の食い跡がおびただしく、購入当初はページを開くにも困難な箇所が多かった（今谷1992, 182）、という。
- 4 今谷明氏は、中世末期のヨーロッパに繁栄したハンザ同盟都市の盟主的存在であったリューベックに遺された、1368年度（同年4月～翌年3月）の「輸出入関税記録」と、「兵庫北関入船納帳」を比較して次のように述べている。これは西欧でも年間を通じての完全な統計資料として最古のものであるというから、「兵庫北関入船納帳」と時代は80年ずれているが、興味深い比較材料である。リューベックの史料は、関税賦課当時の伝票や帳簿でなく、それらの原資料にもとづき記された二次的な記録であり、これに対して「兵庫北関入船納帳」は日を追って入港船一隻ごとにその船籍名・問丸名の順で一行に摘記された原帳簿である。古さの点では「輸出入関税記録」に譲るとしても、その帳簿としての精密さでは「兵庫北関入船納帳」の方が格段に優れている（今谷1992, 185-187）、と述べている。恥ずかしながら、筆者は、今谷氏が指摘しているハンザ同盟都市のリューベックの「輸出入関税記録」について全く不案内であった。調べてみると、近年、柏倉知秀氏が、長年月を費やし、翻刻研究した（柏倉2003、2004、2019、2020等）、ハンザ都市リューベック文書館（Archivder Hansestadt lubeck）所蔵の1368-71年のポンド税台帳（Phundzollbuch/Pfundzolliste/Pfundzollregister）というものが現存し、その一部

がこれに該当するのではないかと思われる。柏倉氏によると、ポンド税は、戦争や海賊討伐など、ハンザによる軍事活動の財源として、ハンザ総会で徴収が決議された臨時関税で、課税時にフランドル・(フローテ・)ポンドが貨幣単位として用いられたのが、ポンド税という名称の由来である。史料が現存するハンザ諸都市は、リューベック、トルン、レーヴァル、ハンブルクである。一口にポンド税台帳といっても、各都市で独自に記載されたその内容に統一性があるわけではない(柏倉2003, 19)、という。また、ポンド税を徴収した証として領収書も発行されていた。さらに、ポンド税徴収後、ハンザ総会にてポンド税の決算が行われており、その決算書も作成されていた(下線引用者、柏倉2003, 21)。リューベックのポンド税台帳は、年度によってその記載内容は大きく異なっているが、1368 - 69年には、出入港した船舶の船長と船舶価格、荷主とその商品や数量、そして商品価格などが、比較的詳細に記載されていた。しかし、1370年以降になると、商品の名称や数量については次第に記載されなくなり、商品の金額のみが記載されるようになった。ポンド税台帳にとって重要なのは、ポンド税を支払った商人や船長の名前と、支払われたポンド税の金額であった。したがって、台帳の記載内容が洗練されるにしたがい、必要事項のみが記載されるようになったわけであるが、その分だけ商業史料としての価値を減じてしまうことになった(柏倉2003, 22)、と柏倉氏は述べている。税率は、時代によって異なるが、例えば1362年では、商品価格の96分の1がポンド税として徴収された(柏倉2003, 20)、という。安藤英義氏によると、西ドイツの簿記書では、「商人」(Kaufmann)を主語にした文章が多く、帳簿をつけるのは商人自らであると理解できる。商人が帳簿をつける簿記義務については商法にも定めがあり、その条文の主語はもちろん「商人」である。商法も簿記書もハンザ商人文化を受け継いでいる(安藤英2001, 15-16)、という。このことは、ポンド税台帳の記帳方法が、現代のドイツの商法や簿記書にも繋がっているということである。いずれにしても、「兵庫北関入船納帳」も、リューベックの「輸出入関税記録」も、簿記会計の史料という点では、どちらも貴重な歴史的遺産である、といえる。

- 5 貸付簿に合点が付された例は、例えば、我国古代の出挙木簡(田中孝2014, 117)や、「天平勝宝二年借用銭録帳」(田中孝2014, 123)にも見られるし、さらに中国シルクロードのトルファン出土の出挙帳(田中孝2014, 186)や、敦煌出土の貸付簿(田中孝2014, 189)にも見られる。「はじめに」で述べた、伊勢大湊の永禄八年(1565)の「船々聚銭帳」(三重県2005, 590-598)と、天正二年(1574)の「船々取日記」(三重県2005, 601-603)にも見られるところである。
- 6 小林保夫氏は、「国新」ならびに「過書」については、別稿(小林保1975・1979)で詳しく論じられているので、そちらをご覧いただきたい。
- 7 当時、度量衡は統一されていない。新城常三氏によると、「半双枰」、「讃岐枰」、「淡路枰」、「明石枰」、「枰の表記のないもの」(新城1986, 42)、があるとのことである。
- 8 他にも、小林保夫氏は、「兵庫北関雑船納帳」は置石料に系譜を引く「石札料」徴収を記録した帳簿であったと考えられる。そこでは「石札料」以外に「目銭」あるいは「公事

- 銭」という名目で本税とも言うべき「石札料」に加算して付加税の徴収がなされている（小林保1985, 103）、と述べている。
- 9 徳田釵一氏は、「兵庫北関雑船納帳」が、「薪船及びこれに關係した人の往來のみの記録である」（徳田1936, 140）、と述べている。すなわち、「人船」とは、薪の運送関係者の船であるという指摘である。
- 10 新城常三氏は別の見方をしている。西宮船が101文と、他の船舶の45文より多いのは、当時西宮海岸は、漁業が盛んで、広田社散神人の漁民等の活躍が知られ、魚介類の商売が発達しており、実際、西宮船の積み荷の多くが魚類で、木＝薪等より経済性が高いため、例外的に101文が徴課されたものであろう（新城1986, 40）、と述べている。
- 11 「札」については、有馬香織氏も考察されている（有馬2008, 57-64）ので、ご参照願いたい。
- 12 もちろん情報量が少ないということで、他の史料と照合することによって研究が進められている。例えば、新田一郎氏などは、永享十一年から文安二年まで、高野山領備後国太田庄から年貢納入の記録が記載されている「備後国太田庄年貢引付」という史料と、「兵庫北関雑船納帳」を照合して研究している（新田1985, 1）。
- 13 宇佐美隆之氏は、関所運営が行われていた施設が「関屋」と呼ばれていた（宇佐美1999, 25）、と述べている。
- 14 兵庫北関関係で、応仁二年正月晦日の「薬師丸船頭ヨリ年貢算用状」（兵庫県史1990, 667-668）というものも残存する。小林保夫氏によると、この史料は薬師丸によって周防より運ばれた東大寺の周防国衙年貢を尼崎の問丸の別所三郎衛門丞友久が兵庫で受取り、換金したことを東大寺に報告したものである（下線引用者、小林保2005, 3）、と説明している。したがって、兵庫の問丸も、当然、帳合法の技術を持っていたと思う。
- 15 この日記は領主である多武峯寺に提出された関銭の収支報告書であると考えられる。「鶉殿關銭納日記」については、宇佐美隆之氏の先行研究がある（宇佐美1999, 29-32）、ことを最初に述べておく。その上で、宇佐美氏の研究を参考にしながら様式を中心に、筆者の見解を述べてみたいと思う。原本を見てないのではっきりした事はいえないが、『談山神社文書』掲載の活字史料で見る限り、「鶉殿關銭納日記」は（甲）、（乙）という二編の史料より成る。前者には、文安貳年八月より卯月まで九か月分の関銭の納入額（収入）が記されている。収入は、1日毎の関銭額と、1月分の合計額が記載される様式である。紙片の都合上、最後の卯月は晦日まで記載され、合計額は記載されていない。その合計額は、後者、つまり（乙）編の最初の行に書かれている。続いて、その次の行より、翌月の五月分が書き始められ七月分まで三か月分の収入額が、（甲）編と同様の様式で記載され、最後に惣都合（総合計額）が明記されている。引き続き支出額（「同仕日記」という見出しあり）が順次記載されている。上段に支出金額、下段にその理由（摘要）が書かれている。日付の記載はない。（乙）編の端裏書には、「外題」とあり、「一蔭光善之法眼 文安三年 丙寅 八月日 攝州鶉殿河上關銭結解帳 給主 東福院 權律師政舜」とある。ここで、「一蔭光善之法眼」が、宛所（提出先）がである。次の「文安

三年 丙寅 八月日」は、提出日であろう。すなわち、会計期間終了の翌月ということになる。次の「攝州鵜殿河上關錢結解帳」は、「鵜殿關錢納日記」が決算報告書であることを示している。提出したのは、給主の「權律師政舜」である。また、この(乙)編の末尾には、提出日の「文安三年 丙寅 八月日」という日付と、その下に、提出者、おそらく作成者の四人の僧の署名と花押が並んでいる。その四人の僧は、關整權律師 政舜と、三藤注記 連親、二藤法眼 □義、一藤法眼 健算、である。關整權律師の政舜は、端裏書にあった給主の權律師政舜と同一人物であろう。四人を代表として「政舜」の名が表紙に記されたのであろう。宇佐美隆之氏は、政舜が給主として、この関を知行しており、得分として三十貫文を得ている。その他の三人の学侶はその監督役であろう。また、紙継ぎ目毎の裏には、目代法橋兼秀、一藤法眼、二藤法眼の三人の花押が記され、この日記が一年間の収支帳として多武峯寺で認められていたことがわかる。目代法橋兼秀は多武峯寺の所司として関の実質的領主であつたらしい(下線引用者、宇佐美1999, 31)、と述べている。この収支報告書の計算構造は、関錢の納分(収入)の合計から、仕分(支出or費用)分の合計額と、それとは別に目代法橋兼秀への渡し分を指し引き、次年度への繰越額を算定する様式である。仕分は、これも宇佐美氏の分類を借用すると、莊園領主・渡しなど周辺へ、地下へ、酒・米などの物品費用、関所の諸設備、関所常住衆、関所の月宛経費、人夫、公文、下部(宇佐美1999, 30)、など関所運営に関わる費用で、給主政舜の得分も含まれる。したがって、目代への支払額は、いわゆる利益の分配と見做すことができるのではなかろうか。宇佐美氏によると、目代へ届けられた額は、最終的多武峯寺への上納額(宇佐美1999, 31)、であるという。それなら、支店から本社への利益の送金とも取れるが、現代の簿記会計の観点からの説明は難しいのかもしれない。いずれにしても、この「鵜殿關錢納日記」も会計史の貴重な史料といえよう。なお、新城常三氏は、この「鵜殿關錢納日記」が関領主多武峯の五人の寺僧による直接経営であつたから、その記録が今に談山神社に伝存される幸運に恵まれたのであろう(新城1994, 556)、と述べ、兵庫北関の二つの入船納帳が伝存した理由の補足として挙げている。

引用文献

- 相田二郎. 1943. 『中世の關所』 畝傍書房.
安藤英義. 2001. 『簿記会計の研究』 中央経済社.
阿部猛. 1959. 「中世の水路に関する一考察 ―問丸との関係―」 『日本歴史』 135 : 12-19.
有馬香織. 2008. 「兵庫北関入船納帳にみる関通過手続と経営: 室町中期の事例」 『史学雑誌』 117 (12) : 55-72.
伊奈建次. 1940. 「中世東大寺油倉の經濟的活動」 『歴史地理』 75 (6) : 1-22.
今谷明. 1984. 「兵庫北関雜船納帳」 『兵庫史学』 70 : 1-20.
今谷明. 1992. 『日本国王と土民』 集英社.
宇佐美隆之. 1999. 『日本中世の流通と商業』 吉川弘文館.
小野晃嗣. 1935. 「卸賣市場としての淀魚市の發達 (上)」 『歴史地理』 65 (5) : 1-26.

兵庫北関と中世の帳合法

- 柏倉知秀. 2003. 「14世紀後半ハンザ諸都市のポンド税台帳」『立正西洋史』19: 19-25.
- 柏倉知秀. 2004. 「中世ハンザ都市の商業規模—14世紀後半のポンド税決算書を中心に」『比較都市史研究』23 (1): 33-44.
- 柏倉知秀. 2019. 「14世紀後半ハンザ都市リユーベックの穀物貿易」『社会経済史学』84 (4): 25-43.
- 柏倉知秀. 2020. 「14世紀後半リユーベックの商品流通」『商学論纂』61 (5・6) (中央大学): 1-26.
- 川野正雄. 1985. 「『兵庫北関入船納帳』における『嶋』について」『香川史学』14: 11-15.
- 神戸市役所. 1922. 『神戸市史』本編總説.
- 神戸市役所. 1923. 『神戸市史』資料1.
- 小林保夫. 1975. 「南北朝・室町期の過書発給について —室町幕府職制史の基礎的考察—」名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』上巻 吉川弘文館: 385-425.
- 小林保夫. 1979. 「“国料”管見」年報『中世史研究』4: 82-94.
- 小林保夫. 1981. 「入船納帳にみる国料と過書」燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版: 289-302.
- 小林保夫. 1985. 「兵庫北関関銭小考」『堺女子短期大学紀要』20: 93-103.
- 小林保夫. 2005. 「“兵庫北関入船納帳”にみる関銭納入システム」『堺女子短期大学紀要』40: 1-12.
- 小林保夫. 2008. 「『兵庫北関入船納帳』にみる枝船」『立命館文学』605: 795-807.
- 佐々木銀弥. 1961. 『中世の商業』至文堂.
- 新城常三. 1980. 「多様化する交通手段」熱田公編『図説 日本文化の歴史』6: 97-108.
- 新城常三. 1986. 「室町前期の兵庫関：二つの“入船納帳”の性格及成立事情」『史学雑誌』95 (6): 37-52.
- 新城常三. 1994. 『中世水運史の研究』塙書房.
- 竹内理三. 1943. 『寺領莊園の研究』畝傍書房.
- 田中孝治. 2014. 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店.
- 田中孝治. 2023. 「中世の帳合法と湊 —武蔵国神奈河品河両湊と帳合法について—」『経営総合科学』118 (愛知大学経営総合科学研究所): 93-127.
- 談山神社刊書奉賛會. 1929. 『談山神社文書』星野書店.
- 徳田釵一. 1936. 『中世に於ける水運の發達』章華社.
- 豊田武. 1952. 『中世日本商業史の研究』岩波書店.
- 永島福太郎. 1934. 「兵庫關を繞る寺社の軋轢」『国史學』19: 33-47.
- 永島福太郎. 1975. 「第五章 第四節外国貿易と兵庫港・第五節商品流通と兵庫関」『兵庫県史』第2巻 兵庫県: 851-885.
- 永島福太郎. 1990. 「摂津国兵庫関」『兵庫県史』史料編 中世五 兵庫県: 908-915.
- 永原慶二. 1988. 『内乱と民衆の世紀』体系日本の歴史6 小学館.
- 永村眞. 1989. 『中世東大寺の組織と経営』塙書房.

- 徳仁親王. 1982. 「『兵庫北関入船納帳』の一考察 ―問丸を中心にして―」『交通史研究』8: 30-55.
- 徳仁親王. 1989. 「室町中期の兵庫関の二、三の問題」安田元久先生退任記念論集刊行委員会『中世日本の諸相』下巻 吉川弘文館: 431-455.
- 錦昭江. 2002. 「中世的関所成立の前提」『刀禰の中世村落』校倉書房.
- 新田一郎. 1985. 「『兵庫北関入船納帳』に関するメモ」『遙かなる中世』6: 1-10.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部. 2001. 『日本国語大辞典 第二版』第六巻 小学館.
- 林屋辰三郎編. 1981. 『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版.
- 林屋辰三郎. 1981. 「兵庫北関入船納帳について」燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版: 221-231.
- 兵庫県史編集専門委員会. 1990. 『兵庫県史』史料編 中世五 兵庫県.
- 藤田裕嗣. 2005. 「兵庫をめぐる流通と交流 ―『兵庫北関入船納帳』にみる安芸・伊予国以西との関係―」柴垣勇夫編『中世瀬戸内の流通と交流』塙書房: 71-94.
- 松岡久人. 1966. 「中世後期内海水運の性格」福尾猛一郎編『内海産業と水運の史的研究』吉川弘文館: 179-202.
- 三重県. 2005. 『三重県史』資料編 中世2 ぎょうせい.

企業の近代化と労働者

—生産性と働きがい—

野 末 英 俊

1. はじめに
2. 大企業の成長
3. 近代化と知識
4. 生産性の向上と働きがい
5. むすび

1. はじめに

近代企業は、物的近代化のみでなく、社会的近代化が進展した存在であり、貨幣・血縁以上に、経営者の知識・能力・手腕によって経営される。長期的には、企業は、競争の中で近代化される傾向がある。企業は、自らの古い体質から脱却して、存続するために、自らを革新する努力が必要となる。他方、資本主義は、常に、二面（重）性をもつ。成長は同時に、課題を生み出す。企業内で、価値を生み出す労働者の役割が、重要であり、企業の生産性と労働者の働きがいの問題は、企業経営にとって、困難な課題である。

起業された企業にとって、その存続が課題となる。競争がグローバル化する中で、企業の存続は、容易ではない。企業の存続のためには、市場における需要の獲得と利益が必要である。企業の生産性向上とともに、労働者の生活水準が高まり、生活必需品の需要が充足されるようになり、差別化された商品・高

級品の需要が高まり、サービス経済化が進展した。J. A. シュンペーターが指摘したように、資本主義は、動態⁽¹⁾を特徴とする。企業は、常に、発展を志向することによって、存続が可能となる。資本主義に先だつ中世は、現状維持を特徴としていた。中世においては、身分制度が厳格で、地縁・血縁などの関係によって、個人の自由な経済活動は、制限された。このような、人に対する抑圧を打破して成立したのが、資本主義である。企業の自由な活動が、資本主義における企業の発展の原動力である。

資本主義社会は、すべてのものが商品化⁽²⁾される体制である。資本主義体制においては、生産物は、貨幣と交換するために生産され、労働力までもが商品化される。分業と交換の進展によって、資本主義において、商品経済が進展した。アダム・スミスの『諸国民の富』は、分業論⁽³⁾から始まっており、分業が生産性を高める基本的手段であり、資本主義も、マニファクチュア（工場制手工業）から始まっている。社会においては、さまざまな分業関係が形成される。人類の発展は、分業の歴史であった。分業と交換は、生産性向上の、主要な手段である。各自が、専門性に特化することが、労働生産性の向上をもたらした（社会的分業）。このようにして、人類は、さまざまな分業関係（社会的分業、工程内分業）を進展させ、生産力を向上させ、社会を豊かにしてきた。この背景には、大企業における、分業と、生産性の向上が存在する。

経済の個々を形成する企業は、商品の生産を行う主体であるが、分業の進展が、生産性の向上をもたらし、社会に豊かさをもたらした。ここで、重要な役割を担うのは、一般的交換手段としての貨幣である。資本主義は、商品（貨幣）経済を外枠として、機能している。資本主義において、企業は、存続するために、利潤が必要である。企業は、商品経済の中で、存続する必要がある。資本主義は、絶えず変化しており、企業は、このように変化する社会や市場の変化に対応して、行動する必要がある。企業にとって、規模が大きいだけで、その存続にとって有利な条件となる。同時に、資本主義は、常に、変化しているため、こうした変化に対応した革新が必要である。企業は、存続するため

に、常に、自らの革新に努める必要がある。企業の存続は、常に、革新を図ることによってのみ可能となる。企業は、急速な企業環境の変化の中で、変化に対応するために近代化を図り、古い体質からの脱却に努めることが、その存続にとって、重要である。

本稿では、今日の、資本主義の枠組みが、依然として商品（貨幣）経済にある中で、中心的資源が知識に移行し、知識労働者の役割が高まっていることと、労働が生産性と働きがいという二重性をもつことについて、分析を試みる。

2. 大企業の成長

資本主義の歴史は、企業規模拡大の歴史であった。資本主義の初期においては、個人企業が、大部分であったが、資本主義の発展と共に、一部の革新的な起業家によって設立された企業を中心に、資本の集積・集中が進展し、競争の中で、多くの中小企業が淘汰されて、少数の大企業を基軸とする経済体制（大企業体制）が形成された。今日の資本主義においては、その中心は、大企業である。市場における競争と、資本の集積・集中、とりわけ株式会社制度を用いた資本の集中によって、短期間で、企業規模が急速に拡大した。

今日では、大企業を軸に、経済は展開している。大企業は、資本・技術集約的で、労働生産性が高く、大きな付加価値を生み出すことが可能である。近年では、設備投資や ICT 等の技術を利用して、人件費の節約を進展させている。こうして、大企業の生産性が高まり、低価格の生活必需品の大量生産・大量流通によって、消費者の需要が充足され、市場の成熟化がみられるようになった。他方、市場の成熟化にともなって、職人的な個別生産の商品（高級品）の需要が、再び、高まった。

資本主義は、急速に変化しており、企業は、社会の変化に適応する必要がある。消費者の生活スタイルや価値観は、急速に変化している。企業は、このよ

うな社会の変化に、柔軟に適合を図る必要がある。市場の成熟化とともに、物質以外のニーズが拡大するようになり、経済のサービス化が進展した。19世紀後半には、国内を統一し、巨大な国内市場が形成された、アメリカ・ドイツで、株式会社制度を用いて、大企業が成長し、独占が形成された。大塚久雄は「全社員の有限責任制を獲得することによって、株式会社に転形する⁽⁴⁾」「無限責任の消失は集中の障害を撤去し、ますます持分資本の夥しき集中を可能ならしめたため、株式会社の成立とともに「株式制」をより以上に展開せしめることになったのである⁽⁵⁾」「ところでこのばあい集中過程が、常に単なる弱小資本の没落、その強大資本への吸収・合併にのみ結果するものでないことは注意さるべきである。むしろ多くの場合においては、完全に没落してその個人的所有関係が抹殺され終わるというのではなく、現存の所有関係を、完全にせよ不完全にせよ、ともかく一応維持しつつ、幾つかの、時には夥しい数の諸個人資本ないし、諸個人資本が相互に結合して、もって集積の遅々たる速度をとびこえて一挙に大規模な個別資本が形造られる。いわば結合による集中が行われる。かくて諸個人資本ないし諸個別資本は、単純に没落することなく、結合なる仕方によって一この「結合」は語の広き意味において、「信用」とよばれるべきである—その現存所有関係を一応維持しつつ、自らの低き個別性を否定してより高き巨大な個性の中に自己を止揚していく。そして、資本所有関係が「社会化」され、いわば「社会的私有」となってゆく⁽⁶⁾」とした。

株式会社制度によって、資本の無限大の拡大が可能となった。大企業は、資本・技術集約的であり、生産性が飛躍的に高まった。商品生産における分業が、生産性の向上をもたらし、社会に物質的豊かさが生まれた。企業規模の拡大とともに、株式会社制度が浸透して、企業所有の社会化が進展して、大企業の出現と共に、企業の社会的・公的性格が拡大した。今日の資本主義においては、大企業体制が形成されている。

今日の資本主義においては、少数の寡占企業が出現し、寡占経済が形成されている。競争の中で、一部の大企業が、競争の中でライバル企業を淘汰し、巨

大な寡占企業が形成された。寡占経済においては、巨大な寡占業間の競争が展開されている。その中心の寡占企業は、「不完全な独占」を特徴とし、市場支配の性格をもち、一定の超過利潤の獲得が可能である。この「不完全さ」が、寡占企業の競争力の源泉でもある。しかし、寡占企業においても、「独占的」な性格は、後発の革新的な中小企業の挑戦を招く要因となる。

他方、20世紀後半から、資本主義で一般化した新自由主義は、市場における競争の促進であり、企業は、存続するために、革新を迫られることになる。新自由主義は、市場における自由競争を重視しており、この結果、中小企業は淘汰され、大企業体制は、より強化されることになった。資本主義においては、企業の自由な活動によって、経済の成長・発展が可能となる。20世紀後半以降、新自由主義によって、市場内部での競争が進展し、多くの中小企業が淘汰されて、少数の大企業を中心とする経済されるようになった。

J. K. ガルブレイスは、1950年代のアメリカで「豊かな社会」が出現したとした。この社会形成の要因は、大企業の出現であった。大企業は、広告宣伝・価格管理・技術革新等によって、一定の需要管理が可能である。大企業の高い生産性が、社会に物質的な充足をもたらした。「……貧困は、生産の増大によって解消した。増大した生産の分配がどれほど不完全であったにせよ、生きるために働く人びとはかなりその恩恵に浴したのである。その結果、貧困は、大多数の人々びとの問題から少数者の問題になり下がった。貧困は一般的ではなくて特殊な場合になった。こうした事情によって、貧困の問題は特殊近代的な様相を帯びるに至ったのである⁽⁷⁾」しかし、大企業体制の形成によって、貧困という社会の大きな問題は、相当部分において改善されたが、資本主義の矛盾（所得格差・労働疎外等）がすべて解決された訳ではない。また、小さな利益に満足できない大企業は、イノベーションにおいて、しばしば、小型・シンプル・低価格の商品を製造する革新的な中小企業に後れをとることがある。

3. 近代化と知識

企業の近代化には、二面性がある。一つは、物的近代化であり、古い設備・機械・技術の廃棄と新しいものへの置き換えである。より先端的な、設備・技術（近年では、ICT）の導入によって、生産性を高める必要がある。大企業においては、本社機能を強化し、情報を集中し、広範囲に広がった事業の調整を行う必要がある。

第二は、組織の近代化である。資本主義は、中世の封建体制を打破して成立した。中世は、封建体制の維持を特徴とし、変化に対しては抑制的であった。このような抑制的な経済構造を、局所的に形成された自由な「諸個人の私的活動⁽⁸⁾」が、商品経済を利用して、解体していった。中世封建制の経済社会構造は、資本主義化によって、短期間に変革される訳ではなく、資本主義諸国の社会構造の中に、長く残ることになる。中世社会の共同体の性格は、企業の自由な活動を抑制する。このような、社会の中の古い構造は、頑強に、資本主義社会の中に、残存することになる。このように、資本主義は、中世封建体制の支配—従属、抑圧に対する抵抗と、自由な活動によって、形成された。アメリカのように、中世封建体制が存在しなかった社会において生成された企業⁽⁹⁾は、共同体の性格が希薄で、近代的性格が、強くみられる。

初期資本主義においては、企業の大部分は個人企業であり、生産性が低く、資本家は、しばしば、利潤を優先し、労働者との対立が先鋭化した。今日でも、中小企業においては、個人企業が、中心であり、創業家による同族経営が一般的である。同族経営は、「所有と支配の一致」がみられ、機能資本家による経営が行われる。同族経営においては、血縁が重視され、企業の行動において、創業家の意思が大きな影響を及ぼす。同族経営は、特定の分野にこだわりをもち、このことが、企業が競争力をもつ要因となることが、しばしばある。同族経営は、伝統的産業に多くみられ、私的性格が強く、経営において、創業家が介入する。一部の大企業においては、依然として、創業家による支配（同

族経営）が行われている。このような、同族的大企業の中には、経営にこだわりをもち、高い品質の商品・サービスを市場に供給することによって、顧客の支持を得て高い競争力をもつ企業もみられる。

また、資本主義の発展の中で生成した起業家は、しばしば、強い個性をもつ、カリスマ的創業者であった。しかし、企業が、創業期を過ぎ、成長期・安定期に入った時、企業は、いつまでも、経営者のカリスマ性に依存する訳には、いかない。成熟化した大企業は、経営者の経験、カン、コツに依存する経営から脱却して、管理技術による経営が行われる必要が生じる。こうして、企業は、古い体質の企業から、近代企業への脱皮が求められるようになる。

企業規模が拡大して、株式会社制度を用いた大企業が形成されるようになると、大多数の一般株主は、配当と株価の値上がりのみに関心を持つ無機能資本家である。無機能資本家は、企業の経営に参加する意思をもたない。今日、資本主義企業の支配層は、資本家ではなく、高等教育を受け、専門知識・能力をもつ知識階層・専門人である。また、大企業においては、創業者一族の支配する同族企業の比重が低下し、他方において、専門（俸給）経営者の支配する企業が増大した。

A. D. チャンドラーは、『経営者の時代』において、19世紀後半のアメリカ鉄道業において、最初の近代的大企業が成立したとした。「新しい交通形態のなかで、鉄道は、その規模と活動の複雑性および影響力の浸透度の、いずれにおいても最大であった。鉄道こそ近代企業の管理における先駆者であった。それゆえ鉄道は、最も多くの注目を集めるのである。……20世紀初頭までに、多数の俸給管理者のスタッフを抱え、所有と経営とが明確に分離された近代企業が、アメリカの交通網と通信網—それは大量生産と大量流通の到来と、経済の他の部門における近代企業の台頭に不可欠なものであった—を完全にその支配下におさめるに至った⁽¹⁰⁾」鉄道業は、交通手段の革新とともに斜陽化したが、近代的大企業の特徴は、他の大企業にも取り入れられていった。

今日、実際に大企業を支配するのは、専門（俸給）経営者であり、専門経営

者は、株主（出資者）である必要はなく、企業に対する出資と関係なく、知識（専門）・能力・手腕によって大企業を支配する。こうして、同族経営から脱却し、専門経営者によって支配されている近代的大企業が出現した。資本主義の発展とともに、大企業に成長すると、企業の所有関係が分散・社会化し、「所有と支配（経営）の分離」が進展する。バーリ・ミーンズは、「企業資本調達として登場した株式会社制度が、経済力を集積し、集中していく過程において、株式会社なる財産についての所有権と支配とをほとんど完全に分離させたこと。すなわち、株式会社においては、その法律的所有権は株主達にあるにも拘わらず、その支配は一般株主達とは分離した少数者集団、なかんずく、ほとんど、ないしは、全く株主としての法的地位をもたない少数の支配者集団の掌中に握られるようになったことを、われわれの目の前に明示することである。すなわち、ここにおいて、アメリカにおける 200 社の大会社にみられる所有権と支配の分離について、著者達が、過半数持株支配、並びに、個人所有のそれは、全会社数の 11%、その合計した富の 6% にすぎないという統計分析の結果を導出したことは、この事実を数字によって証明せんとするものである⁽¹¹⁾」「若し株式会社制度が存続すべきものとすれば、大会社の「支配」は、会社の種々の集団の多様な請求権を平準化しながら、その各々に、私的貪欲よりもむしろ公的政策の立場から、所得の流れの一部分を割当てる純粋に中立的な技術体に発達すべきである、ということを考えることが出来、否むしろ、このことは殆んど必須とすると見られるのである⁽¹²⁾」としている。企業が、株式会社制度⁽¹³⁾を利用して、大企業に成長すると、創業家が企業の経営から離れ、俸給（専門）経営者による経営が行われるようになった。他方、経営者支配の大企業の出現によって、企業の社会的性格が強まる。高い学歴と能力をもつ知識労働者は、職場における知識・能力・経験を生かそうとするが、同族企業においては、同族経営の論理が働く。シュンペーターが、創造的破壊⁽¹⁴⁾として指摘したように、企業は、常に、古いものからの脱却を図る必要がある。企業は、このように、古い体質から脱却し、自らを革新されていく必要があ

る。多くの大企業において、経営者支配が行われるようになる。大企業の専門（俸給）経営者は、高等教育を受け、高い専門性と学歴をもち、企業の所有関係から離れ、知識・能力・手腕によって、大企業を支配（経営）する。こうして、専門経営者の支配する近代的大企業が、増大した。大企業においては、株式会社制度の導入によって、所有の社会化が進展し、公的性格が強まった。

他方、大企業においては、官僚制が形成されるようになる。官僚は、生活の安定と社会的評価⁽¹⁵⁾を重視する。今日の大企業は、また、その資金力や人材によって、技術革新の主体となっている。近代的大企業の出現によって、血縁ではなく、知識・能力・手腕⁽¹⁶⁾によって、企業が支配される時代が、到来した。専門経営者は、知識・能力によって、大企業を支配する。バーリは、巨大株式会社を、準公的会社⁽¹⁷⁾とした。近代的大企業は、専門（俸給）経営者によって支配される企業である。専門経営者は、必ずしも、大企業の利潤の極大化を目的としている訳ではない。株式会社制度によって、大企業の所有者は分散し、所有関係は、社会化し、企業の公的性格が高まった。

資本主義は、常に、変化しており、企業は、次々と、新しい課題と直面することになる。企業は、こうして、目の前に出現した課題の解決に努める必要がある。今日の市場においては、熾烈な競争関係が形成されている。資本主義の発展と共に、衣食住といった、生活必需品の必要性が充足されるようになり、新たな需要が不足し始めた。この結果、企業は、高級品や、サービスに対する需要の開拓を図るようになった。資本主義は、変化を特徴とし、絶えず、かつての成功要因が、陳腐化する傾向がある。かつて、先端的であったものは、短期間で競争力を失っていく。こうして、企業は、常に、イノベーション（新結合）を行い、新しいものを創造する必要がある。企業は、自らのもつ古い体質から脱却し、社会のニーズに対応した商品・サービスの、革新を試みる必要がある。他方、資本主義社会の商品経済化は一層進展し、社会の中の共同体的性格の分解・解体は、進展する。資本主義の中心的資源として、貨幣と共に、（専門）知識の重要性が増した。

企業においては、専門経営者の支配が行われ、ここでは、経営技術・管理技術が用いられる。企業は、個人的な経験・カン・コツの経営から脱却して、経営技術・管理技術を用いた経営を行う努力が必要となる。このような、(経営・管理) 技術を用いた「巧みな遂行⁽¹⁸⁾」によって、企業の経営・管理活動は、容易となる。長期的には、大企業における同族経営は、経営者支配に移行する傾向がある。しかし、一部の大企業においては、依然として、同族経営が続いている。

4. 生産性の向上と働きがい

マルクスは、人間の本質は、労働であるとした。労働者は自らの労働（生きた労働）と生産手段（死んだ労働）を結合させて、価値（交換・使用）を創造する。企業において、価値をつくりだすのは、労働者である。中世においては、職人による個別生産が中心であり、熟練労働が行われた。職人は、徒弟—職人—親方という身分制度の中で、長期間をかけて、親方から技術を学んだ。中世における工業は、職人の技術による個別生産であった。製品を一つ一つ製造し、其々、形状が、異なっていた。ヨーロッパのギルドでは、都市において、職業の独占がみられた。

しかし、15世紀後半以降の大航海時代と資本主義への移行によって、巨大な市場が出現すると、職人による個別生産では、対応が困難となった。資本主義は、成立と共に、生産性の向上を目的として、分業が進展した。資本主義の成立とともに、出現したのは、産業資本（工業）家であり、この結果、少数の資本家と多数の工場労働者が出現した。

資本主義社会の形成によって、利益を求めて、資本家による自由な競争、工業製品の生産が行われるようになった。マニファクチュアから機械制大工業へ、分業と機械の利用によって、生産の増大が図られた。他方、中世職人の熟練技術は、解体される。資本家は、中世職人の熟練労働を分解して、細分化さ

れた単純作業にまで解体した。これによって、生産性は向上したが、労働疎外⁽¹⁹⁾の問題が生じた。工場においては、工場労働者に、細分化された作業⁽²⁰⁾を行わせることによって、企業の生産性は、飛躍的に向上した。

しかし、資本主義の発展とともに、工場労働者が減少しはじめた。資本主義の発展とともに、市場における消費者の需要が、工業製品の大量の供給によって充足され、市場が成熟化して、第三次産業の比重が急速に増大する。こうして、経済のサービス化が進展して、労働者は、サービス業での労働を求めるようになった。同時に、新中間層（事務・サービス・販売労働者）の比重が増大した。しかし、事務労働者やサービス労働者においても、職務の細分化と単純作業化が進展して、工場労働者に類似したものとなり、労働疎外の問題が顕在化するようになった。ブレイヴァマンは、ホワイト・カラー層において、労働の細分化が進展していることを指摘⁽²¹⁾した。さらに、資本主義の発展とともに、中心資源が、貨幣から知識に移行し始めた。資本主義は、あくまで、商品（貨幣）経済の枠内で機能し、商品化は、ますます進展し、生活用品ばかりでなく、家庭や地域のサービスも商品化され、地域や家庭の相互扶助関係も分断される。

他方、発展した資本主義においては、商品（貨幣）経済の枠内で、知識の役割が高まった。労働者の所得水準の上昇とともに、その高学歴化が進展した。子弟の多くが、高等教育を受けるようになり、労働者が、専門知識や資格を身につけるようになった。今日は、企業において、専門知識をもつ知識労働者の果たす役割が高まっている。また、知識も、チームとして、組織的に生み出される時代となった。こうして、社会の中の組織⁽²²⁾の役割が高まっている。近年は、技術革新は、チームとして遂行されることが多く、労働の専門化と同時に、労働者のコミュニケーション能力が必要となっている。

また、資本主義が発展して、「豊かな社会」が出現すると、企業における労働の目的に変化がみられるようになった。単に、生活（貨幣）のためだけではなく、働きがい、労働の重要な要素となってきた。現代は、知識労働者の役

割が高まっている。知識労働者の労働の成果は、労働者個人の資質・能力によって、大きく異なる。労働者の高学歴化が進展し、専門的な知識、専門資格を取得するようになった。

今日では、知識が、貨幣と共に、社会の中心的資源となり、知識人が、それぞれの固有の専門知識を用いて、機能する時代となった。資本主義の発展とともに、労働者の高学歴化が進展し、多くの労働者は、各分野で専門知識・資格をもつようになり、企業の仕事は、組織的に行われるようになった。このように、近年では、企業においては、集団として成果を出すようになってきている。労働者が専門性を高め、その専門知識によって、価値を生み出すことが、みられる。今日では、商品（貨幣）経済の枠組みの中で、知識（専門知識）が中心的な資源となり、その役割が高まっている。

他方、大企業体制の下で、官僚制が形成されるようになった。大企業においては、行政組織と類似した官僚制が形成される。官僚制の下で、官僚の目的は、社会的評価の獲得である。官僚制は、機械のようなシステムであり、官僚制は、官僚による分業体制である。

高等教育を受けた専門人が、大企業において、経営者となり、革新（イノベーション）の主体となっている。社会の職務が分業化され、専門人が、それぞれの位置で、各自の専門力を発揮することになる。寡占企業は、市場の統制・支配に乗り出すようになり、超過利潤の獲得が可能となった。寡占は、「不完全な独占」であり、支配の性格をもつ反面、この不完全性が、発展の要因でもある。同時に、大企業は、官僚制の克服に努める必要がある。労働者が、企業における労働において、自己実現⁽²³⁾の意識を感じることが必要である。

今日の資本主義においては、専門知識が、貨幣と共に、企業の中心的な資源となっている。今日の資本主義においては、労働の専門化が求められている。このようにして、労働の専門化が、企業の革新を生み出す要因となっている。また、知識労働者のもつ知識は、チームとして、結合し、価値が、組織的に生

み出されるようになった。企業の存続のためには、新しい知識の創造が課題となった。このように、高い学歴をもった、知識労働者が、社会を支配するようになった。知識労働者は、血縁・資本力ではなく、知識・能力によって、企業を支配する。

他方、資本主義の中心的資源が、知識に移行したからといって、労働疎外が、解消された訳ではない。工場労働者は、依然として存在し、工場内においては、細分化された作業の繰り返しであり、労働者は、疎外感を感じている。このように、「構想と執行の分離⁽²⁴⁾」は、進展し、労務問題は、「二重性」をもち、依然として、課題を抱えている。

5. むすび

資本主義の中心的な資源が、貨幣と共に、知識の役割が増大している。資本主義の発展とともに、社会は変化し始め、企業の存続にとって、主要な資源は、貨幣のみでなく、知識・技術に依存するようになっていく。P. F. ドラッカーは、経済人の時代が終焉⁽²⁵⁾し、資本主義が、貨幣を中心とする知識・組織社会⁽²⁶⁾に変化しつつあることを指摘した。

初期資本主義においては、貨幣の役割が大きく、少数の資本家と、生産手段をもたない大多数の工場労働者の二大階級が出現した。この段階においては、企業の生産性は、まだ高くなく、労働者への配分は少なく、資本家と労働者との対立が先鋭化した。労働者階級は団結し、労働組合運動が活発化した。

しかし、資本主義の発展とともに、資本の集積・集中によって、企業規模が拡大し、資本・技術集約的な企業では、生産性が飛躍的に向上した。このような大企業を中心とする経済社会が出現（大企業体制）すると、資本主義の質的变化がみられるようになった。経営者支配の大企業が多数を占めるようになり、資本以上に知識・能力が大きな役割を担う時代が出現した。

企業が存続するためには、市場における需要が必要であり、需要の獲得のた

めには、革新（イノベーション）が必要となる。このように、企業は、社会の変化への対応が必要となる。また、企業は、つぎつぎに目の前の現れる課題の解決に取り組む必要がある。

発展した資本主義においては、活発な技術革新が行われる一方、市場が成熟化し、企業がもつ設備・技術が急速に陳腐化している。大企業は、環境変化に対して、成熟化した設備・資源を廃棄して、成長の見込める分野に、経営資源を集中する必要がある。（選択と集中）

企業は、変化する経済社会の中で、存続するために、常に、自らを高める努力が必要となる。このように、企業は、日頃、近代化に努める必要に迫られている。企業は、設備・技術・組織の近代化を図る必要がある。今日、企業において、重要な資源の役割を担うのが知識である。資本主義社会の中で、知識労働者の役割が高まっている。同時に、専門（俸給）経営者による経営が行われるようになる。

資本主義の発展と共に、資本主義においては、商品経済の枠内で、知識の役割が高まっている。今日では、知識階層が、社会を支配する時代となった。この結果、専門人が、専門知識・資格を用いて成果を出す社会が出現した。企業が、存続するために必要なものは、絶えざる革新と生産性の向上であり、企業の中に残る古い体質から脱却して、近代的なしくみと体質をもつ近代企業に脱却する必要がある。現代の企業は、自らの古い体質から脱却して、近代化を図る必要がある。資本主義社会は、常に、変化しており、経済が活性化するほど、起業と廃業が、活発化する。起業が経済の新陳代謝を促進する役割を担うことになる。企業は、次々と、新しい課題と直面し、企業は、こうして、目の前に出現した、新しい課題の解決に努める必要がある。このためには、企業は、このような課題に対応するために、近代化と独自の企業文化の形成を図る必要がある。

また、企業にとって、形式化できない深層の競争力の源泉は重要である。マイケル・ポランニーは、暗黙知の概念を提唱し、「私たちは言葉にできるより

多くのことを知ることができる⁽²⁷⁾」と述べた。このような、数値化できない風土・文化が、企業の競争力に影響を及ぼす。企業は、他企業とは異なる企業文化をもつことによって、製品・サービスの差別化を行い、市場における顧客の支持を獲得して、その存続が容易となることがある。「文化の本質はこのような集団として獲得された価値観、信念、仮定であり、組織が繁栄をつづけるにつれてそれらが、共有され当然視されるようになったものである。集団として獲得する過程から生じたという点が大切である。もともとは、創業者やリーダーの頭にしかなかったのである。それが共有され、当然視されるのは、組織の新しいメンバーが創業者の信念、価値観、仮定のおかげで組織が成功を収めているのを見て取り、これらは「正しい」に違いないと思うようになることによる⁽²⁸⁾」「文化は過去の成功が残していったもののなのである。たとえ、文化のある要素が機能不全に陥っているように見えたとしても、それは、まだ強みでありつづけている他の要素の中の、ほんの少数のものに過ぎないことを忘れてはいけない。組織の運営に変革が必要な場合、弱さであるかもしれない要素を変えようとするよりもむしろ、既存の文化的強さを土台に築いていこうとする方が良い⁽²⁹⁾」このように、企業の存続と競争力の維持においては、他企業と差別化される独自の企業文化が重要な役割を担うことになる。過去の成功体験に基づく企業の深層に存在する企業文化によって、企業の存続が大きな影響を受けることになる。企業は、存続するために、好ましい企業文化の形成に努める必要がある。

また、創業期の中小企業においては、強い個性をもつカリスマ経営者が出現することが、しばしばみられる。しかし、企業は、常に、カリスマ経営者の出現を待つ訳にはいかない。企業は、長期的に存続するために、個人的な資質であるカン・コツの経営から脱却して、科学的な経営技術・管理技術を用いた経営を行う努力が必要である。このような（専門）知識・技術を用いた経営によって、企業の生産性の向上と存続は、容易となる。

企業は、存続するために、古い体質から脱却し、常に近代化を図る努力が必

要である。大企業においては、血縁・資本よりも、知識・能力・手腕によって経営が行われるようになっていく。しかし、工場労働者は、依然として、細分化された作業の繰り返しであり、疎外感を感じ、「構想と執行の分離」は、進展している。分業を特徴とする生産性の向上と働きがいとは、相反する性格をもっており、労務問題は、依然として、大きな課題を抱えている。今日の資本主義企業は、企業規模の拡大と共に、生産性において、きわめて大きな成功を収めたといえる。しかし、発展は、課題を伴う。資本主義は、常に二面性の特質をもつ。このように企業の近代化において、生産性の向上とともに、労働者の働きがいとのバランスの視点が、重要となる。

(注)

- (1) J. A. シュムペーター、塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論（上）』岩波書店、1977年、163頁。
- (2) マルクス、エンゲルス編、向坂逸郎訳『資本論（一）』岩波書店、1969年、67頁。
- (3) アダム・スミス、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富（一）』岩波書店、1966年、98頁。
- (4) 大塚久雄『株式会社発生史論』（大塚久雄著作集 第一巻）岩波書店、1969年、29-30頁。
- (5) 同上書、143頁。
- (6) 同上書、29-30頁。
- (7) J. K. ガルブレith、鈴木哲太郎訳『豊かな社会（決定版）』岩波書店、2006年、374頁。
- (8) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、1955年、40頁。
- (9) 他方、日本の企業にみられる系列は、中世の共同体的性格をもち、日本の大企業の競争力の源泉とされたが、支配-従属関係の特徴とし、下請企業の経営を安定させたものの、下請企業の自立的発展を、阻むことになった。
- (10) A. D. チャンドラー、Jr.、鳥羽鉄一郎・小林袈裟治訳『経営者の時代』東洋経済新報社、1979年、149-150頁。
- (11) A. パーリ、G. ミーンズ、北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社、1957年、4頁。
- (12) 同上訳書、45頁。
- (13) アダム・スミスは、株式会社について次のように述べている。「株式会社の事業は、つねに取締役会によって運営されている。もっとも、取締役会には、多くの点で株主総会から統制されることがしばしばある。けれども、株主の大部分は、会社の業務についてなにごとかを知ろうとはめったに主張しないものであって、自分たちのあいだに党派心でもはびこらぬかぎり、会社の業務の世話などはやかず、取締役が適当と考えておこなう半年また

は一年ごとの配当を受け取り、それで満足しているのである。一定限度の額以上に何の煩
労も危険もないというこの事情が、合名会社にはどのような事情があってもあえて財産を
投じたがらぬ多くの人々を奨励し、株式会社に対する冒険者にならせる。……とはいえ、
このような会社の取締役たちは、自分自身の貨幣というよりも、むしろ他の人々の貨幣の
管理者なのであるから、合名会社の社員がしばしば自分自身の貨幣を監視するのと同じの
小心翼翼さで他の人々の貨幣を監視することをかれらに期待するわけにはいかない。富者
の執事のように、彼らは小事に注意すると主人の名誉にはならぬと考えがちで、注意を怠
るのをなんとも思わない。それゆえ、このような会社の業務の運営には、怠慢や浪費が多
かれすくなかれつねにはばをきかせざるをえない。外国貿易を営む株式会社が個人冒険者
との競争をめったに継続できなかったのもこのためである。したがって、こういう会社が
排他的特権なしで成功したためしはきわめてまれであり、これがあっても成功しなかった
ことがしばしばある」このように、スミスは、株式会社に対して、否定的な意見をもって
いた。『諸国民の富（四）』91-92頁。

- (14) J. A. シュムペーター、中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1995年、130頁。
- (15) M. ウェーバー、濱島朗訳『権力と支配』有斐閣、1967年、135頁。
- (16) 「今日の大企業では、経営者は、経営手腕によって選任されたという性格が濃い」片岡信之『現代企業の所有と支配―株式所有論から管理的所有論へ―』（現代経営・会計選集3）、白桃書房、1992年、『現代企業の所有と支配』116頁。
- (17) 正木久司・角野信夫『経営学一人と学説―バリー』同文館、1989年、66頁。
- (18) 『現代企業の所有と支配』39頁。
- (19) 「人間の労働の喜びの一つは、新しいものを創造し、それを通じて自らも成長することにある」井上宏『知的創造の経営学』八千代出版、2001年、100頁。
- (20) 「労働は人間とその生活の本源をなすものであって、一方では人間の生活に必要な物資を生産し、他方ではそれを通じて人間そのものを創造して行く。……そもそも労働は、人間の主体的・意識的・合目的的行為であり、それ自体、人間の人格的発現の一形態であり、しかもそれは、人間を他の動物から区別し、人間としての成長をもたらす根源的条件であった」井上宏『現代企業の労働と管理』ミネルヴァ書房、1987年、27頁。
- (21) ブレイヴァマン、富沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店、1978年、381頁。
- (22) C. I. バーナードは、組織の3要素は、①共通目的、②貢献意欲、③コミュニケーション能力であるとしている。C. I. バーナード、山本安次郎・田杉競・飯野春樹訳『（新訳）経営者の役割』ダイヤモンド社、1968年、85頁。
- (23) A. H. マズロー、金井壽宏監訳、大川修二訳『完全なる経営』日本経済新聞社、2001年、39頁。
- (24) F. W. テーラーは、「計画と執行の分離」を唱えている。F. W. テーラー、上野陽一訳『科学的管理法（新版）』産能大学出版部、1969年、129頁。
- (25) P. F. ドラッカー、上田惇生訳『「経済人」の終わり―全体主義はなぜ生まれたか―』

ダイヤモンド社、1997年、48頁。

(26) P. F. ドラッカー、上田惇生訳『断絶の時代—いま起こっていることの本質—』ダイヤモンド社、1999年、参照。

(27) マイケル・ポランニー、高橋勇夫訳『暗黙知の次元』筑摩書房、2003年、18頁。

(28) E. H. シャイン、金井壽宏監訳、尾川丈一・片山佳代子訳『企業文化—生き残りの指針—』白桃書房、2004年、22頁。

(29) 同上訳書、194頁。

宿泊事業における価値提供の変容： 非接触サービスの評価差異が宿泊プラン選択に及ぼす影響

加 藤 好 雄

要 約

本研究では、アンケート調査データを用いた宿泊プラン選択時の要因分析を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限と非接触サービスの普及が、ホテルにおける非接触サービスへの評価の差異と宿泊プラン選択に及ぼす影響を明らかにした。特に、非接触サービスの評価が変化したビジネス宿泊客は、価格や立地の重要度が低下し、ホテル設備や客室の広さをより重視する傾向が見られた。一方、観光宿泊客においては、価格、清潔さ、スタッフの対応が一貫して重要な要因であり、非接触サービスの評価変化の影響は小さいことが示唆された。また、人的サービスのネガティブな影響が大きい一方で、非接触サービスを中心とした非人的サービスは軽微な影響にとどまり、労働生産性向上やコストの下方硬直性を回避できる可能性が示唆された。

キーワード：非人的サービス、損失回避、プロスペクト理論

Summary

Using questionnaire survey data to analyze the factors influencing accommodation plan selection, this study clarifies how behavioral restrictions under the COVID-19 pandemic and the resulting spread of contactless services affect both the differences in evaluations of such services and the choice of accommodation plans. In particular, business travelers whose evaluation of contactless services changed showed reduced emphasis on price and location, while placing greater importance on hotel facilities and room size. In contrast, leisure travelers consistently emphasized price, cleanliness, and staff responsiveness, with only a minor impact from changes in contactless service evaluations. Furthermore, although negative perceptions of personal services strongly affected customer evaluations, the impact of contactless, non-personal services remained relatively small, suggesting potential benefits in terms of improving labor productivity and avoiding downward cost rigidity.

Keywords: non-personal services, loss aversion, prospect theory

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前、宿泊事業、特に宿泊特化型ホテルは、低価格で高い顧客満足度を獲得していた。しかし、緊急事態宣言等によって需要側の行動変容が非常に大きく、従前の環境に最も適応していた宿泊特化型ホテルは甚大な影響を受けた。一方で、同じ状況下にあっても業績を保つことができた事例も存在し、例えば AB ホテルは感染拡大による外部環境の大きな変化の中でも業績を維持できたが、その要因としては、高い収益性を可能にするローコストオペレーションとリスク回避策が挙げられる。

感染拡大が収束しつつある現在、宿泊事業はサービス産業としての特性を踏まえ、サービス提供の再構築を迫られている。その一例が非人的サービスの導入である。特に非接触サービスは感染拡大中には必須だったが、収束後は顧客サービスとして実施するかどうかを判断する必要がある。そして、非接触サービスを実施する場合には、顧客評価にとって重要な要素となる宿泊サービスの一つとなる。

既存研究としては、日本の宿泊事業において人的サービスとデジタルサービスの相互補完がサービス価値を高めることを示す氷石（2022）の報告や、中国本土のホテル宿泊客を対象に非接触サービスが顧客エクイティと満足度に与えるプラスの影響を明らかにした Hao, F., & Chon, K. (2021) の研究などがある。こうした先行研究の知見を踏まえると、テクノロジーの進展に伴って各種サービスの提供手段が評価に大きく影響すると考えられ、あわせて日本全体の課題である働き手不足や労働生産性向上の観点からも、非人的サービスの有用性が注目されている。

本稿の目的は、非人的サービスの中でも一般化した非接触サービスに対する顧客評価の差異が宿泊プランの選択要因（価格、立地等）にどのように影響するかを明らかにすることである。この目的のために、まず、非接触サービスに対する顧客評価への変化の設問と複数の宿泊プランの評価の設問を設定したア

ンケート調査を実施している。次に、非接触サービスに対する顧客評価の異なる2群を対象に、コンジョイント分析を用いて宿泊プランの選択要因を明らかにする。さらに、これらの結果から、人的サービスと非人的サービスの代替性や相乗効果に焦点を当てることで、非接触サービスが普及した後の宿泊サービスの提供方法の再構築の可能性を考察する。

2. 研究手法

2.1 アンケート調査の設計

非接触サービスに対する顧客評価の変化が宿泊プランの選択要因（価格、立地等）にどのように影響するかを明らかにするために、非接触サービスに対する顧客評価への変化の設問と複数の要素からなる宿泊プランへの評価の設問を設定し Web アンケート調査を実施した。アンケート調査「宿泊に関する意識調査」の概要は、表1に示している。

本調査の目的は、緊急事態宣言等の行動制限を経験したことにより、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後（期間：2023年5月8日～2024年3月の調査時点まで）にホテル宿泊に関連した非接触サービスに対する評価の変化を明らかにすることである。調査はインターネットリサーチとしてマクロミルの協力のもと、2024年3月の2日間に実施した。対象地域は全都道府県とし、全回答数は418名である。ただし、6名は欠損値があったことから削除して412名を有効回答としている。調査対象者には、宿泊地（東京都、大阪府、愛知県）、旅行目的（ビジネス、観光・その他）、年齢（60歳以上、60歳未満）の割付条件をそれぞれ設定した。割付条件には、各回答者数を示している。

アンケート調査の各質問内容は表2に示している。Q. 1～Q. 3とQ. 7の設問の詳細と実施結果は、次節（2.2）で説明している。また、Q. 4～Q. 6の設問はコンジョイント分析のための設問であることから、第3節（2.3）でコンジョイント分析の説明とともに設問の説明をする。

表1 アンケート調査の設計

1. 調査名	「宿泊者に関する意識調査」	
2. 調査手法	マクロミル社 インターネットリサーチ	
3. 調査時期	2日間：2024年03月22日～03月23日	
4. 調査地域	全国の居住地を対象。	
5. 調査対象者	全回答者は418名。分析対象は 412名 。 注) 全回答データから不完全な回答や重複回答を除去し、 最終的に412名のデータを用いて分析を実施。	
6. 割付条件	回答者数	
	【東京都】宿泊旅行がビジネス目的_60才未満	83
	【東京都】宿泊旅行がビジネス目的_60才以上	21
	【東京都】宿泊旅行が観光・その他目的_60才未満	81
	【東京都】宿泊旅行が観光・その他目的_60才以上	21
	【大阪府】宿泊旅行がビジネス目的_60才未満	50
	【大阪府】宿泊旅行がビジネス目的_60才以上	13
	【大阪府】宿泊旅行が観光・その他目的_60才未満	49
	【大阪府】宿泊旅行が観光・その他目的_60才以上	13
	【愛知県】宿泊旅行がビジネス目的_60才未満	33
	【愛知県】宿泊旅行がビジネス目的_60才以上	9
	【愛知県】宿泊旅行が観光・その他目的_60才未満	31
	【愛知県】宿泊旅行が観光・その他目的_60才以上	8
	計	412
注) 割付条件は、2023年05月08日～2024年03月中の期間 2つの旅行目的（ビジネス、観光・その他）で、3つ の宿泊地（東京都、大阪府、愛知県）への宿泊者を対象 に2つの年齢条件（60才未満、60才以上）を設定。		

2.2 アンケート調査の実施結果

Q. 7の回答結果は、回答者全体（412名）の約43%が「非接触サービスに対する評価が大きく／少し変化した」と答えており、残り57%は「変わらない」あるいは「ほとんど変化を感じない」という結果であった。表3に示すよう

宿泊事業における価値提供の変容

表2 質問項目の説明

7. 調査項目	
Q.1	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後（期間：2023年05月08日～2024年03月中）にホテルを利用した旅行回数をそれぞれ旅行目的・宿泊地・主要な移動手段別に回答をしてください。※実宿泊数で回答（例：同じホテルで3連泊は、1回の宿泊旅行） 【自由回答：412名】
Q.2	旅行目的別に想定する1名当たりの目安の宿泊料金を千円単位で回答してください。 【自由回答：211名】
Q.3	観光目的の旅行の想定する1名当たりの目安の宿泊料金を千円単位で回答してください。 【自由回答：326名】
Q.4	旅行目的がビジネス（経費精算・有り）の場合には、18の宿泊プランをどのように評価するのか、それぞれの宿泊プランを評価してください。【マトリクス・単一回答：181名】
Q.5	旅行目的がビジネス（経費精算・無し）の場合には、18の宿泊プランをどのように評価するのか、それぞれの宿泊プランを評価してください。【マトリクス・単一回答：58名】
Q.6	旅行目的が観光の場合には、18の宿泊プランをどのように評価するのか、それぞれの宿泊プランを評価してください。【マトリクス・単一回答：326名】
Q.7	緊急事態宣言等の行動制限を経験することで、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後（期間：2023年05月08日～2024年03月中）のホテルへの宿泊に関連した非接触サービスに対する評価の変化はありましたか？【単一回答：412名】

注1）Q.4～Q.6は、18のコンジョイントカードに対して5段階評価での回答を設定している。

注2）Q.7において、「非接触サービスとは、IT技術等を活用して、安全かつ迅速にサービスを受けられるように設計された、物理的な接触や直接の人とのやり取りを必要としないサービス提供方法のこと。」と補足説明をしている。

に、性別・年代・主な移動手段など回答者属性別に集計すると、女性や20代・40代、公共交通と自動車を用いる利用者において「評価が変化した」と回答する割合が高い。一因としては、安全性や衛生面への関心が強い層ほど、コロナ禍を経て非接触サービスに高い意義を認める傾向があると考えられる。一方、観光旅行では非接触サービスへの評価の違いによる料金差がほとんどない。観光旅行者は非接触サービスへの評価の変化に対して反応が鈍いか、評価

への変化が料金にあまり影響しないことを示している¹⁾と考えられる。

これらの結果から、非接触サービスへの評価の変化の有無によって行動特性が異なる層が存在し、性別・年代・移動手段・旅行目的といった要因が複合的に作用していることが示唆された。特にビジネス旅行者は、費用対効果を重視するためか、非接触サービスへの評価変化に対してより弾力的に反応していると考えられる。

表3 非接触サービスへの評価の変化の有無と回答者特性

非接触サービス への評価（全体）	回答者の属性											旅行目的別の想定料金（平均額）		
	性別		年齢						主な移動手段			ビジネス		観光・その他
	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代 以上	公共交通	自動車	公共交通 ＆自動車	経費精算 （有り）	経費精算 （無し）		
変化がある	43.4%	38.3%	51.6%	56.9%	43.1%	55.7%	36.9%	29.4%	44.2%	49.1%	57.8%	13,026円	12,083円	14,643円
変化はない	56.6%	61.7%	48.4%	43.1%	56.9%	44.3%	63.1%	70.6%	55.8%	50.9%	42.2%	11,433円	10,182円	14,891円
回答者数 （人）	412	253	159	51	72	88	111	85	151	80	67	181	58	326

注）旅行目的別の想定料金では、非接触サービスへの評価の割合は示されていない。

2.3 コンジョイント分析

コンジョイント分析は、1960年代後半から70年代初頭に Paul E. Green がマーケティングリサーチや消費者行動研究において導入した統計的手法²⁾であり、現在ではマーケティング分野で一般的に利用されている手法³⁾である。消費者が商品やサービスの異なる特性をどのように評価し、それらの特性が購買意思決定にどの程度影響を与えるかを分析するためのものである。この手法では、消費者が複数の属性を持つ製品やサービスの選択肢からどれを選ぶかを調査し、各属性の重要度や属性水準の部分効用値を推定する。コンジョイント分析には、評価型コンジョイント分析（Rating-Based Conjoint, RBC）と選択型コンジョイント分析（Choice-Based Conjoint, CBC）の2つの主要な手法がある。RBC は各プロファイルについての評価を行い、CBC は複数のプロファイルから最も好ましいものを選ばせる手法である。RBC は各プロファイルを個別に評価するため認知的負担が少なく、直交表を用いてプロファイル数を最小

限に抑え、効率的にデータを収集できる。CBC は実際の購買行動に近いデータを収集できるが、回答者に多くの選択タスクを課すため負担が大きい。

本研究では、RBC を採用し、L18直交表 L を用いて 18 のコンジョイントカードを作成し、アンケート調査を実施した。RBC を採用した理由は、各プロファイルの詳細な評価を可能にし、属性の相対的な重要度を詳細に分析できるからである。また、L18直交表を用いて評価するプロファイル数を減らし、回答者の負担を軽減しつつ、均等かつ効率的にデータを収集できるため、信頼性の高いデータが得られる。本研究で用いたコンジョイント分析の基本的な手順は、以下の通りである。

①属性とその水準の選定

対象となるホテルの宿泊プランの重要な属性（例えば、価格、品質、機能など）を特定し、各属性で考えられる異なる水準（例えば、高、中、低など）を定義する。実際には、表 4 の属性と水準の一覧表のように設定⁴⁾した。

②プロファイルおよびコンジョイントカードの作成

プロファイルとは、各属性の異なる水準の組み合わせからなる製品やサービスの詳細な記述を指す。本稿では、各属性の異なる水準の組み合わせから構成された宿泊プランのコンジョイントカード（架空の製品やサービスのカード）を作成¹⁰⁾する。フルプロファイルを使用すると組み合わせ数が膨大になるため、実験計画法の直交表（L18直交表）を用いて代表的な組み合わせを選定する。この場合、各水準は無相関となるため、多重共線性の問題は生じない。実際には、8つの属性（①リピーター用の特典、②価格、③立地、④ホテル設備、⑤客室の広さ、⑥清潔さ、⑦スタッフの対応、⑧非接触サービスの程度）と各属性 3 つの水準（①のみ 2 つ）から 18 の宿泊プランのカードを作成して回答者に 5 段階評価をさせている。

③アンケート調査の実施（Q. 4～Q. 6の設問）

回答者に対して、作成した18のコンジョイントカード（属性・水準）を旅行目的等の条件別に5段階評価で評価してもらう。評価は、とても泊まりたい（5点）、やや泊まりたい（4点）、どちらともいえない（3点）、あまり泊まりたくない（2点）、まったく泊まりたくない（1点）の5段階評価である。5段階の順序尺度による評価のために、選択型でなく、評価型の分析が可能になっている。

④部分効用値の推定

収集したデータを用いて、属性・水準ごとの部分効用値（ユーティリティ・

表4 属性と水準の一覧表

属性	水準1	水準2	水準3
リピーター用の特典	あり	なし	—
価 格	想定未満の宿泊料金	想定を超える宿泊料金	想定している宿泊料金
立 地	駅前	郊外	目的地の近く
ホテル設備	豪華	質素	標準
客室の広さ	比較的広い	比較的狭い	標準
清 潔 さ	清潔	少し不潔	普通
スタッフの対応	良い	悪い	普通
非接触サービスの程度	フルサービス	セルフサービス重視	スタンダード

スコア)を推定⁵⁾する。部分効用値は、消費者が各属性水準に対して感じる満足度や価値を示すものであり、これにより各属性の相対的な重要度も明らかになる。

3. 分析結果

3.1 コンジョイント分析による各水準の部分効用

実際の分析は各宿泊プランの5段階評価得点の平均値を目的変数にし、各水準を説明変数にして重回帰分析を行った。ただし、冗長化の問題を回避するために各属性の1つの水準は削除してから分析する必要がある。このため分析結果の水準は、表4の水準3(リピーター用の特典のみ水準2を削除)を削除して分析しているため、表5には各属性の水準が1つ削除された2つの分析結果が表記されている。コンジョイント分析による各水準の部分効用値は、旅行目的⁷⁾が「ビジネス(経費精算・有り)」と「観光・その他」、非接触サービスへの評価の差異は「変化があった」と「変化はない」に分類して、8つの属性の15の水準の係数を部分効用値として表5にまとめられている。表5の分析結果から、以下の3つの解釈ができる。

①旅行目的がビジネスで、非接触サービスへの評価に変化がない場合

重要な要因は価格と清潔さである。具体的には、想定未満の宿泊料金が0.25の正の影響があり、想定を超える宿泊料金が-0.42の負の影響があるため、適正な価格設定が重視される。また、少し不潔な部屋は-0.52の強い負の影響があり、清潔さが非常に重要である。さらに、スタッフの良い対応が0.20の正の影響がある一方、悪い対応は-0.25の負の影響があり、スタッフのサービスの質も重要な要因である。郊外の立地は-0.28の負の影響があるために、立地条件にも影響があることがわかる。

②旅行目的がビジネスで、非接触サービスへの評価に変化がある場合

重要な要因は清潔さと価格である。清潔な部屋が0.10、豪華な設備が0.13の正の影響がある一方、少し不潔な部屋は-0.61、比較的狭い客室は-0.14の負の影響がある。価格については、想定未満の宿泊料金が0.15の正の影響があり、想定を超える宿泊料金は-0.29の負の影響があり、適正な価格設定が求められる。スタッフの悪い対応が-0.33の負の影響があるために、サービスの質も重要である。フルサービスやセルフサービス重視の形式はそれぞれ-0.07、-0.06のわずかな負の影響があり、非接触サービスの程度の影響はあるものの相対的な影響力は低い。

③旅行目的が観光・その他

旅行目的が観光・その他である場合、非接触サービスへの評価の変化の有無にかかわらず、重要な要因は価格、清潔さ、スタッフの対応である。具体的には、非接触サービスへの評価に変化がない場合、想定を超える宿泊料金が-0.35の負の影響があるために、評価を下げる要因であることが示唆される。少し不潔な部屋は-0.78の非常に強い負の影響があり、清潔さが極めて重要である。また、スタッフの悪い対応も-0.35の負の影響があるために、サービスの質が評価に大きく影響する。一方、非接触サービスへの評価に変化がある場合も多少の違いはあるものの同じような傾向が示されている。これらの結果から、観光・その他の目的で宿泊する顧客にとっては、適正な価格設定、徹底した清潔さ、高品質なスタッフ対応が選択の決め手となることが示される。

これらの解釈から、ビジネス目的の宿泊客はコストパフォーマンスやスタッフのサービスの質を重視することが示唆される。これは、企業の出張予算が厳格であり、効率的な宿泊を求める傾向があるためである。観光・その他の目的で宿泊する顧客にとっては、清潔さとスタッフの対応が特に重要である。これは、観光客が快適な滞在を求め、宿泊施設の清潔さやスタッフの対応が旅行の

宿泊事業における価値提供の変容

表5 旅行目的と非接触サービスに対する顧客評価の有無に分類した分析結果

旅行目的 非接触サービスへの評価		ビジネス		観光・その他	
属性	水準	変化がある	変化はない	変化がある	変化はない
	切片	2.72 ***	2.38 ***	2.70 ***	2.53 ***
リピーター用の特典	ポイント等あり	0.08 **	0.10	0.03	-0.04
価 格	想定未満の宿泊料金	0.15 **	0.25 **	0.15	0.21
	想定を超える宿泊料金	-0.29 ***	-0.42 ***	-0.28 *	-0.35 **
立 地	駅前	-0.05	-0.01	0.03	0.05
	郊外	0.01	-0.28 **	-0.05	-0.18
ホテル設備	豪華	0.13 **	0.02	0.02	0.04
	質素	-0.05 *	-0.05	-0.18	-0.15
客室の広さ	広い	0.04	-0.04	0.01	-0.08
	比較的狭い	-0.14 **	-0.06	-0.19	-0.18
清 潔 さ	清潔	0.10 **	0.11	0.12	0.17
	少し不潔	-0.61 ***	-0.52 ***	-0.79 ***	-0.78 **
スタッフの対応	良い	0.02	0.20 **	0.08	0.15
	悪い	-0.33 ***	-0.25 **	-0.40 **	-0.35 **
非接触サービスの程度	フルサービス	-0.07 *	-0.11	-0.06	-0.12
	セルフサービス重視	-0.06 *	-0.10	-0.14	-0.08
<i>n</i>		77	104	143	183
<i>R</i> ²		.999	.997	.994	.993

注1) ***は1%の有意水準 ($p<0.01$)、**は5%の有意水準 ($p<0.05$)、*は10%の有意水準 ($p<0.10$) をそれぞれ有意で示している。

注2) 10%の有意水準で有意な係数は太字で表記している。それ以外の係数も重要度を算出した参考のために表記している。

満足度に直結するためである。

非接触サービスへの評価の変化は、旅行目的が観光・その他の場合には違いが生じにくい。一方で、旅行目的がビジネスの場合では違いが生じていることから、次節では、非接触サービスへの顧客評価の変化別の各属性の重要度から分析を試みる。

3.2 非接触サービスへの顧客評価の変化と宿泊プランの各属性の重要度

旅行目的をビジネスに限定した場合における非接触サービスに対する顧客評

価の変化が、宿泊プランの選択要因にどのような影響を与えるかを各属性の重要度の視点から分析した。その結果は、図1にまとめられている。分析結果から、非接触サービスに対する顧客評価が変化しなかった場合の宿泊プラン選択の要因としては、価格、清潔さ、スタッフの対応の順に重要度が高いことが明らかになった。ビジネス目的で宿泊する顧客にとって、最も重要な属性は価格であり、コストパフォーマンスを重視する企業出張者にとって、リーズナブルな価格で高品質なサービスを提供するホテルが選ばれやすい。次に、重要なのは清潔さである。感染症拡大の経験もあり、短期間の滞在でも健康に配慮された部屋の清掃や消毒、共用スペースの清潔さが徹底されていることが求められる。さらに、スタッフの対応も重要な要因であり、迅速で丁寧な対応、顧客への配慮がビジネス旅行者の満足度に直結していることが推測される。

非接触サービスへの評価に変化があった場合、従来のホテル選択において重視されていた価格と立地の重要性が著しく低下し、代わりに清潔さ、ホテル設

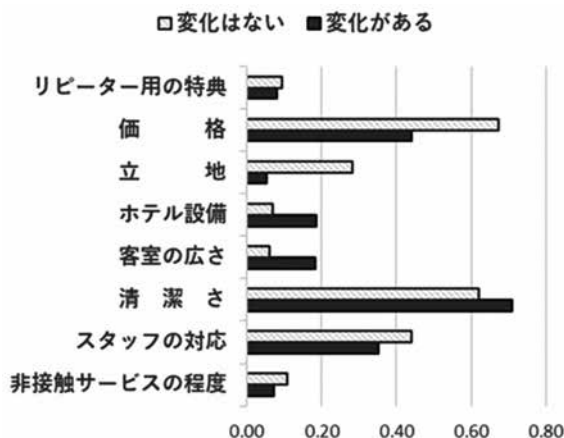


図1 非接触サービスへの顧客評価別の各属性の重要度

注) 表5での分析結果の各水準の係数をレンジ(最も大きい係数と最も小さい係数の差)から重要度を算出している。表5に無い水準の係数は0で、各属性で0が最も大きい、または最も小さい場合は0が対象になる。

備、客室の広さの属性の重要度が相対的に高まっている。これらの結果から、充実したホテル設備が宿泊客の快適さに直結し、広い客室は活動の自由度と快適さを提供するため、特にビジネス旅行者にとって重要な要素となっている。その結果、価格と立地の重要性は相対的に低下している。価格は高い水準でも良いと考えられており、他の属性が高まったことで、立地の重要性も低下していることが考えられる。

4. おわりに

4.1 結論

本稿では、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊事業における価値提供がどのように変化したかを調査した。特に非接触サービスの普及が顧客評価や宿泊プランの選択に与える影響を分析した結果、以下の結論が得られた。まず、ビジネス目的の宿泊客にとって、コストパフォーマンスと清潔さが最も重要な要因であることが明らかになった。非接触サービスへの評価が変化しない場合、宿泊客は適正な価格設定と清潔な環境を最も重視する。非接触サービスへの評価に変化がある場合は、価格と立地の重要性は低下し、代わりにホテル設備や客室の広さが重要視される。この結果は、感染症拡大に伴う非接触サービスの普及が、宿泊客の価値観に影響を与え、より快適で広い環境を求める傾向を示している。次に、旅行目的が観光・その他の宿泊客については、価格、清潔さ、スタッフの対応が一貫して重要な要因であることが示された。非接触サービスへの評価が変化しても、この傾向には大きな違いが見られず、宿泊客は適正な価格設定、徹底した清潔さ、高品質なスタッフ対応を重視している。この結果は、観光客が快適な滞在を求め、これらの要因が旅行の満足度に直結することを示している。

今回のアンケート調査と宿泊プラン選択時の要因分析から、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限による非接触サービスの普及が、ホテルにおける非

接触サービスへの評価の変化と宿泊プラン選択に影響を及ぼしていることが明らかになった。非接触サービスの程度が宿泊プラン選択に直接的な影響を与えているわけではないが、非接触サービスへの評価が変化している宿泊客ほど、価格や立地よりもホテルの宿泊環境を重視している傾向が見られる。また、スタッフの対応などの人的サービスのネガティブな影響が顧客評価に大きな負の影響を与える一方で、非接触サービスを中心にしたセルフサービスでは顧客評価に対して負の影響が軽微であることが観察された。これは、サービス品質における評価の非対称性が存在することを提唱した Kahneman & Tversky (1979) のプロスペクト理論により説明できる。つまり、宿泊客にとって非人的サービスが人的サービスの損失回避手段として機能する可能性を示唆している。

サービス業の労働生産性向上の観点からも、非人的サービスは重要である。非人的サービスは顧客価値の上昇において一定の限界があるものの、宿泊事業におけるコスト（人件費）の下方硬直性の回避というメリットをもたらす。以上を踏まえると、今回の研究成果は、今後の宿泊事業における非接触サービスを含めた非人的サービスによる価値提供の再構築に、重要な示唆を与える可能性がある。

4.2 今後の課題と研究の展望

本研究の限界として、旅行目的等のサンプルサイズの偏りやサービス品質評価の欠如、テクノロジー受容心理要因の未考慮が挙げられる。今後、非人的サービスを中心にした宿泊サービスの価値提供に関する研究を実施するには、プロパティ・マネジメント・システム（PMS）を活用した複合サービスの提供や、Davis (1989) によって提唱されたテクノロジー受容モデルを考慮したさらなる調査が必要である。また、小規模なパイロット調査を実施し、設定要素が顧客評価に与える影響を予備的に検証することも有益である。これにより、宿泊事業における非人的サービスの有用性と限界をより詳細に理解し、

効果的な価値提供の戦略を構築するための基礎を築くことができると考えられる。さらに、感染症拡大に対する宿泊事業の適応策として一般化した非接触サービスの導入が長期的にどのような影響を与えるかを継続的に調査し、変化する顧客ニーズに対応する柔軟な価値提供システムの研究を実施することが求められる。

(謝辞)

本稿の執筆にあたり、多くの方々のご助言とご支援を賜りましたことに深く感謝申し上げます。まず、日本商業学会第74回全国研究大会では、分析手法の方法論についてご助言を頂きました。また、日本観光学会第117回全国大会では、結論における解釈に関して貴重なご示唆を頂きました。これらのご助言により、本研究を大いに進展させることができました。

本稿は、「JSPS 科研費 JP21K17974」の助成を受けた研究成果の一部であり、この助成に深く感謝いたします。

注

- 1) この点に関しては、旅行目的を観光・その他としたことで特徴が薄まったことが考えられるが、観光自体が複合的な目的でもあるので今後の課題としておく。
- 2) Green & Srinivasan (1990) は、コンジョイント分析の新たな発展について論じ、これがマーケティング研究に重要な影響を与えている。
- 3) マリオット・ホテルは、コートヤード・ホテルのコンセプトをコンジョイント分析により設計している (Kotler & Keller, 2006, p. 808)。
- 4) 属性、水準の選択には、加藤 (2013) のヘドニック・アプローチを用いた宿泊料金の分析や3回の専門家へのインタビュー調査を参考にした。
- 5) 直交表やコンジョイントカードの作成では、君山 (2021) の方法を参考にした。
- 6) コンジョイント分析の推定法は、照井・佐藤 (2013) を参考にした。
- 7) ビジネス目的でも経費精算がある場合と無い場合があるが、回答者数の違いもあり、経費精算がある場合に限定した。

参考文献

- Davis, F. D. (1989). “Perceived usefulness, perceived ease of use, and user acceptance of information technology.” *MIS Quarterly*, pp. 319–340.
- Green, P. E., & Srinivasan, V. (1990). “Conjoint analysis in marketing: New developments with implications for research and practice.” *Journal of Marketing*, 54 (4), pp. 3–19.
- Kahneman, D., & Tversky, A. (1979). “Prospect theory: An analysis of decision under risk”. *Econometrica*, 47 (2), pp. 263–291.
- Kotler, P., & Keller, K. L. (2006) *Marketing Management 12th Edition*, Prentice-Hall (監修—恩藏直人・訳者—月谷真紀 (2008) 『コトラー & ケラーのマーケティング・マネジメント第12版』ピアソン・エデュケーション)
- Hao, F., & Chon, K. (2021). “Contactless service in hospitality: Bridging customer equity, experience, delight, satisfaction, and trust.” *International Journal of Contemporary Hospitality Management*, 34 (1), pp. 113–134.
- 加藤好雄 (2013) 「ホテルの立地に関する研究—ビジネスホテルを対象としたヘドニック・アプローチの応用—」『日本観光学会誌』第54号, pp. 35–45.
- 君山由良 (2021) 『第4版 コンジョイント分析 (統計解説書シリーズ A-58)』データ分析研究所.
- 照井伸彦・佐藤忠彦 (2013) 『現代マーケティング・リサーチ—市場を読み解くデータ分析』有斐閣.
- 永石尚子 (2022) 「ホスピタリティ・ツーリズム産業における人的サービス価値への一考察—デジタルとの棲み分けの観点からの検討—」『観光研究』第34巻, 特集号, pp. 127–136, 日本観光研究学会.

〔研究ノート〕

ペイント理論にもとづく数学の難問に関する研究 —フェルマー数、ルジャンドル予想、完全数の総数問題—

神 頭 広 好

I はじめに

本研究では、神頭（2024A、B）における自称ペイント理論を基本として、ペイントの使用量から色の明度に変換または逆の変換を通じて、数学の難問を解いている。

最近、神頭（2023）ではペイント理論およびそれを7つの数学の難問に応用している。

さらに、ここではフェルマー数、ルジャンドル予想、完全数の総数問題の証明について触れる。

II 数学未解決問題の証明への接近

以下では、数学の難問と言われている3つの問題にペイント理論を応用する¹。

1. ペイント理論にもとづくフェルマー数

フェルマー数の存在

「 $n \geq 0$ の存在で

$$F_n = 2^{2^n} + 1 \quad (1)$$

の形で表される素数（フェルマー素数）は、

$$n = 0, 1, 2, 3, 4$$

のみである」

(1) は色 2 の明度として累乗で表されており、明度としての 1 は 0 と同じ意味を持つために、(1) の 1 は消去されて、

$$\hat{F}_n = 2^{2^n} \quad (2)$$

に書き換えられる。さらに、(2) をペイント 2 の使用量表示にすると、

$$\tilde{F}_n = 2^n 2 \quad (3)$$

に変換される。ただし、(3) における 2^n は明度表示であるが色（色相）2 の使用量とする。

ここで、 2^n は無限に存在するために、ペイントの使用量には限界があるとすると、

$$2^n \leq 2n + (2n + 1) \quad (4)$$

が考えられる。これは偶数を基準にして、次に大きい数である奇数との和であり、最小の和であることを示している。(4) が成立する n の範囲は $0 \leq n \leq 4$ である。この範囲において (4) から、

$$F(n) = 2^{2^n} + 1 \leq 2^{4n+1} + 1 \quad (5)$$

が常に成立する。

したがって、 $0 \leq n \leq 4$ において、

$$F(n) = 2^{2^n} + 1 \quad (6)$$

を計算すると、

$$n=0 \text{ の時、 } F(0)=3$$

$$n=1 \text{ の時、 } F(1)=5$$

$$n=2 \text{ の時、 } F(2)=17$$

$$n=3 \text{ の時、 } F(3)=257$$

$$n=4 \text{ の時、 } F(4)=65537$$

が導かれる。これらの奇数はフェルマー数である。

最終的に、フェルマー数はペイントの世界において導かれる。

2. ペイント理論を使わないフェルマー数の導出

ここで、ゴールドバッハ予想²にしたがうと、素数の範囲は、

$$2n < P < 2(2n+1) \quad (1)$$

と書くことができる。ただし、 P は 2 つの素数 n と $2n+1$ の和を示す。

さらに、メルセンヌ素数も名のごとく素数であることから、(1) の P を 2 と 2^n-1 の素数の和に置き換えると、

$$4 < 2^n - 1 + 2 < 2(2n+1) \quad (2)$$

または、

$$4 < 2^n + 1 < 2(2n+1) \quad (3)$$

で表される。ここで、 $n=0$ は自然数に含まれないが、フェルマー数を考慮すると、 $n=0$ の時、(3) の第 1 項と第 2 項が等しくなるために (3) は、

$$2 \leq 2^n + 1 \leq 2(2n+1) \quad (4)$$

に書き換えられる。

したがって、(4) を満たす n の範囲は $0 \leq n \leq 4$ である。それゆえ、この範囲から、

$$2^n \leq 2^4 \quad (5)$$

が成立する。さらに、(5) から、

$$2^{2^n} \leq 2^{2^4} \quad (6)$$

が成立する。また、(6) の両辺に 1 を足すと、

$$F(n) = 2^{2^n} + 1 \leq 2^{2^4} + 1 \quad (7)$$

が成立する。この $F(n)$ の n に 0、1、2、3、4 をそれぞれ代入して計算すると 5 つのフェルマー数が導かれる。

一方、上記 1 同様に $(2n) + (2n+1)$ の以下の範囲において、メルセンヌ素数が存在するならば、

$$2^n - 1 \leq (2n) + (2n+1) \quad (8)$$

で表される。さらに (8) を変形すると、

$$2^n \leq 2(2n+1) \quad (9)$$

が得られる。ここで (9) を満たす n は $0 \leq n \leq 4$ に限定される。したがって、(7) と同様に、

$$F(n) = 2^{2^n} + 1 \leq 2^{2^4} + 1 \quad (10)$$

が成立する。(10) における $F(n)$ から、5 つのフェルマー数が導かれる。

ここでは、フェルマー数はメルセンヌ素数の上限の範囲から導かれることが分かった。

3. ペイント理論にもとづくルジャンドル予想

ルジャンドル予想は、

「任意の自然数 n について、 n^2 と $(n+1)^2$ の間には必ず素数が存在する。」である。

この予想の数式は、

$$n^2 < P < (n+1)^2 \quad (1)$$

で表される。ただし、 P は素数を示している。

(1) はペイント理論において明度表示の式であり、明度に同明度を何度乗じても変わらない。したがって、 P が素数であれば (1) は、

$$n < P < (n+1) \quad (2)$$

で表される。ここで明度は自然数で表されることから、(2) は、

$$n \leq P \leq (n+1) \quad (3)$$

に書き換えられる。

さらに、明度の 1 は 0 でもあるために、明度についての足し算の問題が解消される。したがって、(3) は、

$$n \leq P \leq n \quad (4)$$

で表される、(4) から、

$$p = n \quad (5)$$

が成立する。自然数 n は素数を含むことから、この予想はペイント理論にお

いて成立する。

4. 完全数の総数問題

「それ自身の数を除く正の約数の和が、約する前の数と一致する数を完全数と呼ぶ。(例、 $1 + 2 + 3 = 6$) または自然数 n の約数の和が $2n$ のとき n を完全数と呼ぶ」

ここで、完全数は無数に存在するか？という問いが投げかけられている。

この問いについては、ペイント理論を用いて、以下で説明される。

(1) 3 色のケース

$$1 + x + y = xy \quad (1)$$

ペイント理論の基本（神頭（2024A および2024B））から、(1) は、

$$a^2(1 + x + y) = b^3xy \quad (2)$$

で表される。ただし、(2) における1は一般性を欠くために、1 は z でも構わない。

さらに、ここで、全体の使用量からすると、 x より y の量はかなり大きいとすると、(2) を y で除することによって相対的数値に変換すると、

$$a^2\left(\frac{1}{y} + \frac{x}{y} + 1\right) = b^3y \quad (3)$$

で表される。ただし、(3) の右辺においてペイント x がほんの僅かな量であることから無視され、ペイント y だけが残っていることを示している。

さらに、(3) から、

$$a^2 = by \quad (4)$$

で示される。(4) からペイント理論の法則において $a^2 = b$ であることから、

$y \neq 1$ であるために、この完全数の体系がくずれる。

ここで、 $b=a$ とすると、(4)において $y=a$ が成立する。したがって、 a は自然数であり、素数も含むことから、完全数は無数に存在する。

(2) 四色のケース

上記同様に、 x および y のそれぞれがかなり小さく、 z がかなり大きい場合、相対的数値は、

$$a^2 \left(\frac{1}{z} + \frac{x}{z} + \frac{y}{z} + 1 \right) = b^4 xyz \quad (5)$$

で表される。さらに、使われたペイント量が微々たるものは除かれ、かなり使用された色は存在するために、(5)は、

$$a^2 = bz \quad (6)$$

で示される。ここで、上記同様に $b=a$ とすれば、 $z=a$ であり、 a は素数を含むために、完全数は無数に存在することになる。

(3) 多数色のケース

上記と同様な方法で一般形は、

$$a^2 (x_1 + x_2 + \cdots + x_m) = b^m x_1 x_2 \cdots x_m \quad (7)$$

で表される。(7)において x_m 以外はペイント使用量としては少なく、すべて相対的に小さい素数として、(7)を x_m で除すると、

$$a^2 \left(\frac{x_1}{x_m} + \frac{x_2}{x_m} + \cdots + 1 \right) = b^m x_1 x_2 \cdots x_m \quad (8)$$

で表される。さらに、(8)から、微々たる使用量の色は削除されるために、

$$a^2 = bx_m \quad (9)$$

で表される。ここで、 $x_m \neq 1$ であることから、上記同様に $b=a$ とすると、 $a = x_m$ である。 a は素数の積を含むために、完全数は無数に存在する。したがって、ペイント理論のもとでは、完全数は無限に存在することになる。ここでは、奇数の完全数も存在することになる。

双子素数の無限の存在

単色の明度は、素数で表されることから、ペイント表示で、

$$p < p+1 < p+2 \quad (1)$$

で表される。ただし、 p および $p+2$ は素数である。

(1) を明度表示に変換すると、さらに1と0は同じ意味を持つことから、

$$2p < p \quad (2)$$

で表される。(2) は明度の大きさが $2 < p$ であることを示唆している。(2) は常に成立することから、ペイントの世界において、単色が無数に存在するならば、双子素数は無限に存在することになる。

おわりに

ここでは、ペイント理論を用いて、フェルマー数、ルジャンドル予想、完全数の総数問題の証明について挑戦した。とりわけ、完全数の問題はペイント理論のベースとなる考え方であり、ABC理論とも重要なつながりを有している。

とりわけ、フェルマー数については明度の足し算を最終的にどのように捉えていくかが今後の課題である。

ペイント理論にもとづく数学の難問に関する研究

注

- 1 ここで扱う数学の難問については、関根（2006）、銀林（2015）および数論の未解決問題 | 数学の星 (math-jp.net) に掲載されている。
- 2 この予想にペイント理論を応用したものについては神頭（2023, pp. 7-12）を参照せよ。

参考文献

- 神頭広好『数と色をつなぐペイント理論』愛知大学経営総合科学研究所叢書60、2023年、愛知大学経営総合科学研究所（book60.pdf (aichi-u.ac.jp) にて閲覧可）
- 神頭広好「ペイント理論のベーシックに関するノート—「 $a^2=b^n=1$ 」の法則—」『経営総合科学』第120号、2024年 A、3月、pp. 259-266、愛知大学経営総合科学研究所（120.pdf (aichi-u.ac.jp) にて閲覧可）
- 神頭広好「ペイント理論のベーシックに関するノートⅡ—「 $a^2=b^n$ 」の法則—」『経営総合科学』第121号、2024年 B、9月、pp. 69-75、愛知大学経営総合科学研究所（HP にて閲覧可）
- 関根章道『人に話したくなる数学おもしろ定理』技術評論社、2006年
- 銀林 浩『初等整数論入門』筑摩書房、2015年

資料

数論の未解決問題 | 数学の星 (math-jp.net)

〔報 告〕

2024年度経営総合科学研究所企業調査報告

—地域に根ざした信頼の公的相談窓口
長野県事業承継・引継ぎ支援センター—

山 本 大 造

はじめに

当研究所は、通常事業の一環として、各地の優良企業／団体の事業内容や経営課題を実地において調査するとともに、研究上の接点という観点から所員と相手先企業／団体との関係を作ることなどを目的として、毎年「企業調査」を実施している¹⁾。

本年度の「企業調査」は、長野市において、9月17日(火)～18日(水)の日程で実施した。当研究所の所員一同は、9月17日、長野県事業継承・引継ぎ支援センターを訪問した。事業承継・引継ぎ支援センターは、事業承継とM&Aに関して国が認定する支援機関／相談窓口である²⁾。

1. 中小企業の事業承継問題と事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業の事業承継問題に詳しい打田委千弘教授は、さまざまな実態調査を進めるとともに、「日本の事業承継に関する現状」を次のようにまとめている。つまり、「中小企業の経営者年齢の高齢化によって休廃業・解散企業が増加する傾向にある」。その「背景には、後継者不足が影響していると考えられてい

る」。「政府は、『中小企業経営承継円滑化法』を制定し、相続税・贈与税等の税制優遇措置や金融機関等の支援拡充、各都道府県に事業承継・引継ぎ支援センターを開設し継続的に公的支援を続けている」。「事業承継には、形態別に見ると①親族内承継、②従業員承継、③第三者承継（M&A）があるが、日本においては、親族内承継のウエイトが低下し、親族外承継（従業員承継や第三者承継）のウエイトが増加傾向である」³⁾。

愛知大学中部地方産業研究所では、2022年度の「中産研セミナー」として、中小企業基盤整備機構副理事長（当時）の村松清孝氏を招いて「事業承継支援の現状と今後の新たな展開・展望」と題する講演会を行っている。この講演で村松氏は、事業承継の現状や課題、さまざまな支援の取組みを幅広く論じておられる。その冒頭で村松氏は、いわゆる「2025年問題」として、実例や資料を示しつつ「70歳以上の経営者245万（人—引用者）の半分が後継者のいない状況で、650万人の雇用、22兆円のGDPがなくなるという大変な状況になることが見えるわけです」と社会全体の危機感に言及されている⁴⁾。

それは地域経済においても同じである。例えば、打田教授らは2017年から2018年にかけて、豊川商工会議所および豊橋信用金庫との共同アンケート調査を実施して、それぞれの地域における中小企業経営者の事業継承に関わる現状と課題を明らかにしている。その調査報告によれば、調査対象企業の直近の業績は「全体として良好」で、経営者自身も「従業員の生活を守るため」「地域・社会に貢献するため」引退後も「事業継続に前向きな企業が多い」。それにも関わらず、「後継者が確保できるかどうか分からない」ことが、事業継続について明確な方針が持てなかったりする。また、経営者の認識として「事業に将来性がない」ことと後継者がいないことは、「事業をやめたい」という理由になりやすいことが分かる⁵⁾。

中小企業庁『中小企業白書』（以下、白書と略記）でも、毎年度版で多くのページを割いて事業承継問題を扱っている。白書を手がかりに事業承継問題を概観すると、時系列でこの問題の傾向が見えてくるように思う。

すでに2003年版白書は、企業経営者の「事業継続意思と実際の事業継続（第2部2章3節）」を分析しているが、廃業を考えている経営者がその理由として挙げているのは「業績不振」、事業継続の意思に相対的に大きく影響しているのは企業規模の小ささである。まだ「経営者個人の年齢と事業継続意思の間には、明確な関係は見いだせなかった」としていた⁶⁾。2005年版白書では「後継者の確保の必要性（第3部2章3節）」が取り上げられ、「親族による承継」と「親族以外の者の承継」に分けて分析を行っている。2006年版白書では、「少子高齢化・人口減少社会における中小企業（第3部）」と題して、一つのテーマとして事業承継問題を取り扱うようになる（第2章）。ここでは、財務的には経営継続可能なのに、「後継者がいない」ことを理由とする廃業が一定数あることを問題視するとともに、現役経営者の意向として、親族内継承が多いことを明らかにしている⁷⁾。

白書は、2010年版から毎年度、中小企業経営者の高齢化と事業引継ぎの問題を指摘するようになる⁸⁾。2011年版白書では、中小企業の数が増加していることを指摘しつつ、中小企業の事業引継ぎ問題を「構造的課題」の一つと捉え、その現状や課題、支援体制の整備など政府の対策を論じている。そうした対策の一環として、「事業再生支援等」に追加する形で「事業引継ぎ支援センター（仮称）」を設置し、「同センターに事業引継ぎの専門家（経験のある税理士、銀行OB等）を配置し、守秘義務を課す」ことなどを明らかにしている⁹⁾。

2013年版白書では、「後継者への事業承継は、総じて遅れているものと推測される」としている¹⁰⁾。政策面で、2011年7月に施行された「改正産活法」に基づいて47都道府県の認定支援機関（商工会議所等）の業務に事業引継ぎ支援業務を追加して「事業引継ぎ相談窓口」を設置するとともに、2012年度末時点で全国に7カ所設置している「事業引継ぎ支援センター」で「事業引継ぎに関する専門家が、事業引継ぎを希望する企業間のマッチング支援等を行う。（中略）今後も全国的に拡充していく方針である」との紹介があるのも、2013年版である¹¹⁾。なお「産活法」は、2015年10月「産業競争力強化法」の施行

に伴い廃止になったので、現在の「事業承継・引継ぎ支援センター」は、「産業競争力強化法」に基づいて経済産業大臣が定める「認定支援機関」という位置づけである。

2014年版白書では、事業承継の準備期間の長さを指摘するとともに、親族内承継以外の第三者承継の比重が増してきていることを取り上げている¹²⁾。2019年版白書では「経営者の世代交代（第2部）」をテーマとして、経営者の高齢化と休廃業・解散企業の増加傾向を問題視している。2023年度版では「新たな担い手の創出（第2部2章）」をテーマとして、M&Aの活用は事業承継だけでなく、「企業規模拡大や事業多角化といった企業を成長させる手段」として重要だとしている¹³⁾。

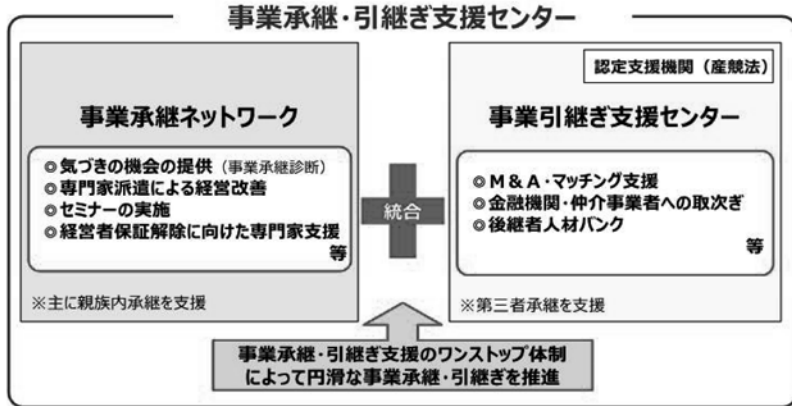
要するに直近の2024年版まで白書に見る「事業承継」問題は、おおむね次のような組み立てで議論を展開している。すなわち、経営者の高齢化が進んでいることが、企業の休廃業・解散の背景の一つとなっている。しかし、休廃業・解散を選択する企業の中には、最終損益で黒字の企業や売上高成長率等でも良好なパフォーマンスを示している企業も一定数存在している。後継者不在企業の割合は、2017年頃をピークとして以降減少傾向にある。しかし、事業承継に向けた取り組みには時間がかかり、早い時期から取り組みを始める必要がある。事業承継には親族内承継が選ばれることが多いが、親族外への承継（内部昇進、第三者招聘）およびM&Aも選ばれるようになっている。円滑な事業承継に向けた相談機関も充実していることから、早めの相談・取り組みが求められるというものである。

ちなみに、2006年版白書で明らかにされた全社長の平均年齢は59歳であった。「事業承継を希望している企業のうち、既に候補者が決まっている企業は44.0%」で、「決めてはいないが候補者がいる」が37.1%、「適当な候補者がいない」とする企業は18.9%であった¹⁴⁾。今や、東京商工リサーチの調査で、2023年12月時点の全国の社長の平均年齢は63.76歳で、同社の2009年の調査開始以来最高を更新したという¹⁵⁾。2024年版白書でも、中小企業経営者の年齢分

布が分散していることを指摘しながらも、「経営者年齢が70歳以上である企業の割合は、2000年以降最高となっていることから、事業承継が必要となる企業は依然として相当程度存在している」との認識を示している。そして、後継者不在率は2018年以降減少傾向であるが、2023年時点でも54.5%で「半数近くの企業で後継者が不在となっている。経営者の年代別に見ると、年代が上がっていくとともに後継者不在率が低くなっている」としている¹⁶⁾。

時間の経過とともに深刻化する事業承継問題に対して、事業継続意思のある経営者をさまざまな側面からサポートする体制がつくられている。2014年版白書は、円滑な事業承継の推進に向けて、さまざまな支援機関への期待を述べている。その中で、事業引継ぎ支援センターは、より「高度、専門的な支援」として、地域の商工会・商工会議所などと連携しながら、後継者とのマッチングや M&A の支援を行うことが期待されている¹⁷⁾。

図表 1 事業承継・引継ぎ支援センターの概要と主な役割

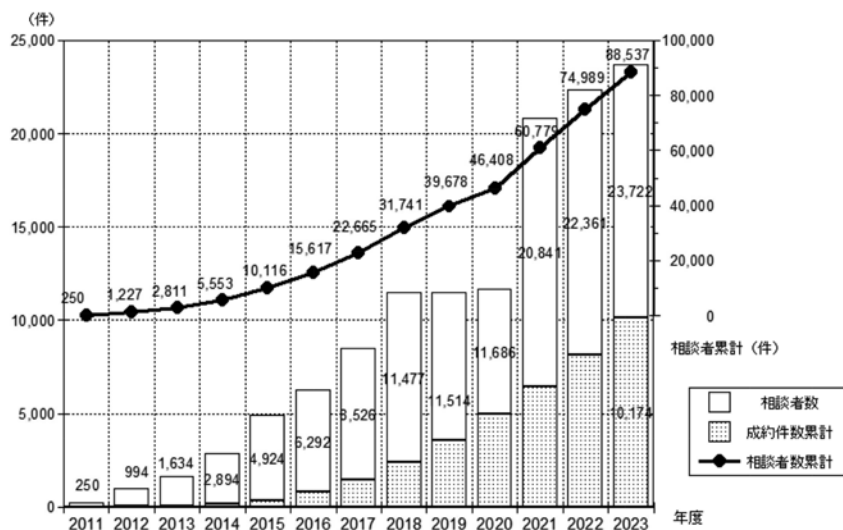


（出所）中小企業庁『2021年版中小企業白書』2021年7月。411ページ、2-3-6①図より引用。

中小企業庁は、2015年に「事業引継ガイドライン」を策定し、その中で後継者不在の中小・小規模事業を M&A を通じて引き継ぐ場合の手続きなどを示している。あわせて、「事業引継ぎ支援センターを活用する際の手続き」や

センターの対応などを明示している¹⁸⁾。2019年12月に公開された「第三者承継支援総合パッケージ」では、この「事業引継ガイドライン」を改訂するとともに、親族内継承以外の第三者承継の推進を図るため、「事業引継ぎ支援センターの無料相談体制を抜本強化し、経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺に」等の取り組み方針が示されている¹⁹⁾。そして、主に M&A 等の事業引継ぎ支援を行っていた事業引継ぎ支援センターは、親族内承継支援を行っていた事業承継ネットワークを統合し、2021年4月、事業承継・引継ぎ支援センターに発展的に改組された（図表1）²⁰⁾。2022年版白書によれば、M&Aの実施件数はいずれも増加傾向にあるが、全国の事業承継・引継ぎ支援セン

図表2 事業承継・引継ぎ支援センター（全国）における
相談者数および成約件数の推移



（出所）中小企業基盤整備機構「令和5年度に認定支援機関等が実施した事業承継・引継ぎ支援事業に関する事業評価報告書」2024年10月8日発表、13ページ表2より作成。

（注）2011年度は、10月から事業引継ぎ支援事業を開始したことから、6か月間が事業実施期間として計上されている。センター箇所数は2011年度は7箇所だったが、順次その数を増やし現行の48箇所（東京は2箇所）となったのは2017年度からである。

ターにおける M&A 実施件数は「中小企業 M&A 仲介上場 3 社」の集計件数を 2017 年度以降上回るようになっていているとしている²¹⁾。実際、事業引継ぎセンターとして 2011 年 10 月から事業を開始して以降、相談者数および成約件数は、年々増加している（図表 2）。

2. 長野県事業継承・引継ぎ支援センターでのインタビュー

本年度の「企業調査」では、そうした全国 48 か所の事業承継・引継ぎ支援センターの一つ、長野県事業継承・引継ぎ支援センター（以下、必要がある場合を除いて、センターと略記）を訪問して、サブマネジャーの倉田篤氏と承継コーディネーターの柳澤宏季氏より詳細なお話をうかがうことができた。以下は、その要約である²²⁾。

倉田氏と柳澤氏は、長野県の人口や地理的特徴から説明された²³⁾。長野県は、県の面積が非常に大きい。全国で 4 位の広さ（北海道、岩手県、福島県、長野県、新潟県）である。そのため、歴史的に見ても多様な文化、風習を持つ。市町村数も多く、県内には 77 の市町村があって、全国で 2 番目の多さである。長野県は、地理的な特性から県内を大きく 4 つの地域に分けることが多い。すなわち、北信、中信、東信、南信である。さらに行政上、県内は 10 の地域に分けられている。

次に長野県の産業の特徴を、資料に基づいて説明いただいた。出荷額が大きく基幹産業になっている製造業をはじめ、食品や飲料の生産、さまざまな製品の農業、観光業まで、長野県には多様な産業が見られる。製造業では、セイコーエプソンやシチズン・インスツルメント・ウオッチをはじめとするウオッチ（ムーブメントを含む）の出荷額が全国一位（国内シェア 35.5%）で有名であるが、他にも諏訪地域でつくられている顕微鏡・拡大鏡（同 86.2%）、乾燥している空気を生かした松本周辺に集積しているギターの製造（同 44.6%）なども特徴的である。農業や食品・飲料製造も盛んで、ワイン用ブドウやキノコ

類の出荷額・生産量は全国一位、ジュースの出荷額も全国二位である。長野県の味噌メーカーはほとんどが味噌専業で、マルコメ、ハナマルキ、ヒカリ味噌と全国ランキング3位までのメーカーは、いずれも長野県にある。観光業も盛んで、特にペンションなどを含む宿泊施設の数北海道よりも多く、全国一位となっている。「アフター・コロナ」になってから、白馬や志賀高原を目指す外国人ツーリストも急激に増えているという。

県内産業や特産物の話題は尽きないが、次に長野県での事業承継の現状について説明いただいた。まず帝国データバンク調査の他に、センターでも県内の経営者の平均年齢の推移を調べているが、全国的な傾向と同様、やはり年々上昇していることが確認されている。後継者不在率も、長野県は全国平均より少し上にあるが、都道府県別に推移を見ると「前年に比べて低い」グループに入るといふ。

ただ、参加者との間で話題になったのは、これらの調査結果と現場感覚とのズレである。帝国データバンク調査のように、全国40万社をカバーするような後継者不在率調査は他に類がない。東京商工リサーチが行っている都道府県別の休・廃業解散企業件数調査（後継者不在による休廃業解散件数が増えていることが示されている調査）とともに、経済産業省をはじめ国の政策のKPIに使われていることもあって、重要視されている調査ではあるが、現場の実感や経営者の受け止めとも多少の差がある。一つのトレンドとして理解する上では注目すべきだが、調査方法の問題もあって解釈は難しい。例えば、現役経営者が30代の企業だと、今のところ後継者は「いない」という回答になってしまうなどである。そのため、市町村レベルで独自の調査を進めようという気運も高まっているという。

帝国データバンク2023年調査に基づいて、長野県の後継者不在率を業種別に見ると、建設業が最も高くなっている。その背景の一つとして、建設業の経営者には経営管理者資格が必要となっているが、経営管理者資格を取るためには試験ではなく経営者として5年以上の実績が求められること、加えて経営者

の兼務が禁止されているので、實際上制約になっているという。次いで、小売業や不動産業も高くなっているが、事業所規模の小ささや個人経営であることに起因していると考えられるという。

こうした県内の事業承継に関わる現状をふまえて、長野県事業継承・引継ぎ支援センターの沿革や活動状況をご説明いただいた。2011年に東京都と大阪府に（同年、愛知県にも）設置されたのに続いて、長野県でも2014年2月に事業引継ぎ支援センターが設置された。センターが全国47都道府県に設置されたのは、それから2年後の2016年である。

長野県事業引継ぎ支援センターは、設立当初専門家2名でスタートしたが、2024年現在11名が在籍して支援活動に当たっている。センターのある長野市は県の北部に位置することから、2024年6月からは、松本市にもサテライトオフィスを設けて、そこに3名を配置して支援活動を行っているという。

設立当初は、第三者承継を主とする引継ぎの支援が中心だったが、やがて数年支援事業を続けていると、いろいろな問題があり「事業承継で相談してくる人が少ない」ということが分かってきた。そこでセンターでは、セミナーを開催したり、金融機関や商工団体にも依頼して広報を強化していった。それでも「潜在的な後継者不在企業数からすると、なかなか相談に繋がらない」。やはり相談するにしても、経営者側にもいろいろな事情があって、「親族関係」、「他人に言いたくない、同業者に知られたくない」などの心理的な問題もあることが分かってきた。そこで中小企業庁では、広報に注力しながら、プッシュ型の相談、つまり支援者側から積極的な支援を打ち出すことにした。2018年には、全国にある事業承継ネットワーク（事業承継の支援組織）を長野県にも設置して、事業承継の「前段階の活動の強化」を図り「事業承継診断という簡単なアンケートをやって、それを切り口として相談にしましょう」という、きっかけづくりに取り組み始めたという。

2021年には、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合して、現在の事業承継・引継ぎ支援センターになった。こうして前段階の普及広報活

動から事業承継診断、各種支援機関のサポートを得るための相談と取り次ぎ、その後の承継に繋げてもらう幅広い支援業務を行うようになった。当初の第三者承継だけでなく、現在は親族内承継を含めた支援を取り扱う体制に発展している。

現在の具体的なセンターの支援事業としては、大きく分けて二つが展開されている。一つが、前段階の普及広報活動にあたる「事業承継診断による経営者の課題意識の醸成」である。普及広報活動の一環として、さまざまな支援機関と協力して事業承継診断を行い、「簡単なアンケートを使って相談の入口に立っていただく」ことにも注力されている。もう一つが「事業承継支援」である。前段階の普及広報活動を通じて相談に繋がってきた人に、さまざまなサポートを行う活動である。例えば、親族内承継を希望する人には、承継の手続きを支援したり、今後の承継に向けた計画書作成の支援をする。あるいは、後継者がいない事業所には、従業員への引継ぎか M&A での引継ぎに向けてさまざまな支援を行っている。

M&A での引継ぎに関しては、中小企業庁の当初の想定よりも地方部では小規模事業者の相談が多く、M&A の専門機関への紹介だけでは買い手が見つからないことが多いこともあり、センター独自の買い手登録も行っている。そうした支援活動の中で、いろいろな情報も入ってくるようになり、廃業を考えていた企業にとって、サプライチェーンの取引先や同業者が買い手になるという選択肢も現実になってきたという。そうした M&A での事業引継ぎは、企業の成長や効率化を目指すというだけでなく、人口が減少する地域でいくつかの事業が一つになることで生活基盤となっている事業を守り、社会的インフラを維持するために活用される場合もあるという。

「事業承継診断のご案内」というパンフレットを拝見すると、その中に「事業承継診断シート」というアンケート形式の質問票が用意されている。金融機関、商工会、商工会議所、同業種組合、士業等専門家からなる事業承継ネットワークとともに、それぞれの支援機関がこの「事業承継診断シート」を活用し

て、「後継者がいるとかいないとか、あるいは承継で困っていないかといったヒアリング内容をきっかけとして、相談に繋げていこうという活動」をしている。そして、相談者に対して金融機関や商工団体に独自に支援ができれば、独自に支援を進めてもらって、それができない場合にはセンターに繋げるという連携の形が作られている。

また、この事業承継診断に関わるアンケートから、センターでは地域の実情に沿った事業承継や休・廃業希望の実態調査や分析を行っている。参加者との質疑応答で、このアンケート調査のデータの取り方などが話題になった。ただ、この調査は統計を取る目的というよりも、事業承継に関わる相談のきっかけにしてもらおうということなので、センターとしてもさらに調査を進めるつもりであるが、目的自体はちゃんと果たしていて、実際の相談者の数は増えているという。

さらに、事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワークの設立経緯に関して、その統合や予算立ての難しさにも話題は広がった。ただ、ここ10年ぐらいいでかなり整備も進み、より相談を受けやすい形になったという。実際、センターの活動状況としても、後継者不在の新規相談件数は2018年には100件程度であったが、事業承継ネットワークと協働するようになってから、特に2021年以降は相談件数が増えてきている。統合の効果に加えて、経営者が交代する年齢がピークを迎える時期と重なったことも要因としてはある。今後5年ほど経過するとそのピークも下がってくるので、相談件数自体は減少する可能性も考えられる。同時に親族内承継の相談も始めているので、これについての相談も増えていて、年間150件ぐらいの相談を受け付けているという。

先述の事業承継診断件数も、年間4千～5千件くらい実施している。センターの支援によって親族内承継が「無事継承できた」場合の完了件数も、毎年だいたい20～30件ままとまっている。第三者承継引継ぎ支援完了件数も増加している。これは、センターが当該企業の取引先や同業者を含めた候補先を紹介して、承継にあたっては「側面支援」の形で契約書の作成や交渉条件などの支

援を行い、承継につながった件数である。コロナ禍では一時的に減少したものの、2021年以降、毎年増加している。

このようにセンターとしては、後継者不在企業や事業承継を希望する企業、親族内承継を考えている企業に対しては、広報活動も含めて積極的な働きかけを行っている。

また、第三者継承の内容として、事業を変えて承継するケースもあるという。ただ、まったく異なる業種に変えるということではなく、隣接する業界になってくるケースがほとんどで、一例としては飲食店の「居抜き」のように、洋食店を和食店に変えるという形態である。他にも、従業員と取引先だけを引き継ぐというケースもあって、他の M&A 機関が手がけられないような場合でも、国の政策からすると事業承継を通じた経営資源の有効活用ということになるので、センターとしてはそういったケースにも支援を行っているという。

親族内承継についても、センターでは幅広い相談を受け付けている。この種の承継希望は、「基本的にどうしたら良いんだろう」という相談が多いが、親子間の「継ぐ／やっぱり継がない」というようなケースでも、センターのエリアコーディネーターが「息子さんと社長の間に入って、その調整役みたいな相談」もある。親子間の関係性やコミュニケーションには難しい側面もあるが、それでもセンターが間に入って相談を受け付け、専門家を派遣して両者からよく話を聞いて調整したら「事業承継計画を作成したい」ということになり、上手く事業承継計画が作成できたというケースもあるという。

事業承継にあたる親子間には、良好なコミュニケーションが求められるところではある。しかし、両者の行き違いや仕事の考え方や教え方、経営者としての見極め、兄弟関係がそこに加わると、いっそう難しくなる。それこそ、「親子間の葛藤は、もう様々なパターンがあるんですよ。非常にいろいろある。だから事業承継は難しいところがあるんですね」。そこに、財務状態の善し悪しも関わってくる。財務状態が悪いと、押し付け合いのようになって、なかなか話が進まなくなる。そうした様々な親子間の葛藤は、なかなか外部の人には話

しにくい。特にメインバンクなどの金融機関相手だと、自分たちの借入条件に影響するかもしれないので、いろいろなツテでセンターに繋がれてくるケースもあるという。そうしたケースにも、センターは秘密厳守が徹底されているので、安心して相談することができる。

他にも長野県事業継承・引継ぎ支援センター独自の取り組みとしては、愛知県や豊橋市との連携、静岡県でのイベントを通じた広報活動などを行ったりしている。「地域性が出る事業だになっていう印象がある」という。

様々な相談も受け付けるセンターでは、長野市を中心に活動しているスタッフは常時、各エリアに駐在しているスタッフは月に一度集まって情報共有を行っているという。例えば、親族内承継グループには承継コーディネーターの柳澤氏のほか、エリアコーディネーター 4 名が所属している。もう一つの M&A チームには、サブマネージャーの倉田氏を含めて 6 名が所属している。どちらのチームも月 1 回は情報交換のミーティングを持ち、さらに両チームが合同で情報共有するミーティングも月 1 回のペースで行っているという。

長野県事業継承・引継ぎ支援センターでは、倉田氏、柳澤氏をはじめ、エリアコーディネーターの専門家は金融機関の OB が多いという。広報活動・相談・診断から始まり、時として複雑な案件を取り扱い、各種の専門家に繋げていくなどのサポートまで、幅広い業務を担当するセンターの専門家は、基本的なスキルの高さや高度な専門知識もさることながら、地域や現場に密着した実務経験によって事業承継のニーズに応えていることが分かった。

むすびにかえて

倉田氏、柳澤氏のお話をうかがって、個々の企業の事業承継にはそれぞれの事情や課題があり、共通するスキームを当てはめてそれで完結するものではないということがよく分かった。センターには守秘義務が厳しく課されているため、個々の案件について詳細には触れられなかったが、豊富な実務経験をもと

にうかがった説明からは、支援事業の複雑さやたいへんさが伝わってきた。しかし、インタビューの冒頭でうかがった長野県の特徴や産業構造、特産物などの話からも、お二人が地域をととても大切に思い、その実情に精通しているという印象を強く持った。事業内容の説明からも、話しやすさとともに、誠実で実直なお人柄が垣間見えた。

センターで注力されている事前段階からの相談活動の強化を通じて、個々の企業のニーズをていねいにくみ取り、目的とする円滑な事業承継に向けてさまざまな支援を行っていくために、地域に寄り添い実情をよく知ることは不可欠だろう。今回のインタビューからは、そうした信頼感を実感できた。それぞれの経営者が、事業承継を意識し始める準備段階から、税制や資産移転のような高度な経営課題まで、まずは事業承継・引継ぎ支援センターを活用して円滑な事業承継に繋げていくことを願ってやまない。



(インタビューの様子。2024年9月17日撮影。)

(謝辞)

今回の「企業調査」にあたって、長野県事業継承・引継ぎ支援センターの倉田篤氏、柳澤宏季氏には、お忙しい中、貴重なお話をお聞かせいただき、本当

にありがとうございました。また、たいへん充実した資料をご用意いただいた上で、この報告書単体では取り上げることのできないくらいの豊富なデータや図表をご提供いただきました。参加者との質疑応答にも快く応じていただくとともに、さらに詳細な解説を加えていただきました。その分、参加者との議論もたいへん盛り上がり、当初予定していた時間を超過してしまいました。その後のお仕事に差し障ったのではないかと恐縮するばかりです。

当日うかがったお話の内容をすべてこの報告書で取り上げることはできませんでしたが、ご説明と提供いただいた資料から、長野県の事業承継の現状、長野県事業継承・引継ぎ支援センターの業務内容とご貢献がよく分かりました。ここに記して感謝申し上げます。

注

- 1) 企業調査の対象企業への追加調査および調査内容を論文等に活用することを希望する所員は、経総研担当までご一報下さい。それらの公表にあたっては、相手先企業／団体の許諾を必要とする部分があります。
- 2) 支援内容、支援事例等は、中小企業基盤整備機構＞事業承継・引継ぎ支援センターHPを参照されたい。
https://shoukei.smrj.go.jp/#counseling_counter (2024年11月4日閲覧)
- 3) 打田委千弘「地域における事業承継の現状と課題について—沖縄県・愛知県に関するアンケート調査の比較から」『愛知大学三遠南信地域連携研究センター紀要』第7号、2021年7月。84ページ。なお、この論文を含めて打田教授の多くの研究では、独自の調査・分析をもとにした豊富な知見や実践的なインプリケーションが明らかにされている。
- 4) 村松清孝「事業承継支援の現状と今後の新たな展開・展望（第9回中産研セミナー講演録）」愛知大学中部地方産業研究所『年報中部の経済と社会2022年版』2023年3月。6ページ。
- 5) 打田委千弘（研究代表）ほか『中部地方の地場産業と後継者問題：プロジェクト調査報告書』愛知大学中部地方産業研究所、2020年。この研究プロジェクトは、豊川商工会議所会員企業約2,500社（回答数223社）の経営者および後継者候補、豊橋信用金庫取引先企業500社（回答数255社）の経営者を主な対象として行ったアンケート調査を詳細に分析している。
- 6) 中小企業庁『2003年版中小企業白書』2003年5月公開。『中小企業白書』は、次のURLから閲覧した。2005年版から2014年版は、下記①。2015年版から直近の2024年版は、下記②より。なお、2007年版までの本文は、現在HTML版のみ提供されている。以下、白

書については URL を略記する。

- ① <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11551249/www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>
- ② <https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html> (2024年11月4日閲覧)
- 7) 中小企業庁『2006年版中小企業白書』2006年5月。第3部「テーマ分析[2]」。
- 8) 中小企業庁『2010年版中小企業白書』2010年4月。100～103ページ。
- 9) 中小企業庁『2011年版中小企業白書』2011年7月。147～152ページ、第2-2-29図「地域中小企業の事業引継ぎ円滑化支援」。
- 10) 中小企業庁『2013年版中小企業白書』2013年4月。127ページ。
- 11) 前掲書、138ページ。コラム2-3-1。この時点での「全国7か所」とは、北海道、宮城県、東京都、静岡県、愛知県、大阪府、福岡県の7道府県である。
- 12) 中小企業庁『2014年版中小企業白書』2014年7月。252～253ページ。
- 13) 中小企業庁『2023年版中小企業白書』2023年6月。113ページ。
- 14) 中小企業庁『2006年版中小企業白書』2006年5月。第3-1-12図「資本金規模別の代表者の平均年齢の推移」、第3-2-5図「後継者の決定状況」。
- 15) 東京商工リサーチ「2023年『全国社長の年齢』調査」2024年2月2日発表。この調査で「70代以上の社長の構成比が、35.49%と年代別で最も多く、事業承継の遅れも浮き彫りになった」とされている。同社の「後継者不在率」調査(2023年11月)によれば、後継者不在企業の割合は「61.0%と初めて60%を超えた」という。社長の平均年齢の上昇は、帝国データバンクの調査でも確認できる。
https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198339_1527.html (2024年11月4日閲覧)
- 16) 中小企業庁『2024年版中小企業白書』2024年7月。108～109ページ、第1-3-29図「中小企業の経営者年齢の分布(年代別)」、第1-3-30図「中小企業における後継者不在率の推移(年代別)」。社長年齢の分布のデータは帝国データバンク「企業概要ファイル」が、後継者不在率は同社の「企業概要ファイル」、「信用調査報告書」がもとになっている。
- 17) 中小企業庁『2014年版中小企業白書』2014年7月。270～271ページ、図3-3-21「事業承継の支援体制(イメージ)」。
- 18) 中小企業向け事業引継ぎ検討会「事業引継ぎガイドライン～M&A等を活用した事業承継の手続き～」2015年3月。29～46ページ。
- 19) 中小企業庁「第三者承継支援総合パッケージ」2019年12月20日。2ページ。
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2020/200130shoukei.pdf> (2024年11月4日閲覧)
- 20) 中小企業庁『2021年版中小企業白書』2021年7月。411ページ、コラム2-3-6。事業承継・引継ぎ支援センターの主な支援内容については、同センターのHPを参照されたい。
https://shoukei.smrj.go.jp/#support_detail (2024年11月4日閲覧)
- 21) 中小企業庁『2022年版中小企業白書』2022年7月。97ページ、第1-1-91図「中小企業のM&A実施状況」。

2024 年度経営総合科学研究所企業調査報告

- 22) 以下の記述は、訪問日（2024年9月17日）の聞き取りを元にした報告者の取材ノートから書き起こしている。記述にあたっては、できる限り正確性に注意を払ったが、もし誤謬があるとすれば、それらはすべて報告者が責めを負うべきものであり、倉田氏、柳澤氏の責任ではない。
- 23) 長野県の特徴については、長野県公式 HP > 「データで見る信州」も参照されたい。
https://blog.nagano-ken.jp/data_cat/life（2024年11月10日閲覧）

資本主義と貨幣について語り続けるということ

——岩井克人『資本主義の中で生きること』の主要論点

塚 本 恭 章

本稿の目的は、二〇二三年に文化勲章を受章された岩井克人先生の新刊『資本主義の中で生きること』(筑摩書房、二〇二四年九月二〇日初版)をめぐって、私自身がとりわけ大きな知的関心をもった本書の重要論点を提起することです。本書刊行を機とした岩井克人先生との対談インタビューの草稿としてもとは作成されたものですが、本稿をふまえたより本格的な論考を次回に執筆する計画であり、そのための準備作業ともなることでしょう(岩井先生との対談インタビューは、二〇二四年一月七日に神田神保町の「読書人」の社屋にて実施されました。⁽¹⁾ 本書への私の書評を、すでに『情況』と「週刊読書人」の二つの媒体において発表しています)。

*

本書『資本主義の中で生きること』の刊行後、私は、秋学期二年次生の演習系科目「基礎演習」で、

本書を輪読テキストとして活用しました。それには、以下に述べるような複数の明確な理由が存在します。

もちろん一つめは、本書が岩井先生の「新刊」であることです。日本で本書をテキストにした「最初の授業」となったかもしれません。だが、それ以上に大きなもう一つの理由は、本書が「岩井克人」の「思考」の全体を鳥瞰できる作品ということです。二つの意味合いがあります。

一つは「岩井克人」であるという点です。岩井先生の研究テーマは多岐におよび、不均衡動学の理論、資本主義・貨幣論、会社・法人論、会社統治論、信任関係論、「言語・法・貨幣論」など、経済学を出発点にしながらもそれをはるかに越境しています。一人の経済学者による、経済学、法学、倫理学などを有機的に結び付けた「統一的な研究」の全体像が、本書から学べることになるのです。経済学史をふりかえってみても、アダム・スミス、マルクス、シュンペーター、ヴィクセル、ハイエクそしてケインズなど偉大な経済学者は、みな「資本主義」について語ってきました。岩井先生の経済理論研究こそは、まさにこうした偉人たちの「学問史」を独自に引き継ぎ、語り直すものにほかなりません。

さらにいえば、「資本主義」について語り続けるためには、「貨幣」、「法人」、「信任関係」、そして「言語・法・貨幣」という社会的媒介（社会的実体）が「人間」社会にもたらす「自由」についても語らないといけません。本書『資本主義の中で生きるということ』は、こうした大きなテーマについて、半世紀におよんで語り続けてきた岩井先生の深い「思考」の集大成ともいえるエッセイ集です。それらについて描き出される「世界」こそは、二〇一五年の学問的自伝『経済学の宇宙』（日本経済新聞出版社、「補遺」を含む文庫版刊行は二〇二一年）における「宇宙」という言葉がけっして誇張ではないほどの豊かな拡がりをもっています。したがって、本書を経済学部生にむけて有効活用しない手はありません。

もう一つは、岩井克人の「思考」であるという点です。岩井先生の「思考」は、既存の経済理論を根源的か

つ批判的に捉え直しながら、つねに独自の見解を打ち出すものです。その「思考」をつうじてわれわれが実感できるのは、「学問」というものの凄さ・面白さであり、それを学ぶ楽しさなのです。『資本主義の中で生きるということ』がもつ「真価」に学生諸君とともに少しでも近づけることを願い、今後の数年間は本書を演習系科目のテキストとしていきたいと思っています（講義系科目のテキストには、『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』東洋経済新報社、二〇二〇年をこの五年間活用し続けています）。私は本書の「真価」という表現を使いましたが、岩井先生の学問的思考は、われわれが想像している以上に、じつはもっともっと「深い」ところで有機的に結び付いているのではないか。そうみなしたとき、岩井克人の深い学問的思考を「追体験」できることこそが、本書の「真価」に辿り着くためのきわめて有効な方法なのです。

*

以下、私自身が学問的にひととき興味深いと考える六つの主要論点を提起し、本書を読み解くための〈導きの糸〉としてみたいと思います。

（一）岩井エッセイ集の「集大成」

新刊『資本主義の中で生きるということ』は、岩井先生のこれまでの数多くの「研究」成果にもとづくエッセイ集です。日本語での最初の著書である一九八五年の『ヴェニスの商人の資本論』、そして二〇〇〇年の『二十一世紀の資本主義論』に続く、エッセイ集の集大成となる三冊目の作品となります。

いうまでもなくここでの「集大成」という場合、岩井先生の研究テーマについての論考やエッセイが網羅されているというだけでなく、それらが岩井先生自身によって拡充され、深められた「思考」そのものが凝縮さ

れているということがより重要だと思います。資本主義論、貨幣論はいうまでもなく、会社・法人論、信頼関係論、「言語・法・貨幣」論などについて、岩井先生の現時点での思考の到達点を知ることができるからです。

ところで、すでに述べておいたように、本書と同じく筑摩書房から刊行されている『ヴェニスの商人の資本論』と『二十一世紀の資本主義論』は、いずれも長編論考を巻頭におき、その後、各エッセイを配置する構成になっています。本書『資本主義の中で生きるということ』は、それとは異なっています。「ファンレター」と題する短いエッセイが巻頭にあります。その理由については本書「あとがき」でも触れておられますが、上記をふくめて、あらためて本書刊行の狙いや意図、既刊書とのつながりや岩井先生における本書の位置づけなどについて、われわれはどのように理解することができでしょうか。

（二）『経済学の宇宙』あとがきの「頂点」と「没落」

本書「Ⅵ 時代の中で自分を振り返る」に所収されている二〇一五年の『経済学の宇宙』の「あとがき」。二頁の短い文章ですが、時代史と自分史をめぐる岩井先生の「思考」のほとんどすべてが集約されている印象です。したがってそこには、この「あとがき」を本書に所収するなにか必然的な理由があったのではないでしょう。か。本書全体、いや、岩井先生の学問研究全体をいわば象徴しているのが、この「あとがき」にもある「頂点」と「没落」という岩井先生に独自の表現にほかなりません。

ポール・サムエルソンやロバート・ソローといったMIT大学院時代の岩井先生にとっての「先生」は、当代随一の経済学者であり、主流派経済学の頂点に立ち続けた人物でもあります。主流派経済学の枠内で早々と論文を一流誌に掲載し、三年かからず博士号を取得した岩井先生は、主流派経済学の最先端の地である米国

で学者人生の「頂点」を迎えることになるのです。しかしながら岩井先生は、経済成長理論の研究を続けるよう励まし、当該分野のフロンティアで活躍している経済学者を紹介しようと進言されたソローの申し出を断り、ケインズ経済学（不均衡動学）の研究にテーマを大きく変えていくのです。主流派経済学の研究から「主流派経済学批判」に転じていく学者人生は、こうして「没落」が始まっていったとみずから回顧されています（岩井克人他『経済学の宇宙』二〇一五年）。

岩井先生がいわれる「頂点」と「没落」、ここにはいったいどんな「含み」が込められているのでしょうか。このことは、岩井「資本主義・貨幣論」の意義や位置づけをより内在的に理解することと関連しているはずであり、主流派経済学の頂点にいたサムエルソンやソローに対する評価の高低にも関わってくることでしょう。さらにいえば、「頂点」から「没落」していく過程において、岩井先生の学問的姿勢に大きな影響をおよぼすことになった宇沢弘文先生の「宇沢問題」をみずからの問題として意識し続けることになったことも、けっして見逃すことはできません。

（三）語り続けてきた「資本主義」と「貨幣」

あえて端的に述べるならば、岩井先生は、なぜこれほどまでに長く「資本主義」と「貨幣」について語り続けることができた（できる）のでしょうか（もちろんこの点についての言及は本書の「あとがき」や、既刊書にもあります）。逆にいうならば、現時点で「資本主義」と「貨幣」についてどれだけ語り尽くすことができた、岩井先生は総括されているのでしょうか。私自身がとりわけ注目したいのは次の二点です。

一つは、岩井先生が、「資本主義」と「貨幣」についての体系的結論にすでに一九八〇年代には到達されて

いたと考えられることです。

前者については、「シュンペーター経済動学」を数学的に定式化するなかで、「資本主義の基本原理（利潤の差異原理）」に到達されている。「遅れてきたマルクス」はその内容を概説したエッセイです（『ヴェニスの人々の資本論』所収）。後者については、「貨幣の進化」論文をつうじて、「貨幣の自己循環論法」理論に到達されている。「貨幣の『靴ひも』理論」というエッセイはその一例です（『二十一世紀の資本主義論』所収）。重要なのは、岩井先生自身の「資本主義・貨幣」論は、時代こそ変わっても、まったく変わっていないということです。このことをどうみればよいか（われわれは依然、岩井先生の思考の真意に達していないのでしょうか）。

二つめは、上記の内容とほとんど同じですが、岩井先生が「現実が理論に追いついた」と時折、語っておられることです（たとえば『会社はこれからどうなるのか』平凡社ライブラリー、二〇〇九年、『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』東洋経済新報社、二〇二〇年など）。いうまでもなくその「理論」とは、岩井先生の「資本主義論」であり、「貨幣論」のことです。「資本主義の基本原理（利潤の差異原理）」と「貨幣の自己循環論法」理論こそは、岩井先生によれば、じつは経済学の長い歴史のなかで、ずっと抑圧ないしは抹殺されてきたのです。本書「Ⅴ 時代を超えて考える」に所収されている長編論考「『貨幣論』の系譜」は、古代ギリシャのアリストテレスの「貨幣の逆説」とアダム・スミスの「貨幣の抑圧」という思考の対立構造をつうじて、経済学史と経済思想史の新たなあり方と存在意義を明確に打ち出す試みをなしています。

岩井先生がよく示唆されているように、「資本主義」と「貨幣」は本来に不可思議な存在です（「法人」も同様）。その「不可思議さ」に岩井先生が惹かれ続けていることは確かではありません。ただそれと同時に、主流派経済学が「資本主義」と「貨幣」という重要テーマについて「抑圧」し続けている状態を「批判」し続けることとの学問的必然性を強く感じ続けておられること、このことが、岩井先生自身がこれだけ長く「資本主義」と

「貨幣」について語り続けてこられた大きな理由の一端があるのではないか。このことは、「不均衡動学」の現代版構築への挑戦とも軌を一にしているはずだ。だからこそ、本書「あとがき」にあるように、「経済思想史」についての書物を書くことを将来的な目標に置かれていたのではないだろうか。

四) 岩井「経済思想史」の独自性と潜勢力

冒頭エッセイ「ファンレター」の送り主の米国女性Eさんは、一九八一年にエール大学で「異端の経済学」と題した岩井先生の「経済思想史」の講義を履修されていたようです。私はそのエッセイを読み、岩井先生が本書の「あとがき」において、「経済思想史」に関する著書を将来的に刊行するプランがあるとあらためて書かれていたのを読んだとき、Eさんの「ファンレター」の内容に共感すると同時に、次のように思ったことも正直に告白しておきます。「岩井先生の経済思想史の本が刊行されたら、私はもう一度、対談させていただく機会に恵まれるかもしれない」と。

岩井先生の「経済思想史」の潜勢力の所在も多岐におよんでいると私は思っています。「経済学」と「経済思想史」のふたつを有機的に結びつけるのが、岩井先生による独自の「経済学批判」という方法であることはいうまでもありません。主流派経済学においてはあくまで「実体」経済の補助手段であり派生物にすぎない「貨幣」こそが、じつは「実体」そのものを根源的に支えていること、マルクス経済学における「貨幣のパブル（恐慌）」ではなく「貨幣のパニック（ハイパーインフレ）」こそが、資本主義経済の真の危機であるなど、既存の経済学説の思考を「逆転」させていることなどは、「経済学批判」にもとづく岩井理論の大きな特徴です。

さらに岩井「経済思想史」の顕著な特徴をなしているのは、経済学を「社会科学」というよりは「人間科学」として捉え直し、「人間」がまさに「人間」として「生きる」ことを可能にする「言語・法・貨幣」という社会的媒介（社会的実体）についての思考を深めながら、それこそが岩井「経済思想史」の出発点であることです。その意味では、本書の題名『資本主義の中で生きるということ』は、すでに将来の岩井「経済思想史」のスケルトンを浮かび上がらせているともいえそうです。

岩井先生は「法人」論・「信任関係」論など経済学を越境し、アダム・スミス以降の理論体系が葬り去った「倫理」こそが、「法人」を中心的存在とする資本主義社会のまさに中核にあることをあらためて「発見」されました。一言でいえば、経済学というひとつの固有分野を超える研究を大きく推進させることで、一見「経済思想史」とは直接的に関係がないようにみえる論点がむしろ重要であることが鮮明になり、「経済思想史」そのものの理論的水準が引き上げられているということです。岩井「経済思想史」についてのこうした論点は、私自身の考察テーマかもしれません。

五）岩井「会社・法人論」はこれからどうなるのか

岩井「資本主義」論は、1）貨幣、2）法人、3）信任関係の「発見」から成り立っています。岩井先生に独自の「二階建て構造」論としての会社・法人論がもつ理論的射程は広く、それがフリードマンらの株主主権論と自由放任主義への根源的批判をなしていることは当然です。さらに、日本における社会、日本の会社を「多元的な普遍性」のなかの「一つの普遍」とみなす岩井先生の「思考」を明確に表明するものでもあります。

ここでは次の二点がきわめて重要な論点となるはずです。一つは、「会社・法人論」研究から岩井先生が新

たに推進されている「信任関係論」についてです。より根源的な人間関係こそは「信任関係」であり、「契約関係」はそこから派生したものであると岩井先生は表明されている。ここにも主流派経済学批判と同時に、主流派経済学の基本思考の「逆転」が読み取れます。産業資本主義からポスト産業資本主義の時代への転換においては、「おカネで買えないヒトの頭脳の創造性しか、差異を生み出してくれない」（岩井「二〇二四」、二五四頁）。二つめは、この文章後に付された脚注4「付記」についてです。岩井先生が現在、最も多くの時間を割いて思考されている「大問題」とは、まさに生成AIやLLM（大規模言語モデル）などの爆発的発達という近年の現象そのものにほかなりません。そのことは「機械が人間以上の知的な創造性を持つことになる日がもう間近に迫っているかもしれないことを告げている」のであり、「それは、ヒトとモノとの関係が再び逆転してしまう日でもあるはずである」（岩井「二〇二四」、二五九頁）。こうした「逆転」のインパクトは、「資本主義」や「会社」のあり方そのものにどのような影響をおよぼしうるのでしょうか。

六）岩井先生にとっての「先生」と「友人」

本書の最後「Ⅷ 亡き人を悼む」の全体を通読すると、長年の友人だった石川経夫君、「先生」であり「師」であった宇沢弘文先生、小宮隆太郎先生など、岩井先生への知的影響の大きさがよく分かります。集大成としての岩井エッセイ集の締め括りとしてもっともふさわしいのではないでしょうか。五一歳で亡くなられた、長きにおよぶ盟友の石川経夫君への「弔辞」には、「君の与えてくれたものを君には返せない。だから、僕たちはそれを世の中に返すしかないのです」（岩井「二〇二四」、三四八頁）とあります。心に沁みる一文だと思います。先に触れた米国女性Eさんが岩井先生に送った「ファンレター」の内容に通じるものがあるはずです。

一〇年前の宇沢弘文先生「追悼文」（二〇一四年九月二八日）を読み直され、岩井先生は率直に今どのような感慨をもたれるのでしょうか。『経済学の宇宙』にある「宇沢問題」は「宇沢・岩井問題」として、これからの残りの二十一世紀、さらには二十二世紀においても引き継がれていくことでしょうか。

ここでいわれる「宇沢問題」ないし「宇沢・岩井問題」とは、自由放任主義に理論的基礎を与える主流派の新古典派経済学への批判および新古典派経済学からの脱却という「冷徹な頭脳」と、正義感にもとづく自由放任主義批判という「温かい心」とのあいだのギャップのことであり、このギャップのあいだで宇沢先生は長らく葛藤されてきたのです。その大いなる「葛藤」こそが、岩井先生の研究姿勢に色濃く深い影響をおよぼし続けてきたことは、上記の二）ですでに言及したとおりです。本書に所収されている、岩井先生の宇沢弘文先生「追悼文」の最後に記載されている、次のような文章を書き記しておきます。柔和にみえる晩年の宇沢先生の本当の素顔は、想像のなかでじつは厳しい顔つきであり、「その顔は、私の世代、いやもつともつと若い世代の経済学者に対し、『冷徹な頭脳』と『温かい心』とを結びつける仕事は残されたままであることを告げているのです」（岩井「二〇二四」、三五八頁）。

【追記】

岩井克人先生の新刊『資本主義の中で生きるということ』をめぐって実現した、岩井先生との対談・インタビュー。これについて、最後に言及しておきたい。本稿に記したように、対談は二〇二四年一月七日に実施された。私はかつて、二〇〇四年冬学期の岩井先生の東大「経済学史」講義を拝聴する機会を得たが、それからじつに二〇年、岩井先生に直接お目にかかることがなかった。岩井先生のご著書の書評を一般紙に執筆し、『経済学の宇宙』や『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』をもとに長文論考を学術専門誌に書き、ICU国際

基督教大学での岩井先生の最終講義（Z o o mにて実施）を拝聴しそのレポートを発表し、これまで本当に数多くのメールをつうじて学問的やり取りをさせていただいてきたにもかかわらず、だ。もしかしたら、自分には岩井先生とお会いできる機会が今後も訪れないのではないかと思ったこともあったかもしれない。二〇年ぶりの再会にして、新刊をめぐる初めての対談。本当にきわめて幸せな時間であった。

岩井先生がみずからの学者人生をゆつくりと振り返りながら紡がれていったひとつひとつの肉声としての「言葉」の重みを感じながら、私は耳を傾け、そしてインタビューを続けた。ポール・サムエルソンやロバート・ソローらをMIT大学院で指導教授としながら、主流派経済学のまさに中心地アメリカで「頂点」を迎えることになった若き日の岩井克人。MIT大学院留学時代は一九六九年から七二年。それゆえ、その当時の岩井克人氏の話は、対談当時五〇歳の私（一九七四年生）がこの世に生を受ける以前のことである。岩井先生の「生身」の姿とそこから発せられる「肉声」をつうじて、まさに広大なる「経済学の世界」の拡がりをはっきり垣間見えた。学問的自伝『経済学の宇宙』で活写されている「活



岩井克人先生（左）と著者
（株）読書人の社屋にて（2024年11月7日）

字」をつうじた「経済学の世界」とは大きく異なる印象を抱いたのだ。人間同士が同じ時間に同じ場所で、こうして「対面」して「対談」できることがどれだけ貴重で得難いことか、心底実感することができたのではないかと思っている。

主流派経済学の「頂点」から、その後、主流派経済学批判へと転じ「没落」していった自分自身は「当然ながら世界の岩井ではない」といわれるが、「経済学の世界」は主流派経済学のそれに限定されうるものではなくてない。岩井先生の「批判」的思考こそは「独自」の理論彫琢に遺憾なく発揮され続けており、主流派経済学が今なおその理論体系において抑圧し続けている「資本主義」や「貨幣」についての根源的探究は、本書『資本主義の中で生きるということ』における、最も重要な学問的営為のひとつをなしている。対談を終えた翌十一月八日、岩井先生にお送りしたメールの一部で、私は以下のような感慨を書き綴っていた。「二〇二四年一月七日に岩井先生にお会いできたこと、新たなスタートの日にしたく思います。本音をいえば、岩井先生はやっぱりとてもカッコいいな、そう二時間ずっと思っておりました。みずからに課された問題を見いだし、納得いくまで解くこと。その学問的営みをこれほどまでの高い水準で持続されてこられたこと、さらにいえば、細部にいたるまで岩井先生は本当に正確に記憶されており、こういったことすべてに大きな感銘をうけました」。

本書『資本主義の中で生きるということ』を演習系科目の輪読文献として活用している私は、ぜひ履修学生へのメッセージをいただけないかと尋ねした。岩井先生はしばし思考し、丁寧に返答してくださった。岩井先生の内容的にきわめて深いメッセージを学生諸君が心から理解できるその日がくるまで、私は本書と一緒にそのメッセージを語り続けていきたい。そして最後にこう記して本稿を締めたい。二〇年ぶりに岩井先生にお会いできたこと、それは二〇年という長い年月をかけて私自身が岩井理論や岩井「経済学史」を学び吸収する

ための期間だったのであり、私の岩井先生との再会をあえて時間が「待たせていてくれた」のである。

注

(1) 岩井克人先生との対談・インタビュは、「週刊読書人」二〇二四年二月六日、第三三六八号の一・二面に掲載されました。岩井先生の当該新刊『資本主義の中で生きること』への私の書評は三面に掲載されています。タイトルは「資本主義はこれからどうなるのか―貨幣・法人・信任関係の『発見』をつうじて」、です。なお当然のことながら、紙面に掲載されている私のインタビュの文言と本稿のそれがやや重複している箇所があることをあらかじめ指摘しておきたいと思っています。

(2) 岩井先生自身が経済学の偉大な先人たちの思考を「追体験」ないしは「追認」できたときこそが、「経済学って本当に面白い」と感じた瞬間であるようです。その内容の多くは二〇一五年刊行の学問的自伝『経済学の宇宙』で書かれておられますが、とりわけ以下の六点を指摘されています(岩井先生からの私信より)。1) 東大法学部時代に根岸隆先生の「近代経済学」講義を拝聴したとき、2) 『不均衡動学』を執筆している際、ヴィクセルの不均衡累積過程論をみずから定式化でき、貨幣賃金の硬直性がその不均衡累積過程を安定化させるというケインズによる洞察の意味を理解したとき、3) マルクス価値形態論の破綻を見いだしたとき、4) 「法人」という概念を発見したとき、5) その延長で「信任(関係)」という概念を発見したとき、6) 「貨幣論」から法論、言語論に向かう過程で、これまでの人類の思考の多くが、「社会的媒介」について思考できなかったこと(あるいはそれについての思考を拒否したこと)が、誤りを生んでしまったことに気が付いたとき、です。

【参考文献】

岩井克人「二〇一五」『経済学の宇宙』(聞き手 前田裕之) 日本経済新聞出版社。
 岩井克人「二〇二四」『資本主義の中で生きること』 筑摩書房。

執筆者紹介（執筆順）

鎌倉 友一	愛知大学経営学部教授
田中 孝治	愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
野末 英俊	愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
加藤 好雄	福知山公立大学地域経営学部准教授 愛知大学経営総合科学研究所客員研究員
神頭 広好	愛知大学名誉教授 愛知大学経営総合科学研究所名誉研究員
山本 大造	愛知大学経営学部教授
塚本 恭章	愛知大学経済学部専任助教

資料交換の場合は、お手数ながら下記あてまでお送り下さい。

印刷 2025年 3月24日
発行 2025年 3月31日

経営総合科学 第122号

編集者代表 山本 大造
印刷・製本 (株) あ る む

発行所 愛知大学経営総合科学研究所

〒453-8777 名古屋市中村区平池町4-60-6
TEL 052-564-6124 FAX 052-564-6224

THE KEIEI SOGO KAGAKU

(JOURNAL OF MANAGERIAL RESEARCH)

No. 122

2025・3

CONTENTS

Articles

- Cancellation of Approval for Blue Return without Giving
an Opportunity for Prior Defense by Presenting Opinions, etc
.....Tomokazu Kamakura
- Hyogo North Customs and the Old Style Accounting
in Muromachi Period in Japan.....Takaharu Tanaka
- Company Modernization and Workers:
Productivity and Job SatisfactionHidetoshi Nozue
- Transformation of Value Delivery in the Hotel Industry:
The Impact of Variations in Customer Evaluations of
Contactless Services on Accommodation Plan Selection.....Koyu Kato

Notes

- Research or Difficult Problems in Mathematics Based on Paint Theory:
Fermat numbers, Legendre Conjecture, and the Problem of Finding
the Total number of Perfect numbersHiroyoshi Koze
- Reflections on Capitalism and Money:
Key Issues in Katsuhito Iwai's
Shihonshugi no Nanade Ikiru to Iu Koto.....Yasuaki Tsukamoto

Report

- Research Report in 2024
The Community-based Creditable Public Support Institution:
Nagano Rectorial Business Continuation
and Succession Support Center..... Daizo Yamamoto

PUBLISHED

BY

INSTITUTE OF MANAGERIAL RESEARCH

NAGOYA, JAPAN